

頑張る企業のための
事業活用ガイドブック
2020

ふくい産業支援センター 頑張る企業のための事業活用ガイドブック ご利用にあたって

このガイドブックは、当センターをご利用になる際の「手引書」として、各種支援施策・イベント等を幅広く紹介したものです。

ご注意

1. 当ガイドブックでは、支援施策の概要を紹介しています。詳細につきましては、各支援内容のページ下部に「問い合わせ先」を記載していますので、ご利用ください。
2. 掲載されている施策は、項目・要件・申請時期などが変更される場合もありますので、ご利用の際にはご確認ください。
3. ここで紹介する各種施策について、中小企業および小規模企業とは以下の者を指します。

【中小企業の定義】

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業・その他	資本金3億円以下 又は 従業員者数300人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は 従業員者数100人以下
小売業	資本金5千万円以下 又は 従業員者数 50人以下
サービス業	資本金5千万円以下 又は 従業員者数100人以下

【小規模企業者の定義】

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業・その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員 5人以下

※ 上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われる範囲が異なることがあります。各種制度をご利用になる場合は、制度担当者にご確認ください。

頑張る企業の皆さんの意欲的な取り組みを支援します。

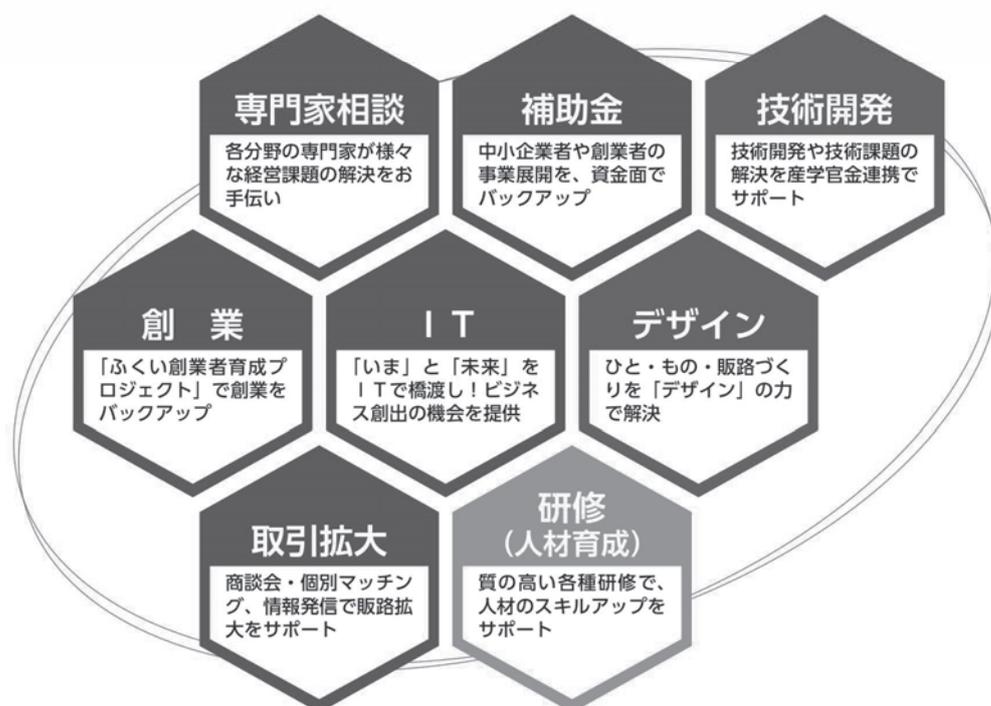
ふくい産業支援センターのご紹介

- 本県の中核的支援機関として、他の支援機関等^(※)と連携しながら、企業の経営課題に対応した支援を行います。

※福井県の中核的支援機関として認定を受け、商工会議所・商工会、中小企業団体中央会ほか、県工業技術センターや金融機関、業界団体などと連携しながら事業を行っています。

- 地域、業種、会員等の区別なく、県内で事業を営まれる中小企業の方ならどなたでもご利用いただけます。
- 県内外の専門家や職員が有する技術、デザイン、IT等の専門機能を活用して、創業の促進、人材育成、技術開発、新商品開発、販路開拓などを総合的にサポートします。

支援のカテゴリー



経営に関する様々なご要望にお応えします！

相談したい

各種相談窓口のご紹介・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1	総合相談概要
新分野への進出や経営改善に向けて相談したい・・・・・・・・	P 2	① 総合相談窓口での相談
自社の近くで総合的な経営相談したい・・・・・・・・	P 3	② よろず支援拠点 サテライト相談
新事業展開について自社の近くで相談したい・・・・・・・・	P 3	③ 地域会場相談会
専門的でより具体的な相談をしたい・・・・・・・・	P 4	④ 専門家の派遣
経営状況の診断を受けたい・・・・・・・・	P 4	⑤ 経営コンサルティング
事業承継について相談したい・・・・・・・・	P 5	事業承継のご相談
事業計画書作成のアドバイスを受けたい・・・・・・・・	P 6	国や県の支援制度の ご利用をバックアップ

創業したい

先輩起業家との交流や創業の課題解決への助言を受けたい・・・・	P 7	創業・ベンチャー発展の お手伝い
--------------------------------	-----	---------------------

ITを活用したい

相談や交流会を通してより深くIoT・AIを学びたい・・・・・・・・	P 9	ふくいAIビジネス・ オープンラボ
セミナーや開発イベントでIoT・AIを活用したい・・・・・・・・	P 11	IoT・AI、動画など 次世代技術の活用促進
県内の学生等を対象にした プログラム等の作品公募について知りたい・・・・・・・・	P 12	ふくいソフトウェア コンペティション

新規事業や設備導入の資金を調達したい

県内産業の元気再生を図る・・・・・・・・	P 13	ふるさと企業育成 ファンドの概要
経営多角化や事業転換に対して助成を受けたい・・・・・・・・	P 14	①新分野スタートアップ 支援事業
起業・創業に必要な費用に対して助成を受けたい・・・・・・・・	P 14	②創業支援事業
大学院でかかる修学資金に対して助成を受けたい・・・・・・・・	P 14	③ものづくり人材育成 修学資金貸与事業
観光客の受入れ態勢の改善に対して助成を受けたい・・・・・・・・	P 15	おもてなし産業魅力向上支援
事業承継の準備に対して助成を受けたい・・・・・・・・	P 16	ふるさと企業経営承継円滑化
販路開拓や生産性向上、 人材活用の取り組みに向けた助成を活用したい・・・・・・・・	P 17	小規模事業者支援強化事業
設備導入にあたり、リースや割賦制度を活用したい・・・・・・・・	P 18	小規模事業者等 設備貸与

※県内の融資制度・助成制度等はP 41に掲載

販路開拓をしたい（取引の適正化含む）

取引の相手（受注企業、発注企業）を探したい・・・・・・・・・・	P 19	取引先の紹介・あっせん
自社製品をWEB上でPRし 県内外発注企業との取引をしたい・・・・・・・・・・	P 20	福井県元気企業WEBサイト
商談会や展示会への出展などの情報がほしい・・・・・・・・・・	P 20	商談会・展示会の 開催情報の提供
技術や特徴ある製品を生かして大手展示会で販路開拓をしたい・・	P 21	新技術・新工法商談会の 出展支援
自社商品（食品）の販路開拓の支援を受けたい・・・・・・・・・・	P 22	ふくい食品戦略的 販路拡大支援
受注取引上に生じた法律上トラブルの相談がしたい・・・・・・・・	P 23	下請かけこみ寺
アジア市場への販路開拓について相談や情報収集をしたい・・	P 24	ふくい貿易促進機構 各拠点の運営

産学官連携による研究や製品開発を進めたい

産学官等連携により事業化を目指した研究開発をしたい・・	P 25	産学官共同研究 プロジェクトの支援
技術開発に関する産学官連携の研究動向を知りたい・・	P 26	「テクノふくい」発行
保有技術や意匠・商標について海外での特許権等を取得したい・・	P 27	中小企業等外国出願支援
国際感覚を有する技術者育成や、世界への本県技術の 発信・PRする上で支援を受けたい・・・・・・・・	P 28	次世代技術国際発信支援

デザイン開発をしたい

商品開発や販売促進のためのデザイン支援を受けたい・・	P 29	デザイン事業概要
デザイナーから商品開発の助言がほしい・・・・・・・・	P 30	① デザイナー派遣
最新のデザインについて知り、課題への助言がほしい・・	P 30	② グループカウンセリング
福井ものづくりキャンパスを活用した展示会をしたい・・	P 30	③ デザインラウンジ交流事業
ブランド創出や新商品開発に取り組みたい・・・・・・・・	P 30	④ 産地新ブランド創出・ 流通フォローアップ

人材の育成を図りたい

企業の研修・講座のご紹介（経営・技術・IT・デザイン）・・・	P 31	人材育成概要
マネジメントやマーケティングなど 幅広い分野の知識向上を図りたい・・・	P 32	経営管理コース《中産大》
繊維・眼鏡・機械等の技術向上を図りたい・・・	P 32	工業技術コース《中産大》
自社にあった研修の企画・運営をしたい・・・	P 32	企業内研修のサポート
インターネット商取引のノウハウに関する研修や ソフトの操作研修などでIT活用力の向上を図りたい・・・	P 33	IT研修《産業情報センター》
デザインマネジメントや商品開発手法などを習得したい・・・	P 34	デザイン研修 《デザインセンター》
生産現場の業務改善等の助言・指導を行う人材がほしい・・・	P 35	福井ものづくり改善 インストラクタースクール

情報を収集したい

当センターが発行している情報誌を読みたい・・・	P 36	情報誌 F-ACT（ファクト）
福井の企業支援施策をネット上で確認したい・・・	P 36	ポータルサイト「ふくいナビ」

施設を利用したい

産業情報センターの施設を利用したい・・・	P 37	福井県産業情報センター
産業情報センター嶺南支所の施設を利用したい・・・	P 39	福井県産業情報センター 嶺南支所
中小企業産業大学校の施設を利用したい・・・	P 40	福井県中小企業産業大学校

【資料】

県・市町の融資制度・助成制度等ご紹介・・・	P 41
コロナウイルス関連情報・・・	P 90
福井県信用保証協会のご案内・・・	P 105
お問い合わせ先一覧・・・	P 108

総合相談

企業が抱える様々な経営課題にお応えする総合相談窓口を開設しています。また、中小企業診断士をはじめ各分野の専門家等が、指導・助言を行うなど、相談者のニーズに合わせて課題解決に取り組みます。

経営の様々な課題・悩みにお応えします

《こんな課題にお応えします》

- 創業、IT・AI・IoT活用に関するご相談
- 生産効率化や現場改善など
- 新商品開発や新規事業展開の進め方
- 今後の経営戦略に関するお悩み
- 特許やISO取得などの必要な手続き
- その他、様々な経営課題

新分野への進出や経営改善に
意欲的に取り組む企業への助言等

〔 福井県産業情報センターや
県内各地での窓口相談（無料） 〕

① 総合相談窓口での相談

職員とIT、マーケティング、技術の専門家（曜日替わり）が、支援施策の紹介やアドバイスを行います。

② よろず支援拠点サテライト相談 ③ 地域会場相談会

国が選定したコーディネーター等が、県内各地で様々な経営課題に対し助言・指導・提案を行います。

専門的でより具体的な相談

④ 専門家の派遣

複数回にわたり企業での指導・助言が必要な経営課題に対して、各分野の専門家を派遣します。

企業診断とコンサルティング

⑤ 経営コンサルティング

企業診断を実施するとともに、課題克服に向けて継続的なコンサルティングを行います。

このほか以下の相談にお応えします。

- 事業承継に関する相談 ⇒P 5「事業承継のご相談」
- 創業・ベンチャーに関する相談 ⇒P 7「創業・ベンチャー発展のお手伝い」
- 発注企業と受注企業のマッチング ⇒P19「販路開拓のお手伝い」
- 産学官共同研究に関する相談 ⇒P25「産学官共同研究プロジェクトの支援」
- デザインを活用した商品開発 ⇒P29「デザイン支援」
- 社員研修に関する相談 ⇒P31「人材育成」

※どこに相談したらよいかわからない場合には「①総合相談窓口」へご連絡ください。

問い合わせ先

ふるさと産業育成部 総合相談窓口

TEL 0776-67-7400 FAX 0776-67-7429

① 総合相談窓口での相談

相談無料

中小企業診断士等の資格を持つコーディネーターと各事業の担当職員が、各々の専門分野を生かして様々なお悩みにお応えします。

～何かお困りのことがありましたらお気軽にご相談ください～

相談時間

相談場所

毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始は休み） 福井県産業情報センター（坂井市丸岡町）
午前9時～午後5時 3階 総合相談窓口

※ 先約等により対応困難な場合がありますので、
事前にご予約をお願いします。

総合相談コーディネーター紹介

曜日	月曜日	水曜日	金曜日
分野	事業計画作成、IT活用	経営全般、マーケティング	技術、品質管理、生産改善
保有資格	中小企業診断士、MBA	中小企業診断士、宅地建物取引主任者	中小企業診断士、技術士



北島CO



佐々木CO



津田CO



松田CO



佐治CO



高岡CO

※原則、毎週月、水、金曜日にコーディネーターを設置。その他の曜日は職員が対応します。

[\[コーディネーター勤務予定表\]](#) 当センターHP総合相談窓口のバナーをクリック

新型コロナウイルスの影響でお困りの方専用で、中小企業診断士等の専門家が適切な支援施策の提案から申請手続きの完了までをご支援する相談窓口を開設しました。

新設!

新型コロナ対策
フル活用!
オンライン
総合相談
窓口

福井県企業限定



↑詳しくはコチラ!

問い合わせ先

ふるさと産業育成部 総合相談窓口

TEL 0776-67-7400 FAX 0776-67-7429

「嶺南サテライトオフィス」でも専門家の相談を受けられます

相談無料

アクアトム（敦賀市）2階に開設したサテライトオフィスを拠点として、専門家相談や企業訪問による各種制度の情報発信等を行っています。

曜日	火曜日	木曜日	
分野	生産管理、6次産業化支援 ほか	【第1、第3週】 経営ビジョン作成、観光・まちづくり支援 ほか	【第2、第4週】 生産効率化、マーケティング ほか
保有資格	中小企業診断士	中小企業診断士、社会保険労務士、 国内旅行業務取扱管理者	中小企業診断士

問い合わせ先

嶺南サテライトオフィス(敦賀市神楽町2丁目2-4 アクアトム2階)

TEL 0770-22-0031 FAX 0776-67-7429

② よろず支援拠点サテライト相談

相談無料

単独の支援機関では十分に解決できない経営相談に総合的・先進的経営アドバイスを行う「よろず支援コーディネーター」が、県内各地において無料のサテライト相談会を開催します。



酒井チーフコーディネーター

[チーフコーディネーター]	酒井 恒了	[経営全般、支援のコーディネート]
[コーディネーター]	宇田川 静夫	[経営戦略、改善計画、IT導入支援]
	藤田 順一	[商品開発、HP作成支援]
	西山 雅彦	[デザインディレクター]
	田中 佳子	[料理家、飲食店運営支援]
	増田 建	[弁理士]
	市川 徹	[弁護士]
	竹長 妙	[税理士]
	木村 秀之	[中小企業診断士]
	吉川 健彦	[行政書士、海外販路開拓]
	水野 美紀	[デザイナー]
	清水 望	[Web制作・ネット活用]

問い合わせ先

よろず支援拠点

TEL 0776-67-7402

E-MAIL yorozu@fisc.jp

[よろず支援拠点サテライト相談所予定表]

福井県 よろず

検索

③ 地域会場相談会

相談無料

お近くの金融機関等で、新たな事業の展開や経営に関する日常的な課題等を一括してご相談していただける出張窓口を開催します。

開催回数	年8回(予定)	開催場所	金融機関等
費用	無料		
対象	○新事業展開に取り組む(予定)企業 ○経営全般にわたる諸課題を抱えている企業		
相談員	コーディネーター、産業支援センター職員		
申込	事前のお申し込みをお願いします。		

相談内容

- 事業承継・経営全般
販路開拓、事業承継等、経営全般についてのアドバイスや、支援事業について説明します。
- 経営革新
経営革新計画の認証を受けたいと考えている企業に対して、計画の作成指導等を行います。
- 創業・開業
創業準備、事業計画書の作成指導、また創業間もない企業が抱える諸課題への助言を行います。
- 新事業展開
経営資源を活かした新分野展開への助言、助成金、専門家派遣等の支援事業の説明を行います。

活用ポイント

- ・お近くの金融機関等を会場として、現在抱えている諸課題・問題について、専門家から助言が受けられます。
- ・相談後は、必要に応じて専門家派遣事業など他の施策に繋げ、継続して諸課題・問題の具体的解決を図ることが出来ます。

問い合わせ先

ふるさと産業育成部 総合相談・コンサルグループ

TEL 0776-67-7425 FAX 0776-67-7429

④ 専門家の派遣

それぞれの分野に精通した知識や経験を有する民間の専門家を企業に派遣し、適切で具体的な助言・指導を行います。

登録専門家

- 税理士
- 司法書士
- 技術士
- 社会保険労務士
- 経営コンサルタント
- 商業デザイナー
- ITコーディネーター
- エネルギー管理士
- 中小企業診断士
- 建築士 など

費用

専門家謝金1回あたり上限3万円以内(税別)のうち1/2が企業負担となります。
(嶺南地域の対象企業は、1/4負担となります)

利用回数

派遣上限は10回まで
但し、サービス産業における生産性の向上を図るグループの課題への派遣は20回まで
※派遣回数は専門家と協議してください。

対象

創業予定者、中小企業・組合・NPO等で具体的な経営課題をお持ちの方
およびサービス産業における生産性の向上を図るグループ
※お申込み後に、書類の審査を行わせていただきます。
お申込みから、審査、派遣決定まで、約3週間が必要です。

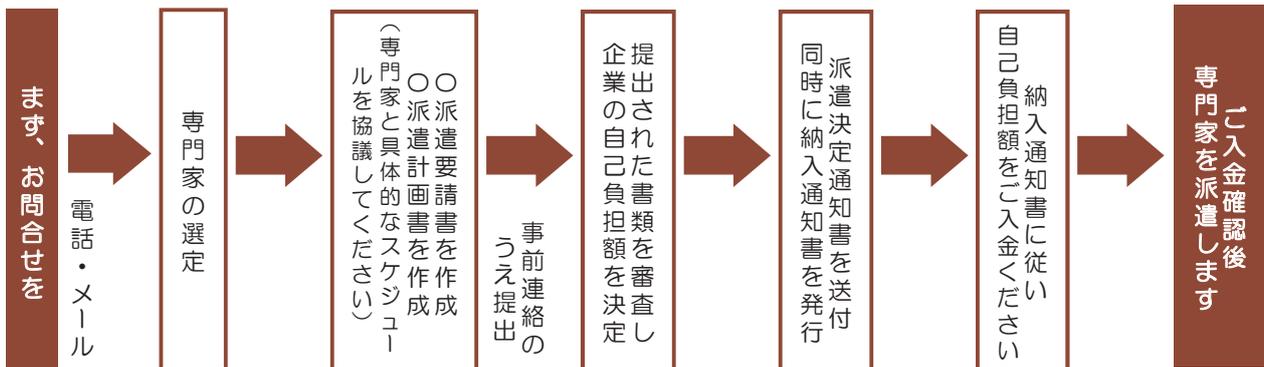
活用ポイント

- ・約100人の専門家が登録しているため幅広い分野でご活用いただけます。
※登録専門家の情報は、当センターホームページでご覧いただけます。
- ・少額の費用負担で民間の専門家からの具体的なアドバイスを受けられます。
- ・生産性の向上に取り組むサービス産業等のグループへの派遣は最大20回まで可能です。



※派遣要請書および派遣実施計画書は、ホームページよりダウンロードできます。
[アドレス] <https://www.fisc.jp/consult/expert/>

専門家派遣までの流れ



また、「ミラサポ(未来の企業☆応援サイト)」を利用した専門家派遣(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)も行っております。[アドレス] <https://www.mirasapo.jp/specialist/index.html>

ミラサポ 専門家派遣

検索

⑤ 経営コンサルティング

5S診断、工場診断、従業員アンケート等の「簡易診断」、全社的な現状分析・課題の抽出・改善策の提案を行う「企業診断」、課題克服や改善策の実行をサポートする「コンサルティング」を行います。

企業診断

- ◆ 現状分析 外部・内部環境分析、SWOT分析
- ◆ 課題の整理・抽出 事業・組織・財務・教育など
- ◆ 戦略案の策定・課題解決策の提案

コンサルティング

- ◆ マーケティングや生産性向上などの課題解決をサポート

活用ポイント

- ・個々の状況に応じた、多岐にわたるオーダーメイドの支援を受けることができます。
- ・問題解決に向けて、継続的なフォローを受けることが可能です。

※企業診断・コンサルティングには、応分の自己負担をお願いしています。ご相談に応じてお見積りいたします。

問い合わせ先

ふるさと産業育成部 総合相談・コンサルグループ

TEL 0776-67-7425 FAX 0776-67-7429

事業承継のご相談

事業承継のお悩みに、専門スキルを持つ事業承継コーディネーターや土業専門家・支援機関等がチームで対応します。

事業承継コーディネーター紹介

[承継コーディネーター]

竹川 充

全体の総括(指揮・管理)、相談対応
事業承継セミナー講師 等



[ブロックコーディネーター]

支援機関等と連携し、事業承継の相談企業を発掘 等

[経営者保証コーディネーター]

事業承継時の経営者保証解除に向けた相談対応 等

対 象

- ・後継者候補がない、
- ・後継者に事業をうまく引き継ぎたい、
- ・企業価値の客観的な評価がほしい・・・
- 等々、事業承継でお悩みの経営者、後継者 無料

費 用

申 込

まずは下記の問合せ先までお電話ください。

※ 事業承継についての助成制度をP16でご紹介しています。

活用ポイント

- ・事業承継を支援する66機関(R2.4現在)で構成する「福井県事業承継ネットワーク」が連携して、中小企業の事業承継を支援します。
- ・専門のスキルを持った事業承継コーディネーターが、必要に応じて税理士、弁護士等の専門家や金融機関、M&Aのサポート機関等と連携を取りながら、課題解決をチームで進めます。

支援内容

- 企業の課題のうち、必要に応じてチームを編成して支援を行います。
《支援チームの例》
 - ・税理士(相続税や事業価値査定等)
 - ・弁護士(親族間の法的課題)
 - ・金融機関(承継後の財務的サポート)
 - ・事業引継ぎセンター(M&A支援)等々
 ※承継COがコーディネートします。
- 県産業情報センター(丸岡町)での窓口相談や各地での移動相談会も開催します。

事業承継体験

(株)波華楼(若狭町)

先代 下霜 一弥

「50代半ばでの代替わりに『まだ早い』という人もいましたが、しばらくは新社長をバックアップする必要があり、体力のあるうちがいい。これからは息子夫婦と一緒に挑戦していきたいです」

(株)西村金属(鯖江市)

代表取締役 西村 憲治氏

「親は決して敵ではありません。聞く耳を持って話し合うこと。本心のぶつけ合いが何より大切です」

山耕(株)(越前市)

代表取締役 山田 耕一郎氏

「後継者は、それまでと同じことをしなければならないという固定観念は捨てよう。既存の経営資源を使って新しいことができるかと捉えて、積極的にチャレンジを」

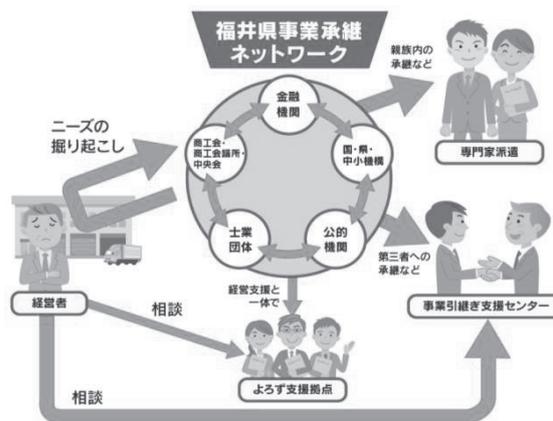
福井県事業承継ネットワークとは

福井県および(公財)ふくい産業支援センターでは、事業承継を支援する66機関で構成する「福井県事業承継ネットワーク」を運営しています。各機関が連携してスムーズなバトンタッチのお手伝いをします。

○支援情報の提供(ポータルサイト運営など)

○バトンタッチを準備するための啓発セミナーの開催

○各機関で「事業承継診断」を実施



問い合わせ先

事業承継コーディネーター (ふるさと産業育成部 総合相談・コンサルグループ内)

TEL 0776-67-7422 FAX 0776-67-7429

【事業承継ポータルサイト】 https://www.fisc.jp/sho_k/

国や県等の支援制度のご利用をバックアップ

当センターは、国から経営革新等支援機関（通称「認定支援機関」）として認定されています。認定支援機関とは、中小企業者の方々が安心して経営相談等が受けられるように、専門知識や実務経験が一定レベル以上の機関に対し、国が認定する公的な支援機関です。当センターでは、県内企業が国や県等の支援制度をご利用する際に必要な事業計画の策定等のご支援をしています。

① ものづくり補助金の申請をご支援

計画書の書き方をアドバイス

ものづくり補助金（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金）は、国が実施している補助金事業です。中小企業・小規模事業者等が、生産性向上につながる革新的サービスの開発、試作品開発、生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援しています。

② 事業承継税制特例の申請を支援

計画書の書き方をアドバイス

国では、事業承継を円滑に促進するために、後継者が自社株式を贈与または相続等により取得した場合において、贈与税や相続税の猶予など税制の特例があります。

特例を受けるためには、「特例承継計画」を策定し、県へ申請し認定を受ける必要があります。

③ 経営革新計画や新連携の申請をご支援

計画書の書き方をアドバイス

経営革新とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることです。経営革新計画として福井県から承認を受けることで、資金調達などの際に融資や信用保証の特例など、多様な支援策を受けることができます。

新連携とは、異分野の事業者が有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ることです。事業計画が新連携となりうると国から認定を受けることで、資金調達の際に融資や信用保証の特例など、多様な支援策を受けることができます。

④ 経営力向上計画の申請をご支援

計画書の書き方をアドバイス

経営力向上計画とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画です。

事業計画が経営力向上計画となりうると国から認定を受けることで、資金調達などの際に多様な支援策を受けることができます。

問い合わせ先

ふるさと産業育成部 総合相談・コンサルグループ
TEL 0776-67-7425 FAX 0776-67-7429

創業・ベンチャー発展のお手伝い

創業の促進、学生等の起業、ベンチャーの新規事業の推進などを目的に、専門家による個別相談、関連セミナーやマッチングイベントの開催などにより、創業・ベンチャーの発展を応援します。

創業マネージャーによる創業・新事業のサポート

相談無料

福井県産業情報センター7階に設置した交流スペース「コワーキングスペース」に、事業化までを寄り添いながら支援する創業マネージャーを配置しています。

【開設場所】 福井県産業情報センター 7階 コワーキングスペース
(坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16)

【開設日時】 毎月15日間 ※相談日、時間帯は毎月変わります

【配置時間】 13時～17時 もしくは 17時～21時 事前予約制

※創業マネージャー6名が交替で勤務

創業マネージャー
勤務予定表

①当センターHP (<https://www.fisc.jp/>) の「ふくい創業者育成プロジェクト」をクリック。
②「ふくい創業者育成プロジェクト」ページ下段、「創業マネージャー」をクリック。

女性創業相談窓口での相談対応

相談無料

ふくい女性活躍支援センター（運営：（公財）ふくい女性財団）内に相談窓口を設置し、創業に関する課題に対してアドバイスを行います。

【開設場所】 福井県生活学習館（ユウ・アイふくい）2階
(福井市下六条町14-1)

【開設日時】 毎月 第1火曜日、第3土曜日（毎月2日間）
9時～17時 事前予約制

女性創業相談員
勤務予定表

①当センターHP (<https://www.fisc.jp/>) の「ふくい創業者育成プロジェクト」をクリック。
②「ふくい創業者育成プロジェクト」ページの下段、「女性創業相談窓口」をクリック。

創業セミナー、創業塾の開催

創業（予定）者を対象に、創業セミナーや創業塾などを開催しています。

創業意欲の醸成、創業準備期、創業後の成長支援など、創業者の掘り起しから創業後の事業拡大まで、創業者の段階に応じた支援を行います。

- ・創業セミナー
- ・創業塾
- ・女性向け創業セミナー
- ・シニア向け創業セミナー
- ・ワークショップ（演習体験型セミナー） など



問い合わせ先

ふるさと産業育成部

・総合相談窓口（創業相談、女性創業相談）

TEL 0776-67-7400 FAX 0776-67-7429

・ベンチャー・Eビジネス支援グループ（創業セミナー、創業塾）

TEL 0776-67-7416 FAX 0776-67-7439

ベンチャーピッチの開催

ベンチャーピッチとは、ベンチャー企業がベンチャーキャピタルや金融機関などに自社のビジネスプランをプレゼン提案するイベントです。成長意欲の高いベンチャー企業に対し、ビジネスパートナーの獲得や資金調達の間を提供することにより、ベンチャー発展を支援します。

[対象者]

県内に拠点を持ち、成長可能性があり実現可能性の高い事業プランを持つベンチャー企業で、以下のいずれかに該当する方。

- ・成長するための販路拡大の支援を求める。
- ・ベンチャーキャピタル等からの資金調達を求める。

ベンチャーピッチに向けて、ベンチャーセミナーやベンチャー塾の開催、ビジネスプランやプレゼン内容などのブラッシュアップ（磨きなおし）、などの支援も併せて行っています。



▲ベンチャーピッチ風景

学生等による起業に対し資金を支援

学生等の創業を後押しするため、学生ベンチャー・チャレンジ応援事業を実施しています。学生等に対して、起業にかかる経費や初期段階における活動経費を支援します。

[補助対象] 事務所賃貸に関する経費、会社設立、運営に関する経費、商品開発・新サービス創出のための試作品の作成 等

[補助率等] 10/10以内、補助額の上限950千円

U・Iターンによる創業に対し資金を支援

県外からの移住・創業を支援するために「U・Iターン移住創業支援事業助成金」を実施しています。県外から移住し、県内で創業を行う方に対し、その経費の一部を助成します。

[対象者要件]

- ・令和3年2月末までに県内で創業し、開業届または会社設立登記を行い、代表者となること。
- ・令和3年2月末までに県内に住民票を移して居住し、且つ、5年以上居住の意思を有すること。
- ・福井県に住民票を移す直前に、連続して5年以上、県外に在住していたこと。

[補助対象] 事業拠点開設費、新商品開発費、販路開拓費

※上記「U・Iターン移住創業支援事業助成金」の採択者には、県から創業準備期間中の生活基盤の安定をはかるための奨励金が別途支給されます。

- ・世帯：2,400千円/年
- ・単身：2,100千円/年



問い合わせ先

ふるさと産業育成部 ベンチャー・Eビジネス支援グループ
TEL 0776-67-7416 FAX 0776-67-7439

ふくいAIビジネス・オープンラボ 場所：産業情報センター

専門家による相談対応、セミナーや交流会の開催、書籍等による情報提供をとおして、県内企業におけるAI・IoTの導入を促進し、業務効率化による生産性向上を図るとともに、新しいビジネスの創造を支援します。

主な業務内容

● 展示コーナー

具体的で導入イメージの湧きやすいビジネス事例を展示しています。



展示システムの例

- ・SmartMat IoTによる自動発注の利用
- ・みずまかせ 農業用給水のIoT化
- ・IoT機器を活用した製造設備稼働状況の見える化
- ・手軽に試せる簡易IoTシステム構築キット
- ・パーソナルLPWA 自前の通信網を作る
- ・AIカメラでカンパンの評価
- ・サッカーロボット ロボカップ標準人型ロボットリーグ
- ・AI活用お惣菜自動会計システム
- ・AIを活用した路面状況判定システム
- ・ミニ四駆画像判定カムロボの仕組み
- ・MESHで超簡単IoT

※実際に体験でき、専門員による解説も受けられます
※展示は定期的に入れ替えています

● 専門家によるアドバイス

AI・IoTの専門家がさまざまな形でビジネスへの導入を無料でアドバイスします。

○ コンサルタント、技術者による定期相談会 事前予約制

AI・IoT技術に関する導入相談にコンサルタント及び技術者が対応します。

開催回数 月6回(コンサルタント4日、技術者2日)

時間帯 13時～17時(1時間/社)

○ IoT専門家派遣事業(専門家の無料派遣事業) 事前申込制

AIやIoTを活用して業務改善や生産性向上を行いたい企業等に対し、専門家を現場に無料で派遣しシステム導入ポイントなどをご提案します。

募集数 50社 **派遣回数** 3回/社

募集期間 令和2年4月1日～3年2月29日まで(ただし募集社数に達し次第締め切り)



専門家による定期相談会

● セミナーや勉強会の開催

AI・IoTの専門家がさまざまな形でビジネスへの導入をアドバイスします。

○ セミナー、勉強会の開催

著名な講師を招いた講演会やAI・IoT技術に関する勉強会やプログラミング体験会など、導入効果や活用方法を学べるイベントを開催します。



著名な講師を招いた講演会

○ 社内人材育成のための研修会の開催

県内企業における社内のIoT導入等の人材育成を支援するために、実際の機器を使用した社内人材育成研修会を開催します。

開催日 令和2年9月～11月予定

時間 9時～17時

受講料 無料(ただし教材費として実費負担いただきます)



実機を使った研修会・勉強会

● 情報提供(資料コーナーの運営)

AI・IoT技術やビジネス活用に関する書籍・雑誌・DVDなどを無料で閲覧・貸出するサービスを行っています。

貸出数 図書、雑誌、DVDあわせて10冊(巻)まで

貸出期間 書籍 2週間以内
雑誌、DVD 1週間以内

利用料 無料



<資料コーナーのご利用について>

利用無料

ふくいAIビジネス・オープンラボ内に、IT関連をはじめ企業経営に役立つ図書・資料などを整備した資料コーナーを設置しています。無料で閲覧・貸出サービスを行っています。

貸出の手続き

ご利用には貸出カードが必要です

お持ちでない方は、資料コーナーに備えつけの申込書に必要事項をご記入ください。
(身分証明書(運転免許証・健康保険証等)を添えて受付にご提示ください。)



返却方法

- ・資料コーナーへお持ちください。
- ・開館時間外の場合は、当AIラボ入口の返却ボックスでの返却が可能です。
※ただし、産業情報センタービル開館時間内に限ります。
- ・中小企業産業大学校での返却も可能です。
※ただし、時間外は返却できません。

▼福井商工会議所の窓口での貸出・返却 及び 宅配便による貸出・返却も可能です。

- ・お目当ての資料等が決まっている場合や返却の際にご利用いただけます。
 - ・ご希望の資料が貸出可能かどうか、事前にお問い合わせください。
- ①氏名 ②貸出カード番号 ③送付先住所 ④ご連絡先電話番号 ⑤貸出を希望する資料名と登録番号を確認させていただきます。

※宅配便による貸出・返却に伴う送料はご利用者の実費ご負担となりますので、ご了承ください。



ビジネス書から技術書まで、
AI導入に役立つ書籍を取り揃えています

問い合わせ先

ふくいAIビジネス・オープンラボ

所在地 : 福井県産業情報センター 1階(坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16)

開館日 : 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)

※資料コーナーは、第2第4土・日曜も開館

開館時間 : 午前9時～午後5時

TEL 0776-67-7428 **FAX** 0776-67-7439

IoT・AI、動画など次世代技術の活用推進

県内企業のIT活用やIoT・AI導入などを支援し、業務効率化による生産性向上を図るとともに、新しいビジネスの創造を促進するため各種事業を展開します。

県内外の展示会でIT関連製品等を情報発信

IT企業やIoT・AI関連製品を持つ企業を募り展示会へ共同出展することで、技術開発および販路開拓のためのマッチングの機会を提供し、本県IT産業の更なる発展を支援します。

県内 「ふくいITフォーラム」への共同出展

「ふくいITフォーラム」への共同出展により、県内ITベンチャー企業の事業内容を紹介するとともに、地元中小企業とのビジネスマッチングの機会を提供することで、県内ITベンチャーの成長を促します。

出展者数：福井県産業情報センター入居者10社(予定)。



次世代ITビジネス活用セミナー・交流会の開催

5G、VR、IoT、AIなど、次世代ITに関するセミナー・交流会を開催し、ITベンダーと県内企業との交流、新ビジネスの創出を支援します。

年間 4回開催



動画のビジネス活用をサポート

YouTubeの利用者増加に伴い動画のわかりやすさ、楽しさについてビジネス面でも注目されています。福井県産業情報センター内に設置されているマルチメディアサポートセンターの機能を活用し、県内企業におけるホームページへの動画掲載についてサポートします。

問い合わせ先

ふるさと産業育成部 ベンチャー・Eビジネス支援グループ
TEL 0776-67-7411 FAX 0776-67-7439

IT業界の未来を担う人材の育成

IT業界の未来を担う若い人材の発掘、育成、確保のために、ふくいソフトウェアコンペティションを行っています。

ふくいソフトウェアコンペティションの開催

県内の大学生等を対象に、プログラム等の作品を公募し、その優秀性と先進性を競うソフトウェアコンペティションを開催します。

◆ 募 集 ◆

【募集部門（予定）】

- ・一般部門、他

【表彰内容（予定）】

- ・福井県ソフトウェア大賞 1点
- ・優秀賞 2点
- ・福井県IT産業団体連合会会長賞 1点
- ・協賛企業賞、特別賞 数点（予定）

対 象

福井県内の大学院、大学、短大、高専、専門学校、職業訓練校、高等学校、中学校に在学する学生・生徒の方
※福井県出身者であれば県外在住も対象
※個人、グループ不問（1グループ最大3名）

募集内容

実行可能なアプリケーションであること。
動作端末は不問。

募集時期

6～10月（※12月に表彰者を決定予定）

出品料

無料

募集の詳細はホームページに掲載します <https://www.fisc.jp/fsc/>

令和元年度 実績

応募作品数 17点

入賞作品 福井県ソフトウェア大賞 1点
優秀賞 2点
福井県IT産業団体連合会会長賞 1点
協賛企業賞 12点

審査会 令和元年11月9日（土）
令和元年11月30日（土）
福井大学

表彰式 令和元年12月21日（土）
福井県産業情報センター

受賞作品プレゼン&デモ

【福井県IT産業団体連合会 賀詞交歓会】
令和2年1月20日（月） ユアーズホテルフクイ
・共催団体である福井県IT産業団体連合会が開催する賀詞交歓会にて、プレゼンテーションの機会を頂き、上位作品を学生自らによるプレゼンテーションを実施。



審査会の模様（福井大学）



入賞者集合写真（福井県産業情報センター）

問い合わせ先

ふるさと産業育成部 ベンチャー・Eビジネス支援グループ
TEL 0776-67-7411 FAX 0776-67-7439

ふるさと企業育成ファンド

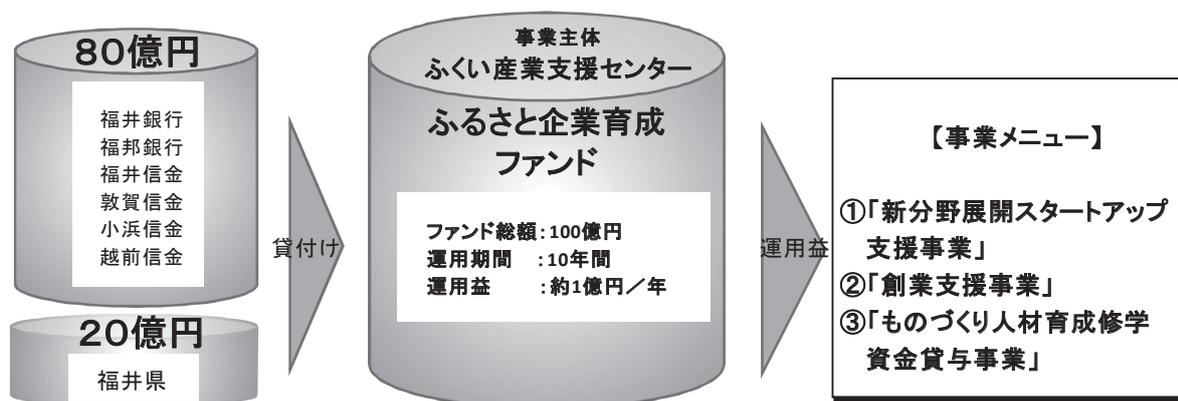
中小企業の新分野展開を支援する①「新分野展開スタートアップ支援」と、②創業を促す「創業支援」、③県内企業への技術人材の就職を促進する「ものづくり人材育成修学資金貸与」の3事業を実施しています。

ふるさと企業育成ファンドとは？

平成23年度に県内産業の元気再生を図ることを目的として、県内金融機関と県が協力して「ふるさと企業育成ファンド」を創設しました。その運用益により、中小企業の新分野展開を支援する「新分野展開スタートアップ支援事業」と、創業者を対象とする「創業支援事業」、県内企業への技術系人材の就職を促す「ものづくり人材育成修学資金貸与事業」の3つの事業を実施しています。

『ふるさと企業育成ファンド』の体系

県内金融機関と協力して創設する地域独自のファンド



ふるさと企業育成ファンド活用事例

(株)梅元気本舗

所在地：三方上中郡若狭町
業種：食品製造業

卸売業から特産品製造加工メーカーとしての経営体制の確立

同社は農産物青果の卸売を中心に営業を行っていたが、天候等で収穫量・相場が変動するため、売上が安定しなかった。当事業の助成により、青梅を「くろ梅」に熟成する環境を整える為に製造工場の改修や熟成発酵機の導入を行い、外注部分の内製化が図られたことで生産加工の一貫体制が構築できた。

利用事業：【新分野展開スタートアップ支援事業】



(株)米五

所在地：福井市
業種：製造卸小売業・飲食業

味噌の文化を広め消費量を増加させることを目的とした飲食・体験教室部門の新規設置

同社は、味噌づくりを手掛けてからは一貫して味噌屋として事業を続けてきたが、観光客の受け入れ態勢の強化が課題であった。当事業の助成により、複合施設『みそ楽』の体験教室やみそカフェの設置に係る什器備品と厨房機器の導入を行い、観光需要の取り込みや味噌の食育活動の貢献が可能となった。

利用事業：【新分野展開スタートアップ支援事業】



問い合わせ先

販路・資金支援部 資金支援グループ

TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7419

① 新分野展開スタートアップ支援事業

本県の中小企業者が持続的な成長を目指して経営の多角化や事業転換に取り組む場合に、設備や販路開拓等にかかる経費の一部を助成し、新分野への進出を支援します。

事業内容	既存事業の経営資源を活用した経営の多角化や事業転換を行う新たな取り組み
対象者	県内に主たる事業所があつて1年以上の事業実績があり、過去3年間の平均または前事業年度の売上額が年間10億円未満の中小企業者・個人事業者・事業協同組合
補助率	2/3以内
補助上限額	100万円～1,000万円
募集期間	5月中旬～6月下旬

※ 当センターのホームページでご案内 <https://www.fisc.jp/>

※ なお本事業では、金融機関、商工会議所または商工会、産業支援センターで構成する支援チームが助言などのサポートをして、事業計画の実現を応援します。

活用ポイント

- ◆ 既存事業の経営資源を活かし、新たな事業分野にも進出したい企業向けです。
- ◆ 新商品等の開発費および販路開拓費、建物修繕費や機械装置購入費などが対象です。

② 創業支援事業

事業内容	創業者が行う地域の需要や雇用を創出する取り組みに対して、店舗等の賃料や広報費用など、起業・創業に必要な経費の一部を助成
対象者	5年以内(開業日がH28年4月1日以降)の創業者、創業予定者
補助率	2/3以内
補助上限額	200万円
募集期間	4月13日(月)～5月29日(金)

活用ポイント

申請にあたり、市場での新規性や成長性、さらに実現の可能性などのお考えを整理した事業計画が重要です。
当センターでは事業計画書の書き方等もアドバイスしています。

③ ものづくり人材育成修学資金貸与事業

事業内容	県内外の理工系大学院(修士課程・博士課程)に在学し、県内のものづくり企業に就職を希望している学生に対して、修学資金を貸与します。
対象者	全国の理工系大学院生
貸与金額	月額6万円
返納免除	県内に本社または生産拠点を有するものづくり企業に就職し、継続して7年間勤務
募集期間	3月2日(月)～5月22日(金)

問い合わせ先

販路・資金支援部 資金支援グループ
TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7419

おもてなし産業魅力向上支援事業

県外からの観光客等の受入れ態勢の改善等について、店舗の改装や設備導入、新商品開発など、観光客向けの新たな取り組みに対し、その費用の一部を助成します。

北陸新幹線敦賀開業や中部縦貫自動車道開通などで訪れる多くの観光客やビジネス客が、本県に対して良いイメージを持ってもらうことは、リピーターの獲得や新たな誘客につながるために不可欠なことです。

そのため、高速交通開通アクション・プログラムのエリア、および各エリアをつなぐ幹線道路沿いのおもてなし店舗等における、観光客等の受入れ態勢の強化に向けた新たな取り組みや土産品開発について助成を行います。

活用ポイント

- ◆北陸新幹線敦賀開業や中部縦貫自動車道開通など交通インフラの整備はビジネスチャンスでもあります。
- ◆県外からの観光客やビジネスマンなどをターゲットとする商品開発や店舗改装などに適する補助金です。

① 店舗・施設改装、設備導入



- | | |
|-------|--|
| 事業内容 | 街中、観光地の賑わいづくり、観光客に対応するための店舗改装、空き店舗の活用などについて助成を行います。 |
| 対象者 | 県内に事業所を有する創業1年以上の中小企業者で、主に観光客に対して商品等を提供している事業者。
※みなし大企業やフランチャイズ契約は除く。 |
| 補助率 | 2/3以内 |
| 補助上限額 | 300万円 |
| 募集期間 | 5月7日(木)～6月17日(水) |

② 商品の開発



- | | |
|-------|--|
| 事業内容 | 地域性やお持ち帰りなどを考慮した菓子等、観光客向けの土産品の開発について助成を行います。 |
| 対象者 | 県内に主たる事業所がある製造業・卸売業・小売業等の中小企業者
※みなし大企業やフランチャイズ契約は除く。(県内工場での製造に限る) |
| 補助率 | 2/3以内 |
| 補助上限額 | 250万円 |
| 募集期間 | 5月7日(木)～6月17日(水) |

問い合わせ先

販路・資金支援部 資金支援グループ
TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7419

ふるさと企業経営承継円滑化事業

後継者が継ぎたいような事業への改善や、事業承継の準備に必要な企業価値の評価、親族外の承継、後継者が引き継ぐ優れた技術を持つ県内老舗企業の新たな取り組みなどに伴う費用の一部を助成します。

団塊世代の経営者が引退時期を迎えるなか、全国的に事業承継が課題となっています。本県においても経営者層の高齢化が進んでおり、今後、中小企業の廃業の増加に伴い県内の経済動向や雇用環境などへの影響が懸念されています。

そこで、県内小規模企業者や中小企業者を対象に、事業の改善や企業価値評価、親族外への承継、優れた技術を持つ県内老舗企業の新たな取り組みに伴う費用などの一部を助成します。

① 事業改善型

事業内容 後継者が引き継ぎたいような事業への改善(店舗等の改装や設備の導入など)に要する費用の一部を助成

対象者 経営者が満60歳以上の県内中小企業

補助率 2/3以内

補助上限額 300万円 ※ 助成後3年以内の承継が条件。

募集期間 5月中旬～6月下旬
※ 当センターのホームページでご案内 <https://www.fisc.jp/>

活用ポイント

- ◆事業承継に向けて既存事業の改善や育成をはかりたい経営者向けです。
- ◆満60歳以上の経営者は、是非ご検討ください。

② 承継準備型

事業内容 親族外継承の準備に必要な企業価値の評価や設備の承継に伴う経費の一部を助成

対象者 経営者が満60歳以上の中小企業、またはそのような企業を買収する中小企業等

補助内容 企業価値の評価に伴う経費
【小規模企業】
助成率:2/3以内、助成上限額:20万円/社
【中小企業(小規模企業を除く)】
助成率:1/2以内、助成上限額:150万円/社

募集期間 随時

活用ポイント

- ◆親族以外の人に事業承継をする予定の経営者向けです。
- ◆満60歳以上の経営者は、是非ご検討ください。

③ 事業創継・再編統合支援

事業内容 親族以外の第三者が後継者不在の企業を引き継ぐ際の要する初期費用の一部を助成

対象者 経営者が60歳以上の小規模企業の事業を引継ぐ起業家(20～40歳台)および生産性の維持拡大を目指す中小企業者

補助率 2/3以内

補助上限額 300万円

募集期間 5月中旬～6月下旬(募集期間終了後、予算状況により随時)
※ 当センターのホームページでご案内 <https://www.fisc.jp/>

活用ポイント

- ◆親族以外の人に事業承継をする予定の経営者向けです。
- ◆満60歳以上の経営者は、是非ご検討ください。

問い合わせ先

販路・資金支援部 資金支援グループ
TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7419

④ ふくいの老舗逸品承継発展支援

対象者 創業50年以上で商品(和菓子、酒、醤油、伝統工芸等)を製造または製造販売する、後継者または経営者が20~40歳台の小規模企業者

補助率 2/3以内

補助上限額 300万円

募集期間 5月中旬~6月下旬

※ 当センターのホームページでご案内 <https://www.fisc.jp/>

活用ポイント

- ◆ 若手の後継者に事業承継をする予定の経営者向けです。
- ◆ 創業50年以上の経営者は、是非ご検討ください。

小規模事業者支援強化事業

県内の商工会・商工会議所と連携して、県内の小規模事業者が県内外の消費者や企業に向けた販路開拓や生産性向上、人材活用の取り組みなどに伴う費用の一部を助成します。

対象者 県内小規模事業者
(複数事業者が連携した共同事業も対象)

助成内容 [販路開拓]
新たな販促ツール(チラシ、HP作成等)、
広告、商品パッケージ改善デザインに係る経費等
[生産性向上]
省力化に向けたIT導入に係る経費等
[人材活用]
従業員資格取得に係る経費等

補助率 2/3以内

補助上限額 50万円

募集期間 7月上旬~8月中旬

※ 当センターのホームページでご案内 <https://www.fisc.jp/>

活用ポイント

- ◆ 販路開拓や生産性向上、人材活用に取り組む小規模経営者向けです。

問い合わせ先

販路・資金支援部 資金支援グループ

TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7419

小規模企業者等 設備貸与事業

小規模企業者等が経営の革新などのために導入を希望する設備機械等を、当センターがメーカーや商社から購入し、小規模企業者等に対して割賦販売またはリースをすることで必要な設備導入をご支援します。

● 事業の概要

対象者

①小規模企業者

- ・製造業、建設業、運送業等は、従業員数20人以下
- ・商業、サービス業は従業員数5人以下

※ 従業員50人以下で一定要件を満たす企業は利用できる場合があります。

②1カ月以内に事業を開業もしくは2カ月以内に会社の設立計画を有する創業者等

※ 商工会や商工会議所の経営指導員の指導を6カ月以上受けている必要があります。

対象設備

県内に設置する新品設備。

※ 車両の場合は、事業に供する特殊車両等および営業用の緑・黒ナンバー車両が対象で、割賦販売制度での取り扱いとなります。

※ 建設機械等の移動が容易なもの(車両を除く)、屋外にあるもの、消耗が激しいもの等は、別途不動産担保の提供が必要となり、割賦販売制度での取り扱いとなります。

※ 既に納入済みの設備は本制度の対象にはなりません。

申込受付日

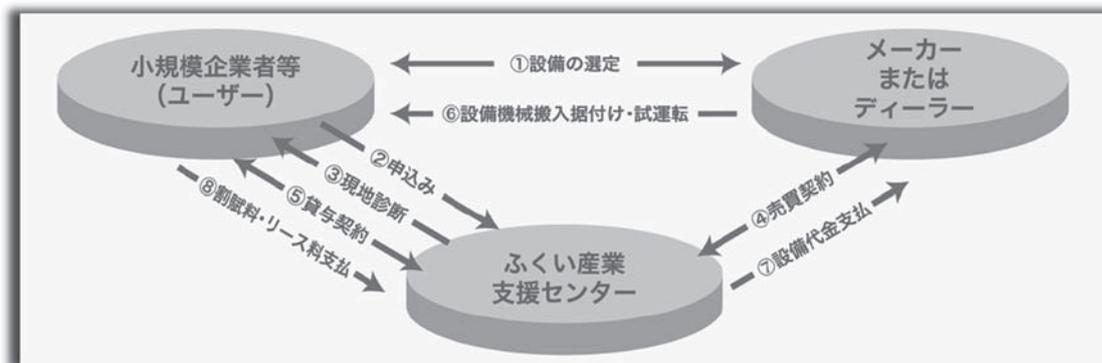
毎月(3月除く)2回受付

割賦販売制度

貸与限度額： 100万円以上5,000万円以下
 貸与期間： 3年～10年 ※法定耐用年数以内
 支払方法： 6カ月据置の月賦または半年賦支払
 保証金： 貸与価格の10%
 料率： 割賦損料率(令和2年度)
 3～6年＝1.6%
 7～10年＝1.7%

リース制度

貸与限度額： 100万円以上5,000万円以下
 貸与期間： 3年～10年 ※法定耐用年数により決定
 支払方法： 引渡日の翌日より毎月支払い
 料率： 月額リース料率(令和2年度)
 3年：2.949% 7年：1.358%
 4年：2.254% 8年：1.206%
 5年：1.830% 9年：1.089%
 6年：1.553% 10年：0.996%



問い合わせ先

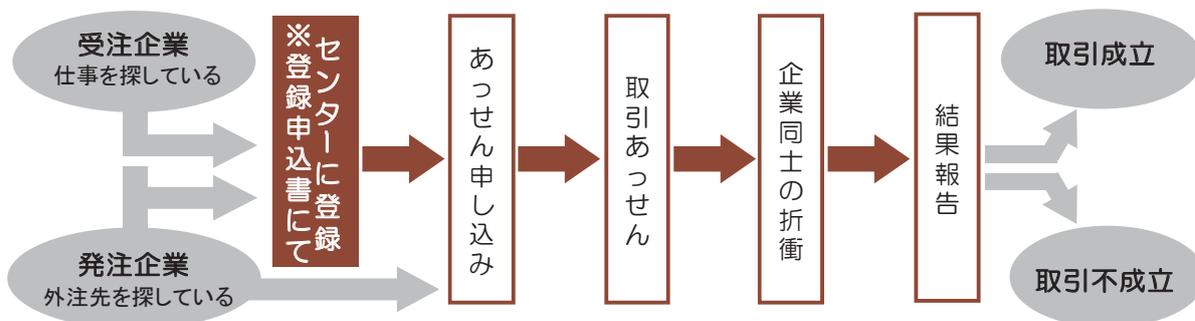
販路・資金支援部 資金支援グループ

TEL 0776-67-7410 FAX 0776-67-7419

販路開拓のお手伝い

受注企業と発注企業との取引マッチングのお手伝いをしています。また、県内の優れた技術や開発力をもつ企業の紹介を行っています。

取引先の紹介・あっせんのフロー図



■登録方法（受注企業）

取引情報提供をご利用いただくために必要となる企業情報（自社の特徴である開発製品、保有技術、サービスや保有設備、能力など）を事前にご登録いただきます。下記URLから登録申込書をダウンロードし、当センターへ郵送してください。**登録・ご利用は無料です。**

URL <https://www.fisc.jp/business/matching/>

取引相談員等による取引あっせん

【発注企業】「急を要する」または「非公開」での外先をお探しの企業に対して、設備・技術等の適合条件に合った企業とのマッチングを行います。加工方法等でお困りの際はぜひご相談ください。

【受注企業】上記の発注ニーズに対し、登録情報をもとに、案件に見合う企業様へ打診します。また、県内外の大手企業を訪問し発注案件を開拓します。

福井県受注企業名簿のご案内



当センターに受注企業として登録されている中小企業のなかで、受注企業名簿に掲載を希望する企業の概要を紹介しています。企業名や加工内容（切削、製缶、表面処理など）から対応する受注企業の情報（社名、設備、技術など）を検索することができます。

この『福井県受注企業名簿』は、県内受注企業へ部品加工等の依頼を行いたいという発注企業（県内外各種メーカー・商社等）の調達担当者や資材・購買担当者等に無償で配付しています。

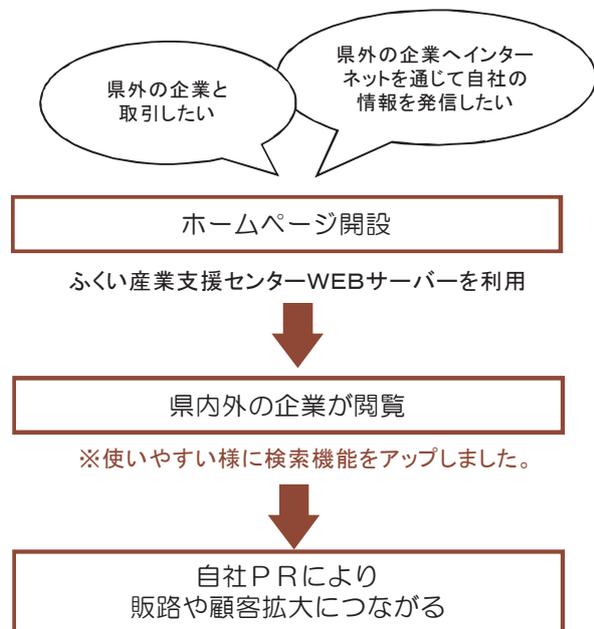
福井県元気企業WEBサイト

福井県内の中小企業の製品や技術などの情報をWeb上で公開し、県内外発注企業との取引をお手伝いします。

登録のメリット

掲載することにより、検索エンジンでヒットする確率が高くなり商談の機会が増えます。

あなたの会社の製品・技術を発注企業にPRしませんか？



掲載企業

155社(令和2年3月現在)

機械加工/機械組立/製缶・板金/プレス/鋳・鍛造/金型/設計・制御/表面処理/鉄骨/その他の金属加工/電機/プラスチック/樹脂/繊維/縫製/木工/窯業/紙/情報/その他/建築元請/金物工事/搬送機器メーカー/印刷など

掲載内容

主要製品、加工内容、保有設備等の会社概要およびセールスポイント

費用

年間3,060円(内消費税278円)

※年度途中から掲載の場合は月数で按分します。

申し込み方法

申込書を下記ホームページよりダウンロードして頂き、必要事項を記入の上、メールかFAXにてお申し込み下さい。

<https://www.fisc.jp/hanro-web/>

サイトアクセス件数

※令和元年度計 72,270件



商談会の開催、展示会への出展や開催情報の提供

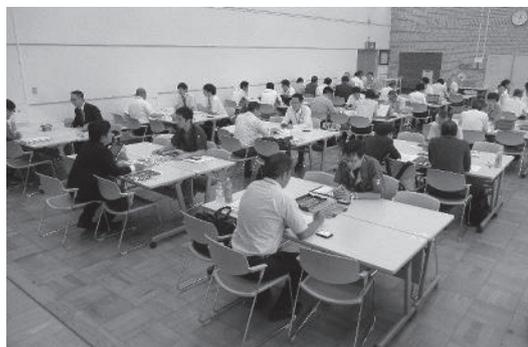
県内外の展示会出展のあっせんをして都市圏等での新規取り組みをお手伝いします。

▼令和元年度 開催実績

- 福井県元気企業ものづくり商談会 (福井市 9月6日)
- モノづくり受発注広域商談会 (大阪市 9月26日)
- 近畿・四国合同広域商談会 (京都市 2月13日～14日)

令和2年度 展示会・商談会等の開催・出展情報

- 福井県元気企業ものづくり商談会2020
開催期間: 令和2年8月下旬
場所: 福井市内
- 近畿・四国合同広域商談会
開催期間: 令和3年2月18日(木)～19日(金)
場所: 京都パルスプラザ(京都市)
- モノづくり受発注広域商談会
開催期間: 令和2年9月24日(木)



福井県元気企業ものづくり商談会2019

問い合わせ先

販路・資金支援部 販路開拓営業グループ
TEL 0776-67-7407 FAX 0776-67-7419

展示商談会の出展支援（新技術・新工法商談会支援）

県内ものづくり企業の皆様が持つ優れた技術や工法、製品の新たな販路開拓につながるよう、多数の来場者が見込まれる大規模展示会に出展し、そのマッチングを支援します。

令和2年度

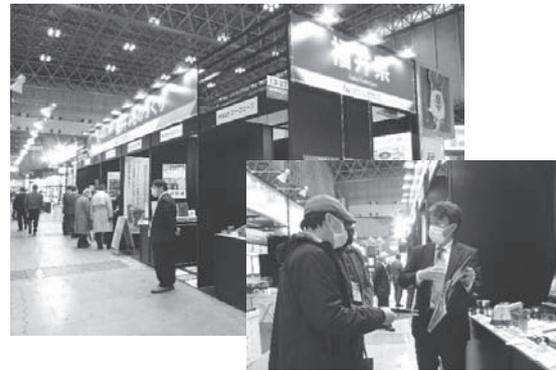
展示会	機械要素技術展(予定)
日程	令和3年2月3日(水)～5日(金)
会場	幕張メッセ
概要	機械部品、加工技術を集めた国内有数の展示会に県内企業の合同出展ブースを設置し、新技術や新工法等を展示

メリット

- ・多くの来場者が見込まれる大規模展示会に出展することで、御社の技術や工法、製品を効率的にアピールできます。
- ・合同展示ブースのため出展スペースは限られますが、単独で出展するよりも少ない費用で展示できます。

※出展に際しては、展示内容を一緒に考えるなど、効果的なマッチングにつながるようお手伝いします。

※出展の募集等については、ホームページでお知らせします。



これまでの実績

令和元年度 機械要素技術展【出展】

日程	令和2年2月26日(水)～28日(金)		
概要	機械要素・加工技術に関する大規模な展示会に福井県ブースを設置し、県内企業が持つ優れた新技術や新製品等の情報を発信しました。		
出展者数	5社	会場	幕張メッセ
主催者	リード エグジビション ジャパン株式会社		

平成30年度 関西機械要素技術展【出展】

日程	平成30年10月3日(水)～5日(金)
出展者数	6社
会場	インテックス大阪

平成29年度 関西機械要素技術展【出展】

日程	平成29年10月4日(水)～6日(金)
参加者数	6社
会場	インテックス大阪

問い合わせ先

オープンイノベーション推進部

TEL 0776-55-1555 FAX 0776-55-1554

販路・資金支援部 販路開拓営業グループ

TEL 0776-67-7407 FAX 0776-67-7419

ふくいの食品戦略的販路拡大支援

自社商品(食品)について、県内外への販路拡大を図りたいというご相談に対し、展示商談会やWEBサイトなどを通じて、全国の食品バイヤー等との取引マッチングの機会をご提供します。

取引マッチングによる販路開拓支援

大規模展示会等への出展および商談会の開催により取引マッチングをサポート

[1] 県外販路拡大支援事業

県外への販路拡大に意欲的な県内中小事業者を対象に、都市圏等で開催する展示会への出展を支援します。

○大規模展示会への出展支援

- ・ 出展予定: 第55回 スーパーマーケット・トレードショー2021
- ・ 開催日 : 令和3年2月17日(水)~19日(金)
- ・ 開催場所: 幕張メッセ

○大手食品総合商社展示会への出展支援

- ・ 連携先: 三井食品(株)・(株)五味商店等

○地方食品商社展示会への出展支援

- ・ 連携先: カナカン(株)



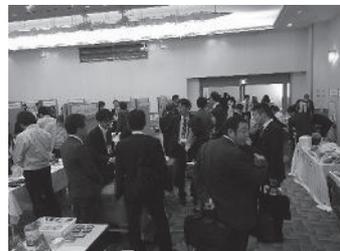
[スーパーマーケット・トレードショー2020 福井県ブースのようす]

[2] 県外販路拡大育成事業

自社商品の販路拡大に意欲的な県内中小規模事業者等を対象に、県内外の食品バイヤー等を招いた展示商談会を開催します。昨年に引き続き、今年度も展示会および個別商談会形式での開催となります。

○「食の國ふくいこだわり商品展示商談会」の開催

- ・ 開催時期 : 令和2年10月~11月頃
- ・ 開催場所 : 福井商工会議所 コンベンションホール
- ・ 来場予定者 : 県内外の食品バイヤー等100名前後
- ※個別商談会 : 大都市圏の食品バイヤー15社程度を招聘予定



[令和元年度「食の國ふくい こだわり商品展示商談会」のようす]

食品情報の発信による販路開拓支援

食品WEBサイト「バイヤーのための福食市」

福井県内のこだわり食品の情報を公開しています。(https://buyer.fisc.jp)
 原材料や取引条件、一括表示など食品バイヤーが求める商品情報を掲載するなど、県産食品の情報発信をサポートしています。
 各種商品ジャンルの検索に対応し、掲載者のHPやSNSにアクセスできるなど、手軽に多くの情報を発信することで、マッチングの機会を創出します。



◆掲載申込内容

- ・ 対象商品: 自社で開発した商品(食品に限る)
- ・ 掲載費用: 無料
- ・ 申込期間: 随時、申込受付可能
- ・ 申込方法: 「バイヤーのための福食市」専用ページを参照

問い合わせ先

販路・資金支援部 販路開拓営業グループ

TEL 0776-67-7407 FAX 0776-67-7419

首都圏への販路開拓に活用できる県の支援事業例

福井県の首都圏アンテナショップ

福井県では、首都圏における県産品の販路拡大や商品情報の発信などを支援するために、東京都内に福井県のアンテナショップを設置しています。具体的には、港区南青山に「ふくい南青山291」を開設し、各種食品や伝統工芸品、めがねなどの地場産業製品を販売しているほか、中央区銀座の「食の國 福井館」では、福井県の旬の美味しい食品を各種販売しています。

詳しくは、ホームページ(https://fukui.291ma.jp/)をご参照ください。

ふくい291

検索

問い合わせ先

福井県 産業労働部 産業政策課 商業・サービス業振興グループ

TEL 0776-20-0369 FAX 0776-20-0645

取引適正化

下請かけこみ寺

下請取引の適正化を促進することを目的として、中小企業庁、公益財団法人全国中小企業振興機関協会（本部）とともに、「下請かけこみ寺」事業を実施しています。

◆ 各種相談の対応

取引に関するさまざまな悩みに、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する専門家が、親身になって耳を傾け、適切なアドバイス等をおこないます。

◆ 迅速な紛争解決

中小企業が抱える取引に関わる紛争を迅速、簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続(ADR)を用いて、登録弁護士が調停手続き等を行います。

◆ 消費税の転嫁拒否等の相談対応

消費税の増税に伴う取引上のトラブル（発注側からの一方的な減額、買ったたき、商品購入・役務利用・利益提供の要請）、本体価格での交渉拒否、報復行為などに関する相談にお応えします。

相談はすべて無料です

◎相談員・職員が対応します

月曜日から金曜日まで
(午前9時から午後5時)

相談内容により弁護士をご紹介します

◎弁護士無料相談

調停、督促、訴訟など、早期解決に向けたアドバイスをいたします。

登録弁護士と相談者の日程調整ののち
相談日に弁護士事務所で行います
※相談員または職員が立ち会います

◎移動相談会

坂井・丹南・嶺南地区において
『**弁護士による無料法律相談会**』を
6回開催します
○ 事前に申し込みが必要
○ 1案件 1時間以内

※スケジュール（会場・時間等の詳細）は
ふくい産業支援センターホームページで
お知らせします。 <https://www.fisc.jp>

相談会当日は、
相談員・職員による相談窓口も開設！
(当日受付可能)

<ご相談内容の一例>

- ◆ 支払日を過ぎてても代金を払ってくれない。相手と話し合いができない。
- ◆ 追加の工事／加工代金を払ってくれない。相手と言いつがくい違って解決困難！
- ◆ 一方的に取引中止を言われた。これって法律上、問題ないの？
- ◆ 納品後のクレームを理由に、不当な損害賠償／値引きを要求された。 など

取引トラブルが起きる前に、経営状態が深刻化する前にご相談ください

まずはお問い合わせを！

下請かけこみ寺 相談窓口

0120-418-618

「価格交渉サポート」相談室はこちら

0120-735-888

- ・価格交渉力アップを支援します
- ・セミナー・個別相談を受付けています

問い合わせ先

販路・資金支援部 販路開拓営業グループ

TEL 0776-67-7407 FAX 0776-67-7419

海外ビジネス展開のサポート

ふくい貿易促進機構

アジアをはじめとする県内企業の海外展開を総合的かつ効果的に支援するために、経済界、行政および産業支援機関が連携して「ふくい貿易促進機構」を設置しています。

ふくい貿易促進機構が管理するサポート拠点の連絡先と業務内容

【中国】 ふくい上海ビジネスサポートセンター

中華人民共和国上海市延安西路2201号
上海国際貿易中心2楼212室(福井県上海事務所内)
TEL : +86-21-6295-3322 FAX : +86-21-6295-9922

業務内容

- 貿易促進マネージャーの設置（上海地域・香港地域・台湾地域）
- ビジネスコーディネーターの設置 ○無料法律相談 ○企業信用調査サービス

【タイ】 ふくいバンコクビジネスサポートセンター

No63,Athenee Tower,12th Floor,Unit1204, Wireless Road,Lumpini Pathumwan,Bangkok 10330,Thailand (福井銀行バンコク駐在員事務所内)
TEL : +66-2-168-8268 FAX : +66-2-168-8270

業務内容

- タイを中心とした東南アジア周辺国において
- 現地の経済、金融、投資等にかかる情報収集
 - 取引先企業の事業展開にかかるサポート（企業進出・販路開拓サポート等）

【国内】 ふくいグローバルビジネスプラザ

福井市西木田2丁目8番1号(福井商工会議所ビル 6F ジェトロ福井事務所内)
TEL : 0776-89-1140 E-mail : FKI-GBP@jetro.go.jp

業務内容

海外ビジネスや貿易実務経験、ノウハウを持つ専門員が相談に対応

連携

支援機関

- 経営相談
- 海外進出調査
- セミナー開催

業界団体

- 展示・商談会の開催
- 視察団の派遣



ふくい上海ビジネスサポートセンター

問い合わせ先

各サポート拠点 または 販路・資金支援部 販路開拓営業グループ
TEL 0776-67-7407 FAX 0776-67-7419

産学官金共同研究プロジェクトの支援

成果の事業化を目指した産学官金共同研究等を支援します。

● 産総研等連携推進事業

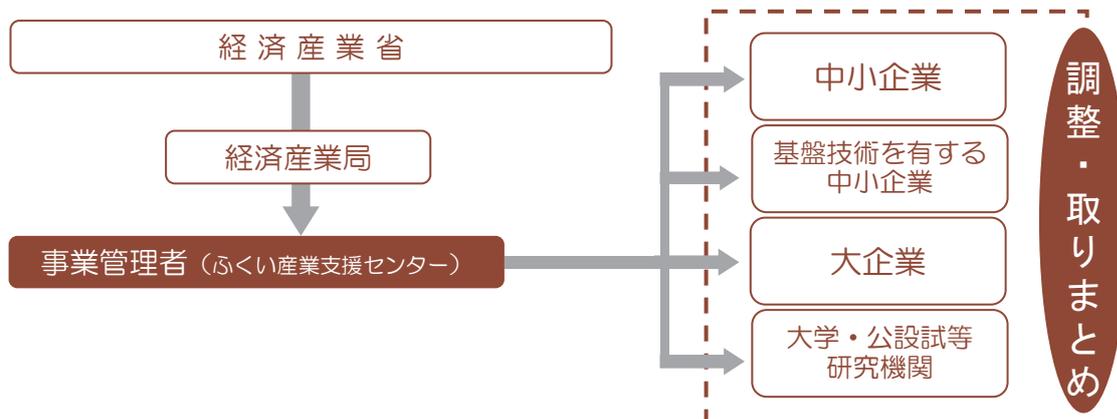
産業技術総合研究所（産総研）の持つ技術シーズと県内企業のニーズとのマッチングを行い、県内企業の新たな研究開発の促進を支援しています。そこで、マッチングできたシーズとニーズをより発展させ事業化していくために、産総研との共同研究に向けた可能性試験調査研究を実施いたします。

支援内容

- ① マッチングイベントの開催
- ② 産総研連携研究支援

● 戦略的基盤技術高度化支援 経済産業省

中小企業を中心とした研究共同体の研究開発から販路開拓までの取組について、事業管理機関として支援しています。



産学官金共同研究プロジェクトから成果の事業化が実現しています。

当センターが支援したプロジェクトの成果の事業化例

事業化した製品:「金属光造形複合加工機 LUMEX Avance-25」

事業化した企業:株式会社松浦機械製作所

レーザーによる3D金属光造形と高速切削加工技術を融合させた新規の工作機械。

当センターが支援したプロジェクトの成果から、ものづくりの常識を変える製品が事業化されました。



事業化した製品:「ラインアートシャルマン」

事業化した企業:株式会社シャルマン

開発したレーザー溶接技術により、新素材の特性を最大限に生かしたデザインを実現した眼鏡。

当センターが支援したプロジェクトの成果から、地場産業の可能性を広げる製品が事業化されました。



● 新分野展開による研究成果の製品化支援

「ふくいオープンイノベーション推進機構」では、産学官金連携により多くの研究開発プロジェクトを実施しています。このプロジェクトで得られた研究開発成果を新規分野に転用することにより、製品化を支援し、売上げの拡大を目指します。

支援内容

- プロジェクトマネージャーおよび連携コーディネーターが、市場ニーズを反映させた新分野展開の働きかけや県外企業との橋渡しを行います。
- 新規分野の展示会出展、事業化事例および評価技術の講習会を開催します。

令和2年度 メッセナゴヤ2020【出展】

日 程	令和2年11月4日(水)～7日(土)	会 場	ポートメッセなごや
特 徴	製造業をはじめ多種多様な業種が来場するわが国最大級の異業種交流展示会		
出展者数	10社程度(2019年度実績 8社)		

「テクノふくい」の発行

産学官金連携支援を中心とした技術開発に関する当センター事業や研究動向等を紹介しています。情報収集ツールとしてご活用いただけます。

- ◆ 年2回 各500部発行 賛助会員、各種団体に配布
※ご購入にはお申し込みが必要です。

テクノふくい 概要

- オープンイノベーション推進部トピックス
産学官金連携で行っている研究開発事業の紹介や成果報告
ふくいオープンイノベーション推進機構などの活動報告 等
- 産・学・官・金スポットライト
各機関の事業・研究・取組などの紹介
- INFORMATION
イベント・研修・募集の案内
オープンイノベーション推進部賛助会員入会のご案内 等



賛助会員のご案内

オープンイノベーション推進部で、事業の充実と全体的な事業の展開を図るため、賛助会員を募集しています。講演会の参加、技術開発・ビジネス等に関する情報提供等の特典も充実しています。

問い合わせ先

オープンイノベーション推進部
TEL 0776-55-1555 FAX 0776-55-1554

中小企業等外国出願支援

業績を伸ばしている中小企業が、国外市場への進出や販路拡大を行いさらに飛躍するためには、保有技術の特許出願し権利化することや意匠・商標でブランド化を図ることが重要です。そこで、国外での特許権等の取得を促進するために、出願費用を補助します。

特許等出願費用補助の概要

◆ 対象企業

福井県内に本社を置く中小企業(個人事業者、事業協同組合含む、ただし、みなし大企業は除く)
※地域団体商標については、商工会・商工会議所、NPO法人も対象

◆ 選考委員会

選考委員会において、対象特許等の内容や関係する製品・サービス等、出願予定国の選定理由、今後の事業計画について説明していただきます。選考結果は文書により後日お知らせします。

◆ 補助内容

《選考基準》

- 1 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- 2 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
 - (1) 補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等
 - (2) 補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等
- 3 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

《補助対象経費》

・ 補助対象経費に認められるもの

外国特許庁への出願に要する経費	① 外国特許庁への出願に要する経費 ② 外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費 ③ 外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費 ④ 外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
-----------------	--

・ 補助対象経費に認められないもの

- ① 国内出願に要する経費
- ② PCT出願経費(国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願等)
- ③ 国内出願・PCT出願の弁理士費用
- ④ 弁理士間等の仲介手数料
- ⑤ 日本国内の消費税、VAT(付加価値税)

◎募集の詳細及びお申込は、ホームページでご確認ください。
(例年の募集時期は4月下旬から5月末、予算状況によっては2次募集も公募予定)
<https://www.fisc.jp/technology/application/>

fisc 特許

検索

問い合わせ先

オープンイノベーション推進部

TEL 0776-55-1555 FAX 0776-55-1878

次世代技術国際発信支援

国際感覚を有する技術者育成と世界への本県技術の発信・PRのため、県内中小企業が国外における学会・展示会等へ若手技術者を派遣する際の経費を助成します。

次世代技術国際発信費用助成の概要

対象企業

原則として福井県内に事業所または工場を有し、中小企業基本法に規定する中小企業者であって、大企業が実質的に経営に参加していない、または中小企業者の団体であって法人格を有すること。

対象要件

国外の国際学会や展示会等へ技術者を派遣する目的が、自社製品の販路開拓や自社技術の高度化を図るなど、本県産業の振興発展に寄与するものであること。

派遣する若手技術者は、原則として45歳以下の技術者・研究者であることが条件となります。

助成対象経費

国外の学会や展示会等への派遣に要する費用（旅費、出展費用等）を対象とします。

助成対象期間

令和2年4月17日（金）
～令和3年3月12日（金）まで
（対象期間内に事業完了するものに限ります。）

助成率

補助対象経費のうち、1/2以内を補助します。
（1申請当たり上限は、30万円）

令和2年8月28日（金）が募集締切となります

お知らせ

「ふくいオープンイノベーション推進機構」参加募集

背景

技術革新が著しく、急速なスピードで日々進化している今日、県内企業におきましても、イノベーション創出の重要性が認識されつつありますが、高度な技術レベルが要求され、企業や地域の枠を超えた協力を得ないと解決できない技術的課題が生じてきており、これまで以上の産学官金の連携を構築することが急務となっています。

このため、産業界、学界、行政および金融の総力を結集し、幅広い人材・組織・ネットワークを活かして新たな事業の創出を行っていく「ふくいオープンイノベーション推進機構」を設立しました。

つきましては、機構に参加する機関・個人を募集しますのでぜひご登録ください。

活動内容

1 活動内容

- ・県内外の企業、大学、高専、研究機関、金融機関等のネットワーク構築
- ・国・県の研究開発資金を活用した共同研究や受託研究など
- ・研究開発・事業化資金等の調達支援

2 対象(分類)

- ・会員（機構の設立趣旨に賛同する企業または個人）
- ・構成機関（県内外の大学、高専、研究機関、金融機関）

3 会費

無料（但し、各事業実施に伴う経費は負担いただく場合があります）

4 申込方法

http://www2.fklab.fukui.fukui.jp/admission_app

にアクセスし、参加申込フォームに必要事項を記入の上、送信してください。



問い合わせ先

オープンイノベーション推進部

TEL 0776-55-1555 FAX 0776-55-1554

商品開発や販売促進のためのデザイン支援

企業のブランディングや商品開発、販売促進、展示会の企画など、デザインの力が求められる経営課題について、経験豊富なデザイナーが実践的指導、助言を行います。

デザインのご相談、お受けいたします！

デザインセンターふくいは、経営課題「ひとづくり」「ものづくり」「販路づくり」をキーワードとして伝統工芸産業をはじめとする福井のものづくり企業の相談に対応します。

【ひとづくり】

デザイン研修 (P34参照)

【ものづくり】

様々な分野で活躍する県内デザイナーの指導を受けることができます。

① デザイナー派遣

県内デザイナーの情報を提供します。

デザイナーバンク

団体、企業グループを単位として、第一線で活躍するデザイナーから指導を受けることができます。

② グループカウンセリング

3Dプリンター等の活用で試作加工の支援をします。

デザインラボ

【販路づくり】

販路開拓・展示商談会等の出展を支援します。

③ デザインラウンジ交流事業

ブランド創出や販路開拓の基礎知識と経験をもった企業を対象にデザインコンサルティングを行います。

④ 産地新ブランド創出・流通フォローアップ

デザインラボ

3Dプリンター、レーザーカッター等を活用して、試作加工を行うことができます。機器を利用するには、経費が必要です。初めての方には、使い方や活用方法などわかりやすくご説明いたしますので、事前にご相談ください。

<設備紹介>

- 光造形機: ATOMm-4000
- 石膏積層造形装置: Projet 360T
- レーザーカッター: SPEEDY 100 FLEXX
- UVプリンター: LEF-12



デザインセンターふくい オフィス



デザインラボ

① デザイナー派遣

商品開発のデザイン、販売促進のデザイン、展示会の企画デザインなど、様々な分野で活躍するデザイナー（※1）を課題に合わせて派遣します。

対象 デザインを活かした経営の向上を目指す県内中小企業等

費用 具体的な指導を行う費用として、デザイナー謝金がかかります。1回33,400円(消費税別)のうち1/2が企業負担となります。

利用回数 1企業 6回まで
※派遣回数は専門家と協議します。

(※1) デザイナー選定について

デザイナーの選定にあたっては、県内デザイナーを登録した「デザイナーバンク」をご活用ください。また、選定にお困りの際は、お気軽にご相談ください。

デザイナーバンク

登録希望のあった県内デザイナーのプロフィールを始め、受賞歴・資格、開発事例等をご覧いただけます。

DESIGNER BANK

デザインセンターふくい

分野の紹介

- 物に関するデザイン
例) パッケージデザイン・クラフトデザイン等
- 視覚・コミュニケーションに関するデザイン
例) Webデザイン・グラフィックデザイン・写真、映像
- 環境に関するデザイン
例) 建築デザイン・インテリアデザイン等

② グループカウンセリング

団体、企業グループを単位として、県外の第一線で活躍するデザイナーから、最新の市場動向やヒット商品動向などの情報を聞いたり、共通する課題についてアドバイスを求める事ができます。

対象 デザインを活かした取り組みを目指す県内組合・団体、企業グループ（中小企業を含む3社以上）等

費用 無料 ※デザイナー謝金、旅費を当センターが負担します。企業の方の旅費等は自己負担です。

利用回数 1グループ 2回まで

③ デザインラウンジ交流事業

販路開拓・展示商談会出展等の支援や福井ものづくりキャンパスを活用した展示会の支援をします。



福井ものづくりキャンパスでの展示会

④ 産地新ブランド創出・流通フォローアップ

ブランド創出や販路開拓の基礎知識と経験を持った企業を対象にデザインコンサルティングを行います。

新ブランド創出のフォローアップ

これまでデザインセンターふくいのブランディング講座を受講するなど基礎知識と経験を持つ企業が、自社ブランドの戦略を策定する過程において、ブランディングに実績のある事業者が対象企業をコンサルティング形式で指導します。

対象 ブランディングの基礎知識と経験を持ち、かつ自社ブランドの確立に取り組んでいる企業

販路開拓のための流通サポート

被指導企業を対象に全国の百貨店・大規模商業施設における流通サポートや商談会への出展支援を行います。



県外での出展支援

問い合わせ先

デザインセンターふくい

TEL 0778-21-3154 FAX 0778-21-3155

人材育成

経営・技術・IT・デザインと企業の人材育成に必要な幅広いカリキュラムで研修・講座を開催しています。

活用ポイント

- ・中小企業のための研修施設「福井県中小企業産業大学校」や「県産業情報センター」のパソコン実習室などで専門的な研修を実施
- ・長年のノウハウを活かし最善の効果が得られるような内容の研修を実施

様々なコースをご用意しています

ビジネススキル・マネジメント力向上を図りたい

経営管理コース

(問合せ先) 人材育成部(県中小企業産業大学校内)
☎ 0776-41-3775

繊維・眼鏡・機械等の業種の技術力向上を図りたい

工業技術コース

(問合せ先) 人材育成部(県中小企業産業大学校内)
☎ 0776-41-3775

インターネットを活用した販路開拓
社内のIT活用を図りたい

IT研修コース

(問合せ先) ふるさと産業育成部(県産業情報センター内)
☎ 0776-67-7411

デザインを基礎から学びたい
企業ブランドの育成を図りたい

デザインコース

(問合せ先) デザイン振興部(サンドーム福井内)
☎ 0778-21-3154

参考

社員教育で利用できる助成金のご案内

どの制度も事前申請が必要です。対象企業や適用される研修内容などは、各制度により異なりますので、詳しくは各窓口までお問い合わせください。

人材開発支援助成金

労働者の職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

窓口：福井労働局 ☎0776-26-8613

雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

窓口：福井労働局 ☎0776-26-8613

勝山市中小企業人材育成助成金

勝山市内に事業所がある中小企業者を対象に、受講料およびテキスト代の最大1/2(限度額 1講座 5万円 1企業年間10万円)が助成されます。

窓口：勝山市商工観光・ふるさと創生課 ☎0779-88-8105

鯖江市地域産業人材育成支援事業補助金

鯖江市内に事業所がある企業、個人事業者、起業を志す鯖江市民を対象に、受講料およびテキスト代の最大1/2(限度額 1企業 下限1万円、上限年間10万円)が補助されます。

窓口：鯖江市商工政策課 ☎0778-53-2229

越前市産業人材育成支援事業補助金

越前市内の中小企業等や女性創業者を対象に、受講料の最大1/2(1企業 年間10万円)が補助されます。

窓口：越前市産業環境課 ☎0778-22-3047

坂井市中小企業人材育成支援事業補助金

坂井市内に事業所がある中小企業者を対象に、受講料の最大1/2(1企業 年間10万円)が補助されます。

窓口：坂井市観光産業課 ☎0776-50-3152

(令和2年3月末現在)

- 最新の講座情報はメールマガジン「週刊!ふくいナビ情報」でもご確認いただけます。(P36参照)

中小企業産業大学校 研修

新入社員から管理者・経営者までの階層別研修に加えて、職種別のビジネススキル向上研修、専門知識や基礎技術を習得する工業技術系の研修まで幅広い分野の研修を開催しています。詳細は「研修ガイドブック」をご覧ください。（ご希望の方にはお送りします）



経営管理コース（分野） 34講座

経営・マネジメント研修（2講座）	ビジネススキルアップ研修（11講座）
総務・経理・人事研修（3講座）	ものづくり研修（8講座）
営業・マーケティング研修（4講座）	ISO研修（1講座）
商業・サービス業研修（2講座）	出張教室（1講座）
公開講座（2講座）	

工業技術コース（分野） 4講座

繊維関連研修（2講座）
眼鏡関連研修（1講座）
全製造業対象研修（1講座）

学院連携実務講座 3講座

- ◇ 福井・敦賀産業技術専門学院の講師やノウハウ、施設・設備を活用し、低廉な受講料で気軽に学ぶことができる、より実践的なコース
- ・図面の描き方基礎講座（日程調整中）
 - ・製品・デザイン開発のための3D CAD基礎講座（12月）
 - ・商品の魅力を引き出す手描きPOP（2月）

おすすめ講座

モノづくり企業の 調達・購買技術の基礎

企業の収益に大きな影響を与える調達・購買部門について、その役割や担当者としての心構え、業務の原理原則といった基礎的な内容について学びます。また、実務上特に重要となる取引先選定やコスト管理についてのポイントも詳しく解説します。（7/8開講）

製造現場リーダーの現場力・ 行動力強化セミナー

現場リーダーには、「見たことを行動する力」が求められています。「企業」を見て自分の役割を知り、「現場」の本当の『見える化』に必要な具体的な行動を確認した上で、リーダーと「組織」の関わりを考えます。演習を通して行動計画を策定します。（8/3開講）

仕事の品質と生産性を高める 「改善」の具体策

オフィス業務でも、仕事の品質や生産性の向上が求められています。製造現場では当たり前の考え方や視点ですが、一人ひとりの仕事の負担を軽減して、品質と生産性を高めるマインドと改善手法について学びます。具体的で実践的な取り組み方法を、講義と事例・演習でわかりやすく習得します。（10/16開講）

営業力強化トレーニング講座

営業パーソンのヒアリングスキルの核となる「傾聴力」と「質問力」を高め、提案の質を上げ、営業力の強化を図ります。商談の場面を想定したロールプレイングを実践することで、プレゼンテーションスキルのレベルアップをめざします。（11/11開講）

ビジネス・仕事の質を高める 「企画・発想力トレーニング講座」

マーケティングプロセスの理解を進め、フレームワークを活用したビジネスプランニングを体得する研修です。アイデア発想の基本的な方法を事例を交えながら繰り返しトレーニングすることで企画・発想力を強化し、そのデザインされたアイデアをビジネス成功へとつなげていきます。（11/16開講）

OJTを成功させる

指示の出し方・報連相のさせ方・受け方

「指示の出し方」、「注意の仕方」、「褒め方」、「報連相のさせ方」等の指導の基本を学びます。また、現場で活用できる「育成計画」「部下のタイプに合わせた指導計画書」「指示の具体化マップ」を作成し、すぐに実践できるよう具体的に進めます。（令和3年3/3開講）

中小企業産業大学校は「企業内研修」をサポートします

社員研修や組合員研修など、独自の研修プログラムを希望される企業、団体をサポートします。直面している課題やこれからの問題、実施したい研修内容などをお聞きしながら、研修テーマを設定し、予算やスケジュール等に応じたオーダーメイド型のプログラムをご提案します。

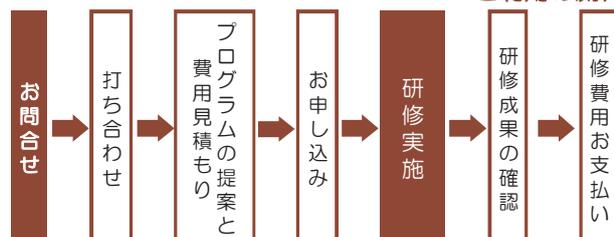
サポート事例と評価

A社（サービス業）モチベーション向上研修
業務改善に対する積極的な意見が出るようになった。また、セクショナリズムの解消にもつながった。

B社（製造業）現場改善研修
5S活動によるムダの削減や生産性の向上が図られるようになった。また、社員のコミュニケーション力も向上し、職場環境が改善した。

C社（小売業）店舗活性化研修
従業員同士が業務を確認し合うことで業務ミスが減少するとともに、店舗の陳列技術の向上、商品管理の徹底につながった。

ご利用の流れ



問い合わせ先

人材育成部（中小企業産業大学校）

TEL 0776-41-3775 FAX 0776-41-3729

IT 研修

- ・実習や演習を多く取り入れた、実務で活用できる研修内容です。
- ・ネット通販など販路拡大に役立つ講座を積極的に開催します。
- ・ソフトウェア技術者向けのA I 研修も拡充します。

【研修会場】 嶺北：福井県産業情報センター（坂井市丸岡町）
嶺南：福井県産業情報センター嶺南支所（小浜市）



IT 研修・講座

○業務活用研修 ○グラフィック&映像活用研修

○Webサイト制作研修 ○システム管理者研修

○eビジネス研修 ○ソフトウェア開発者研修

※これらの分野について、いろいろな研修を開催しています。
※受講料、定員は講座により異なります。

研修期間 1～4日間

受講料 2,600円～86,500円 ※税別

「IT 研修のご案内」にてご案内しています
<https://www.fisc.jp/pckouza/>

福井県 IT 研修

検索

講座の年間ガイドブックでも
研修日程や詳細を確認いただけます。

請求方法

メールの件名を「年間ガイドブック請求」にして、郵便番号/
会社名/住所/氏名/電話番号を明記のうえ、
電子メール (pckouza@fisc.jp) または、
FAX (0776-67-7439) でご請求ください。
※無料で、ガイドブックをお送りします。

おすすめ講座

■ スマホ&SNS時代の集客・販促のノウハウ ■

～自社のスタイルに合ったSNSを見つけよう！～
豊富な事例を解説しながら、業界や業態に適したネットを活用した集客手法について学びます。

■ Illustrator基礎 実務で活用するための基礎を学ぶ ■

ちらしやパンフレットなどの印刷物のデザインを制作するための基本知識・ノウハウを習得します。

■ Excelによるビジネスデータ分析入門 ■

～経営・営業戦略強化に効果的なデータ分析手法～
エクセルの便利な分析機能を紹介し、実務に直結する多量データの分析やビジュアルな分析手法を解説・実演。

基本的な操作は『嶺南支所』で指導します。

※電話での相談も可能 P39 参照

また、他機関のIT 研修情報をふくいナビ
ホームページで紹介しています。

『ふくいナビ』アドレス

<https://www.fukui-navi.gr.jp/>

[ふくいナビ]→[イベント・研修]→[情報化]

◆受講者の声◆

- ・とても分かりやすい説明でした。改めてエクセルの各機能の使い方を学ぶことができました。
(MS-Excel2016 基礎)
- ・講師にアドバイスいただいたことで、業務改善の方向性が整理できて頭がスッキリしました。
(MS-Access2016 応用)
- ・具体的な手法とその理由が分かりやすく、実践に移せるノウハウ満載でした。
(Instagramを活用した集客・販促のノウハウ)
- ・今まで自己流でやってきた作業を効率的にできるようになりました。
(Illustrator基礎)
- ・本だけでは理解できなかった手順がとてもよくわかった。
(初めてのWordPress入門)
- ・とても丁寧でゆっくり分かりやすく、まったく知識がなくてもついていくことができました。
(JW_cad入門)

問い合わせ先

ふるさと産業育成部 ベンチャー・Eビジネス支援グループ
TEL 0776-67-7411 FAX 0776-67-7439

デザイン研修

中小企業の経営者、商品企画責任者、若手デザイナーの方を対象に、デザインマネジメントや商品開発手法など、デザイン活用のセミナーを開催します。

ブランディング&商品開発講座

商品開発プロセス全般を演習を交えて学びます。企画から販売までの商品全体のデザインマネジメントができる実践的な人材を養成します。

対象 企画開発責任者、デザイナー等

予定受講料 46,300円(消費税別)

定員 20名

研修期間 12日間(1日4時間) 合計48時間

実施時期 9月～翌年3月

＜カリキュラム＞

受講者が実際に抱える課題を持参していただきます。分析・設計・伝達の3部構成(4回/部)となっており、講義と演習を通してデザイン手法を身につけながら、解決にいたるまでのプロセスを体験します。

分析 テーマの本質を見極める
(1回～4回)

設計 アイデアを企画化する

伝達 印象的に表現する

◆ 受講者の声 ◆

- 他の受講者とのグループワークと講師による個別指導により一人では考えつけないアイデアを見つけ出すことができました。
- 自身が商品開発の課題を持ち寄り、商品企画演習を行いました。講師に企業がかかえる本質的な課題を見つけだすように指摘され、目が覚めました。
- 講座以外でも、FB等を用いて相談ののってくれる熱心な講師陣・事務局で、研修後も関係が続き、気軽に相談に乗っていただいています。



デザインコネクト

デザインの活用によって成長が期待される製造業・農林水産業・食品加工等の企業向けに、デザイン導入時の課題を解決し、商品・サービスの実現につながるセミナー等を開催します。

対象 経営者、管理者、企画・デザイン開発責任者

予定受講料 無料

定員 50名(各会場)

実施場所 県内4カ所を予定(時期未定)



問い合わせ先

デザインセンターふくい

TEL 0778-21-3154 FAX 0778-21-3155

福井ものづくり改善インストラクタースクール

県内ものづくり企業で生産現場の問題把握や現場改善の指導を行う人材を育てる「第5期福井ものづくり改善インストラクタースクール」が、令和2年7月に開講します。

スクールの特徴

- 東京大学ものづくり経営研究センターと共同開発した中小企業現場のためのカリキュラムです。
- 東京大学藤本隆宏教授のものづくり理論をベースとしたオリジナルテキストを使用します。
- 東京大学ものづくり経営研究センターの協力による経験豊富な講師陣が、受講者をバックアップします。
- 継続的なフォローアップ体制を整えています。



カリキュラム

- ものづくり基礎概念、原価管理、納期管理、工程管理、品質管理など、ものづくりの基礎的な知識について学びます。
- ものづくりの基礎を踏まえ、現場改善の手法について、講義と演習を交えて学びます。
- 少人数のチームに分かれて企業の現場に出向き、現状把握・現状分析・現場の流れ改善について提案などを資料にまとめ発表までを行います。

受講要件

生産管理・品質管理・生産技術などの経験があり、ものづくりに関する予備知識を有する方。

【現役社員】 中小製造業者の現場リーダーまたは幹部候補者など

【企業OB】 大手・中堅製造業で工場などの現場管理経験者

(工場長、生産管理部門・品質管理部門、生産技術部門、開発部門などの責任者をされていた方が望ましい。)

受講費用(税込)

- ・企業従業員：25万円 ※国の助成制度をご利用いただけます。
- ・企業OB等：5万円 ※修了後、県内企業の現場改善指導に従事していただきます。

インストラクター現場派遣事業

貴社の生産性向上を支援するインストラクターを派遣します。
現場改善を通して人材を育成し改善を継続させるための支援事業です。

- 福井ものづくり改善インストラクタースクールで養成したインストラクターを2名1組で派遣します。
- 派遣回数 5回
- 負担額 2万円/回×5回=10万円(税込)

学びなおしサポートセンター（福井県中小企業産業大学校2階）

働きながら大学で学ぶ従業員や、その他スキルアップを目指す従業員を支援するため、キャリアコンサルタントがスキルアップ計画作成をサポートするほか、自主学習スペースや通信教育等の資料を配架するなど、情報提供の場を設けています。また従業員からのキャリアアップのための相談を受け付けています。年に一度、全国の通信制大学を集めた合同説明会を開催し、スキルアップを目指す従業員を支援します。

問い合わせ先

人材育成部（中小企業産業大学校）

TEL 0776-41-3775 FAX 0776-41-3729

情報提供

情報誌やメールマガジンなどを通して、当センターの事業の他、県内支援機関のイベント情報や公募情報を発信しています。

情報誌F-ACT（ファクト）の発行

奇数月の25日に隔月情報誌『F-ACT（ファクト）』を発行しています。ビジネスで話題になっているテーマを取り上げた特集や企業事例を豊富に紹介するほか、トレンドとなっているトピックに関する連載記事など、盛りだくさんの情報をお届けします。

発売日 奇数月25日

発行部数 3,400部（うち2,400部を県内企業・組合様に配布しています）

ページ数 22ページ

入手方法 下記F-ACTホームページからお申込ください。

価格 無料



電話かFAX(下記問い合わせ先)でも、お申し込みを受け付けています。

<https://www.fisc.jp/fact/>

※ ホームページからPDF形式により全誌面を読むこともできます。

※ 県内金融機関や商工会議所・商工会の窓口でもご覧になれます。

ふくいナビ ~福井の企業支援施策を見つけるためのポータルサイト~

県内の中小企業支援機関(*)と連携し、福井の企業支援施策を集めたサイト、『ふくいナビ』を運営しています。

※ 県内の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会
県工業技術センター、県立大学地域経済研究所等の支援機関
県産業労働部、政策統計・情報課 ほか

『ふくいナビ』アドレス

<https://www.fukui-navi.gr.jp/>

ふくいナビ

検索

活用ポイント

- ・さまざまなビジネスイベント情報、報告書データなどが毎日更新されるため、情報収集に役立ちます。
- ・自社のメールマガジンやメーリングリストを無料で作成できます(ビジネス用途限定です。審査があります)。

オススメ① 『週刊！ふくいナビ情報』メールマガジン

毎週、「ふくいナビ」の中からタイムリーな情報をメールでお届け！！
講演会や研修、助成金など、企業経営に役立つ旬な情報が満載です。
『週刊！ふくいナビ情報』(無料)の購読をご希望の方は、
HP『週刊！ふくいナビ情報』(メールマガジン)頁よりご登録ください。

オススメ② 自社の情報も登録・発信が可能です！

支援機関以外でも、県内企業や産業の活性化に役立つ情報を登録・掲載することができます。
イベント・講演会等に関する情報、募集に関する情報、統計・データに関する情報等をぜひご登録ください。

オススメ③ 独自メルマガ・MLの作成

ビジネス上で使うメールマガジンやメーリングリストを無料で作成できるサービスを提供しています。社内での情報共有や、他社とのネットワーク強化等にご利用いただけます。
※開設には審査があります。



企業等の情報の登録は『ふくいナビ』情報登録ページ

右上『情報のご提供をお願いします。』より

問い合わせ先

総務部

TEL 0776-67-7414 FAX 0776-67-7419

福井県産業情報センター

坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

情報産業の育成と中小企業の情報化支援を目的とした施設です。イベントホールや会議室のほか、IT研修用のパソコン実習室、IT関係の創業間もない企業を対象としたインキュベートルームなどの貸出施設があり、企業の情報化の促進やITを使ったビジネス展開等にご利用いただけます。

7階にコワーキングスペースおよび創業を目指す方に安価で利用していただけるスタートアップエリアを整備するとともに、入居施設の小割化を実施し、小さな規模でスタートするITベンチャーの方に一層利用しやすくなりました。

コワーキングスペース&スタートアップエリア

○コワーキングスペース

wifi環境が完備したコワーキングスペースを無料で利用できます。個人やグループでの利用、ミニ勉強会などで利用できます。

[開設日時]

月曜日から金曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後9時

※事前予約で、ミニ勉強会
や交流会を行うことも
可能です。



○スタートアップエリア

ITを活用した創業を考えている方や事業計画を作成中の方が気軽に利用できるシェアオフィス型の入居施設です。

[部屋のタイプ] ※㎡単価840円

<マイクロ>4室 <Aタイプ>13.95㎡ <Bタイプ>15.45㎡

<スモール>4室 <Aタイプ>19.95㎡ <Bタイプ>22.11㎡

◎入居に際しては審査があります。

◎入居期間6カ月(最長1年まで入居期間延長が認められる場合があります)

○学生ベンチャー・チャレンジ応援事業

学生等の創業を後押しするため、情報センタービルに入居して創業を目指す学生等に対して、起業にかかる経費や初期段階における活動経費を支援します。(P8参照)

入居施設 (インキュベートルーム、共同研究室)

ITを活用した創業や新規事業に取り組む方に事務所スペースを提供します。

◆インキュベートルーム 8室 ※ 単価840円/㎡

<タイプA> 7室 広さ27.13㎡

<タイプB> 1室 広さ26.60㎡

◆共同研究室 2室 ※ 単価840円/㎡

<タイプA> 1室 広さ36.47㎡

<タイプB> 1室 広さ59.74㎡



対 象 ※インキュベートルームの場合

- ・情報通信関連産業分野の企業および個人で立ち上がり期(事業計画開始からおおむね5年以内)の方で、支援を要する方
- ・情報通信関連産業分野へ進出または研究開発に取り組もうとする中小企業(部門の新設)で、支援を要する方
- ・情報通信関連産業分野の立ち上がり期にある者の支援のために活動する者であって、特に認めた方

◎ 空き室がある場合は、当センターホームページ等でお知らせします。 ※入居に際しては審査があります。

◎ 入居期間は1年(最長3年まで入居期間の延長が認められる場合があります)

入居施設 (技術開発室)

ITを活用して事業を行う企業向けに、高度なネットワーク環境を持つ事務所スペースを提供します。

◆技術開発室 18室 ※ 部屋面積は26.69㎡～109.16㎡のタイプから選べます。

※㎡単価2,070円(使用面積、創業年数による割引制度もあります)

対 象

- ・情報通信関連産業分野の事業を行う者
- ・情報技術者の育成を目的として情報処理関連の教育を行う者
- ・福井県産業情報センターの情報通信設備を利用し、情報通信機器を高度に活用した事業を行う者

◎ 空き室がある場合は、当センターホームページ等でお知らせします。 ※入居に際しては審査があります。

◎ 入居期間は3年(入居期間の延長が可能です)

問い合わせ先

ふるさと産業育成部 ベンチャー・Eビジネス支援グループ

TEL 0776-67-7416 FAX 0776-67-7439

貸出施設（マルチホール、会議室）

◆マルチホール 1室(300人まで収容可能)



観覧席、教室形式と目的や規模(60~300人)に応じて使用することが可能です。wi-fi完備なので、同時200台のアクセスも可能です。
<料金の例> ※午前利用の場合
教室形式 13,580円／観覧席形式:21,790円

◆会議室

4室(24人収容可能2室(54人収容なら1室)、18人1室、24人1室)



会議室ABの収容人数は各24人で、パーテーションを撤去し2室を1室にして使用すると最大54人まで利用可能になります。少人数の打ち合わせから、中規模のセミナーまで、幅広い用途にご利用いただけます。
◆全室wi-fi完備で様々な情報を共有することも可能です。

貸出施設（パソコン実習室、マルチメディア制作）

◆パソコン実習室 2室(21人収容可能)

生徒20台+講師用1台設置

画像処理ソフトや独自ソフトによる研修にもご

利用いただけます。



◆マルチメディア制作コーナー(4Kカメラ、編集機)

福井県マルチメディアサポートセンターに4K映像を撮影する専用カメラと編集機を新たに導入し、貸出しをしています。専門家が撮影をサポートする他、スタジオ内ではライブ配信をすることも可能です。



福井県産業情報センター施設利用、申し込みについて

利用時間 午前9時から午後9時

休館日 12月29日から翌年の1月3日

申込受付期間 利用希望日の1年前
(土日祝日・休館日の場合はその翌平日)
午前8時30分から、利用希望日の2日前まで。

料金 施設によって変わりますので
ホームページをご確認ください。

産業情報センターでは、企業に向けたIT人材育成の研修も行っています。詳しくはP33をご覧ください。

申込方法

「福井県産業情報センター利用申込書」に必要事項をご記入の上、FAX・郵送・またはメールにてご提出ください。
※お電話または窓口での口頭によるお申込は、正式な申込になりませんのでご注意ください。

空き状況の確認、施設利用料金・申込書のダウンロード等はホームページをご覧ください。

福井県産業情報センター

検索

申込書については、郵送・FAXでの送付もしていますので、ご希望の方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

総務部

TEL 0776-67-7414 FAX 0776-67-7419

※福井県産業情報センターは、福井県が設置し、指定管理者として指定を受けた当センターが管理運営しています。

嶺南支所は、嶺南地域の中小企業の経営者・従業員、個人事業者等のIT活用を支援するために、福井県が整備した施設です。
開館中いつでも来所いただいても、お悩みにお答えします。また、無料でご利用できるミニセミナーや体験コーナーも設置しておりますので、お気軽にご来所ください。



無料でご利用いただけます

相談コーナー

- ◆ ITの活用方法について、いつでも相談できます
 - ・ご来所の際は、開館中は相談員が常時対応
 - ・電話での相談にも対応
 - ・嶺北地域の方のご相談にも対応
- ◆ こんなご相談に対応させていただきます
 - ・パソコンの操作について
 - ・一般的な相談
 - ・インターネットに関する相談
 - ・トラブル解決の相談

パソコン体験コーナー

- ◆ 光ファイバー高速インターネットがいつでも使用可能
 - ・パソコン4台設置
 - ・Microsoft Internet 2010(インターネット)
 - ・Microsoft Office2003 ProfessionalEdition(オフィス)
 - ・HeTeMuLu Creator(ホームページ作成)
 - ・Nero7 Essential(CD作成) など
 他にも便利なソフトがたくさん入っています。

ミニセミナー

- ◆ 初心者の方に、無料でミニセミナーを開催
パソコンの操作や活用方法は、ちょっとしたコツが分かれば案外簡単。そんな、ちょっとしたノウハウをお教えします。
 - ・パソコン初歩の初歩
 - ・ホームページ作成入門
 - ・Excel&Word体験/便利わざ/年賀状・見積書作成
 - ・ブログ入門
 - ・ネットの危険からPCを守る(ウィルス駆除他)
 - ・デジカメ撮影速効テクニック

お問合せ・お申し込みは電話または
メール(E-mail: reinan@fisc.jp)にて
講座時間：10:00～12:00(1日1講座)
定員：2名(お1人でも受講可)
※希望日の3営業日前までにお申し込みください。

図書閲覧コーナー

- ◆ IT関連の雑誌や書籍を備えています。
 - ・日経パソコン(初心者～中級者向)
 - ・MacFan(初心者～中級者向)
 - ・日経PC21(初心者～中級者向)

パソコン実習室

パソコン研修に利用できる施設です。
受講者用10台と講師用1台の機器を設置。

利用時間： 9:00～12:00
13:00～17:00
月～金曜、第2・4の土・日曜
※ただし、祝日・年末年始は除く

収容人数：11人
パソコン実習室利用料金(税込)
：午前1,570円 午後2,100円
パソコン利用料金(税込)
：1時間につき210円/1台



嶺南支所アドレス <https://www.fisc.jp/reinan/>

fisc 嶺南

検索

問い合わせ先

福井県産業情報センター 嶺南支所
TEL 0770-52-1500 FAX 0770-52-1510
ふるさと産業育成部 ベンチャー・Eビジネス支援グループ
TEL 0776-67-7411 FAX 0776-67-7439

中小企業の人材育成を行うことを目的とした施設です。大学校主催の人材育成研修だけでなく、企業や団体が行う研修、社内会議・ミーティングの場としてもご利用いただけます。

また、宿泊施設や体育館、テニスコートも併設していますので、長時間・長期の研修やスポーツ・レクリエーションなど、様々な用途での催事開催が可能です。

企業内研修・社内会議・宿泊研修の場を提供します

～快適な環境でご利用いただけます～

■ 108名から少人数(2～6名)まで多種類の会場を用意

・教室、会議室の机は、全て可動式のタイプですので、初期レイアウトからの変更が自由に行えます

■ 宿泊施設・体育館を併設、目的に応じた幅広い活用が可能

・宿泊型の長時間研修が開催可能です
 ・60名収容のお食事スペース完備。研修後の懇談会やレクリエーションでの校外への移動も不要です
 ・宿泊室A(ツイン22室)と宿泊室B(シングル1室)のほか、和室タイプの第2会議室のご利用を合わせて、最大51名までご宿泊いただけます

■ 無線LANインターネット環境を整備

・教室・宿泊室・体育館など、館内でのインターネットが無料で利用できます
 ※無線LAN対応のコンピュータをご持参ください

■ 共用駐車場を含む最大430台分の無料駐車場を完備

施設の空き状況確認からお申し込みまでの一連の手続きが、インターネットで行えます。

【福井県中小企業産業大学校施設予約システム】

<https://fiib.jp/>



福井県中小企業産業大学校施設利用について

利用時間 午前8時から午後10時まで
 (宿泊施設は午後5時から翌日の午前9時まで)

休校日 12月28日から翌年1月4日まで
 毎月 第3日曜日

申込受付期間 利用希望日が属する18ヶ月前の月の
 1日から、希望日の3日前まで

料金

教室によって異なりますのでWEBサイトでご確認ください
 ※営利目的でのご利用は通常料金の2倍
 スポーツ目的以外での体育館利用は通常の3倍
 準備・後片付け等でのご利用時間帯は通常の半額となります。

申込方法

WEBサイト「福井県中小企業産業大学校施設予約システム」
 もしくは「福井県中小企業産業大学校利用申込書」
 にてお申し込みください。

中小企業産業大学校では、人材育成の研修も行っています。詳しくは P32をご覧ください。

問い合わせ先

人材育成部 (中小企業産業大学校)

TEL 0776-41-3775 FAX 0776-41-3729

※福井県中小企業産業大学校は、福井県が設置し、指定管理者の指定を受けた当センターが管理運営を行っています。

ホームページ

https://www.fisc.jp/fiib/shisetsu_top.html

県・市町の融資制度、助成制度 ご紹介

資金調達の際に所定の要件を満たす場合は、低利などの特典がある融資制度の活用がお勧めです。

対 象

- ① 中小企業である
- ② 融資を受ける地方自治体地域内で一定期間事業を営んでいる
- ③ 税金を完納している
- ④ 過去、返済に延滞等の事故がない
- ⑤ 許認可が必要な業種の場合には、その許認可を受けている

特 徴

低利で融資が受けられたり、保証人や担保が不要といった特典があります。
(県・市町によって制度が異なりますので、次ページ以降をご覧ください。)

目 次

県の融資制度	42
県の助成制度	46
市町の融資制度	51
市町の助成制度	61
コロナ関連制度	90

県の融資制度 ご紹介

融資制度利用の流れ

1. 金融機関の決定

※制度融資は、県、金融機関、商工会議所・商工会、信用保証協会等で相談を受け付けています。

2. 各機関窓口で相談・申込み

約1週間～2週間

※申込みについては、金融機関によって必要書類が異なりますので、確認が必要です。

3. 面談日の決定・面接

約1週間

申込みが完了後、面談日通知
面談の時間は30分～1時間程度
事業内容・計画の確認、経営者の資質・会社の状況を確認するために行われます。

4. 審査結果の通知

約1週間～3週間

5. 融資

融資が実行され、指定した金融機関の口座に振り込まれます。信用保証協会付きでの融資を受ける際は、同協会に保証料を支払います。

6. 返済

融資契約に基づき、借入金を金融機関へ返済

この時、信用保証協会は、代位弁済した額の求償権を取得し、企業から債権を回収します。

◆融資申込みに必要な書類（一般的な例）

- ① 所定の申込書
- ② 現在事項全部記載証明書
- ③ 創業計画書
- ④ 創業後数ヶ月経過の場合、試算表か収支状況の分かるもの
- ⑤ 設備支援の場合、見積書
- ⑥ 賃貸物件の場合、賃貸契約書か不動産業者の資料
- ⑦ 不動産担保を希望する場合、担保物件の登記簿謄本、公図の写し・固定資産評価証明または過程通知書
- ⑧ フランチャイズの場合は、契約内容の分かるもの
- ⑨ その他、添付書類 など

保証人は立てたくないでも、保証は欲しい!!

そんな時は **信用保証協会**

信用保証調査

信用保証協会が、企業の事業内容や経営計画等を調査・検討

保証書発行

信用保証協会は、調査結果を元に保証の諾否を決め、金融機関へ連絡

もし、返済できなくなったら…

代位弁済

信用保証協会付きで融資を受けた場合に限り、協会が企業に代わり金融機関に残金支払い

返済完了

令和2年度中小企業向け制度融資 融資利率・保証料率一覧

信用保証	資金	責任共有制度	融資利率(年、%)	保証料率(年、%)	保証料補給	
あり	中小企業育成資金(一般)	対象	1.00以下	A	—	
	企業の子育て・介護・再雇用支援分				全額	
	企業の女性活躍推進分					
	労働環境整備支援分					
	中小企業育成資金(小口)	対象外	0.90以下	0.70%※ または B	—	
	企業の子育て・介護・再雇用支援分				全額	
	企業の女性活躍推進分					
	労働環境整備支援分					
	関連倒産防止資金	対象	1.00以下	C	全額	
	経営安定関連特例(1、2号)成立分	対象外	0.90以下	0.80		
	経営安定資金	経営安定関連特例(3、4、6号)成立分	対象	1.00以下	A	—
		経営安定関連特例(7、8号)成立分	対象外	0.90以下	0.70	
		環境変動分	対象	1.00以下	0.60	
		経営安定関連特例(3、4、6号)成立分	対象外	0.90以下	0.70	
		経営安定関連特例(7、8号)成立分	対象	1.00以下	0.60	
		新型コロナウイルス対策分(4号)	対象外	0.90以下	0.70	
		セーフティネット保証支援分(5号)	対象	1.00以下	0.60	
	資金繰り円滑化支援資金	危機関連保証支援分(6項)	対象外	0.90以下	0.80	1/3
		経営安定関連特例(1~4、6号)成立分	対象	1.70以下	A	
	経営安定関連特例(5、7、8号)成立分	対象外	1.60以下	0.80	—	
長期借換支援資金	対象	(10年以内) 1.70以下 (10年超) 2.10以下	A	1/3		
中小企業再生支援資金	(無担保)	1.70以下	0.68	—		
開業支援資金	保証料補給対象分	対象外	0.90以下	0.80	2,000万円以下は全額補給	
	(有担保)	対象	1.00以下	A	—	
産業活性化支援資金	おもてなし産業支援分	対象	(10年以内) 1.00以下 (10年超) 1.40以下	A	1/2	
	経営活性化支援分			A		
	新事業展開等支援分			A		
	経営革新関連特例、経営力向上関連特例、農商工等連携事業関連特例、地域産業資源活用事業関連特例成立分			0.68		
	県外・海外販路開拓支援分			A		
	経営革新関連特例、農商工等連携事業関連特例、地域産業資源活用事業関連特例成立分			0.68		
海外投資関係保険成立分	0.98					
IoT・AI等支援分			A	—		
			A	1/2		
事業承継支援資金	融資対象者①、②		A	—		
	融資対象者③		A	—		
事業承継支援資金(経営者保証解除支援分)		1.00以下	A または D	1/2		
BCP対策支援資金	一般分	対象	(10年以内) 1.00以下 (10年超) 1.40以下	A	1/2	
	計画認定分			0.68		
	被災復旧支援分(利子補給1/2)			A または 0.68		
	経営安定関連特例(4号)成立分	対象外	(10年以内) 0.90以下 (10年超) 1.30以下	0.80	—	
なし	中小企業育成資金(一般)	—	1.30以下	—	—	
	経営安定資金					
	環境変動分					
	事業承継支援資金					
	融資対象者③					
	おもてなし産業支援分					
	経営活性化支援分					
	新事業展開等支援分					
	県外・海外販路開拓支援分					
	IOT・AI等支援分					
BCP対策支援資金						
一般分						
計画認定分						
被災復旧支援分(利子補給1/2)						

・ 融資利率は令和2年4月1日現在(利率は変更する場合があります。)各資金の融資利率は、この表で定める利率以下とします。

・ 責任共有制度 対象：保証協会80%保証 対象外：保証協会100%保証
責任共有制度とは、信用保証協会の保証付融資について、金融機関が一定の負担を行うことで、信用保証協会と適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした制度
※ 特別小口保険成立分の場合は、保証料率が0.70%となります。

○セーフティネット保証〔経営安定関連特例(中小企業信用保険法第2条第5項第1号~8号)、危機関連特例(同法第2条第6項)〕とは

第5項	1号	大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受けている中小企業者
	2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者等
	3号	突発的災害(事故等)により影響を受けている特定の地域の中小企業者
	4号	突発的災害(自然災害等)により影響を受けている特定の地域の中小企業者
	5号	業況の悪化している業種に属する事業を行っており、売上高等が減少している中小企業者
	6号	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
	7号	金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)により、借入れが減少している中小企業者
	8号	整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能であると認められる者
第6項	大規模な経済危機等による信用の収縮等により経営の安定に支障が生じている中小企業者	

・ 対象となる中小企業者は、本店所在地の市町で認定を受けたうえ、金融機関や保証協会にて融資・保証を申し込んでください。

○保証料率の体系(年、%)

企業の信用リスクによる区分(注)	A	B	C	D	E
①	1.70	1.96	1.49	1.15	1.90
②	1.56	1.77	1.35	1.00	1.75
③	1.37	1.58	1.17	0.85	1.55
④	1.19	1.39	0.99	0.70	1.35
⑤	1.02	1.18	0.85	0.60	1.15
⑥	0.89	0.97	0.73	0.50	1.00
⑦	0.70	0.78	0.55	0.40	0.80
⑧	0.50	0.59	0.38	0.30	0.60
⑨	0.35	0.40	0.23	0.20	0.45

A…中小企業育成資金(一般)などの適用される基本的な保証料率
B…中小企業育成資金(小口)に適用される保証料率
C…関連倒産防止資金に適用される保証料率
D…事業承継支援資金(経営者保証解除支援分)に適用される保証料率
E…保証協会が適用されている責任共有制度の保証料率

(注) 中小企業信用リスク情報データベース(CRD)の評価による区分であり、直前期決算の貸借対照表等がない場合などは、⑤を基準料率とする。

〇令和2年度 中小企業向け制度融資（保証協会の保証を付す場合の融資条件のみ掲載）

【問合せ先】 県産業労働部産業政策課（金融グループ） TEL：0776（20）0373

【一般資金】

このような時に ご利用下さい	制度名	融資対象者	融資限度額 (1年度当たり)	使途・融資期間 (うち据置)	融資利率	保証料率	担保・保証人	申込先	
一般的な事業資金 が必要なとき	中小企業 育成資金	(一般)	中小企業者	8,000万円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	1.00%以下	0.35~1.70%	保証協会の定め による	商工会議所 商工会 取扱金融機関
		企業の育児・ 介護・再雇用 支援分 ・ 企業の女性 活躍推進分 ・ 労働環境整備 支援分	〔企業の育児・介護・再雇用支援分〕 次の①~③のいずれかに該当する中小企業者・小規模企業者 ①女性の職場復帰等支援事業で定める育児・介護等支援制度が導入されていることの確認・通知を受けた方 ②子育てモデル企業としての認定を受けた方 ③子育て中の男性社員の支援に取り組み、父親子育て応援企業として、知事表彰または登録を受けた方 〔企業の女性活躍推進分〕 「ふくい女性活躍推進企業プラス+」としての登録を受けた方 〔労働環境整備支援分〕 社員ファースト企業認定制度または、ふくい健康づくり実践事業所認定制度の認定を受けた方 保証料全額補給						
		(小口)	小規模企業者 ※常時使用する従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下。但し、宿泊・娯楽業は20人以下。）	2,000万円 (既存の保証協会の保証 付き融資残高を含む)	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	0.90%以下	0.70% または 0.40~1.96%		

【セーフティネット資金】

このような時に ご利用下さい	制度名	融資対象者	融資限度額 (1年度当たり)	使途・融資期間 (うち据置)	融資利率	保証料率	担保・保証人	申込先
取引先の倒産等により 売掛債権等の 回収が困難なとき	関連倒産防止資金	次の①、②のいずれかに該当する中小企業者 ①中小企業信用保険法第2条第5項第1号または第2号に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた方 ②倒産企業に対し売掛債権等を有し、知事の認定を受けた方 保証料全額補給	8,000万円 (売掛債権等の範囲内)	運転資金 5年以内 (6か月以内)	1.00%以下 (責任共有制度対象)	0.23~1.49%	保証協会の定め による	取扱金融機関 県産業政策課
売上高の減少等から、 資金繰りが悪 化しているとき	経営安定資金	次の①、②のいずれかに該当する中小企業者 ①最近3か月の売上高等、売上総利益率または営業利益率が前年または2年前の同期に比して3%以上減少している中小企業者 ②原子力発電所運転停止の影響を受けたことにより、融資申込後3か月間の売上高等が平成23年同期の売上高等に比して3%以上の減少が見込まれる中小企業者	8,000万円	設備資金・運転資金 7年以内 (1年以内)	0.90%以下 (責任共有制度対象外)	0.80%		
		環境変動分			1.00%以下 (責任共有制度対象)	0.35~1.70%		
					0.90%以下 (責任共有制度対象外)	0.70%		
		新型コロナ ウイルス対策分			1.00%以下 (責任共有制度対象)	0.60%		
					0.90%以下 (責任共有制度対象外)	0.70%		
セーフティ ネット 保証支援分	中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者 保証料1/3補給	1.00%以下 (責任共有制度対象)	0.60%					
危機関連保証支援分	中小企業信用保険法第2条第6項に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者 保証料1/3補給	0.90%以下 (責任共有制度対象外)	0.80%					
既往借入金の借換え を行うとき	資金繰り円滑化支援資金	保証協会の保証付き既往借入金の残高を有しており、経営改善計画に基づく借換えによって、資金繰りおよび経営の改善が期待できる中小企業者	8,000万円 (新たな事業資金については、 既往借入金の借換 額を限度)	・保証協会の保証付き既往 借入金の借換えに必要な 資金 ・借換えに伴い必要となる 新たな事業資金 15年以内 (1年以内)	1.70%以下 (責任共有制度対象)	0.35~1.70%	保証協会の定め による	商工会議所 商工会 取扱金融機関
				1.60%以下 (責任共有制度対象外)	0.80%			
返済条件の緩和を 行っているとき	長期借換支援資金	保証付き既往借入金について返済条件の緩和を行っていることにより前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業者で、ローカルベンチマークを活用し、金融機関等の支援により経営改善が見込まれる中小企業者 保証料1/3補給	8,000万円	・事業計画に基づく保証 協会の保証付き既往借入 金の借換えに必要な資金 ・借換えに必要な資金に 加え事業計画に基づく新 たな事業資金 15年以内 (1年以内) ※新規資金を含む 場合2年以内	【10年以内】 1.70%以下 【10年超】 2.10%以下	0.35~1.70%		
経営再建に取り組 むとき	中小企業再生支援資金	福井県中小企業再生支援協議会の支援により策定された経営改善計画、経営サポート会議による検討に基づき策定または決定された事業再生計画、または官民ファンドが策定を支援した再生計画に従って再生事業を実施する中小企業者	8,000万円 (1計画当たり)	・経営改善計画等に基づ く再生事業の実施に必要 な新たな事業資金 ・事業資金とともに保証 協会の保証付き県制度融 資既往借入金の借換えに 必要な資金 10年以内 (1年以内)	1.70%以下	0.68%	・担保不要 ・保証人につ いては保証協 会の定めによる	取扱金融機関 県産業政策課

※融資利率は、令和2年4月1日現在（金利は変更する場合があります。）各資金における融資利率は、表で定める利率以下とします。
 ※保証協会の保証を付さない場合の融資条件については、各資金要綱または本パンフレット「融資利率・保証料率一覧」をご覧ください。
 ※保証協会の保証を付す場合、利息に加え別途保証料がかかります。保証料率の詳細については、本パンフレット「融資利率・保証料率一覧」をご覧ください。
 ※上記の融資制度は、中小企業信用保険法で定められた中小企業者、小規模企業者の方を対象としています。

【前向きな資金】

このような時にご利用下さい	制度名	融資対象者	融資限度額 (1年度当たり)	使途・融資期間 (うち据置)	融資利率	保証料率	担保・保証人	申込先
新たに事業を開始するとき	開業支援資金	(無担保)	3,500万円 ※創業の場合、事業資金総額のうち2,000万円以下は自己資金不要。事業資金総額の2,000万円を超える部分については、自己資金額を限度とする	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 10年以内 (1年以内)	0.90%以下 (責任共有制度対象外)	0.80%	・担保不要 ・保証人については保証協会の定めによる	商工会議所 商工会 取扱金融機関
		保証料補給対象分	県内において中小企業者として新たに事業を開始する方、または、事業を開始(分社化を含む)して1年未満の中小企業者 借入額2,000万円までの部分について保証料全額補給(初回利用に限る)					
		(有担保)	1億円 ※事業資金総額の1/3の自己資金が必要	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	1.00%以下	・担保必要 ・保証人については保証協会の定めによる		
新分野進出や新商品の開発等により、経営をレベルアップするとき	産業活性化支援資金	おもてなし産業支援分	次の①、②のいずれかに該当する中小企業者 ①ふくい産業支援センターの「おもてなし産業魅力向上支援事業」に基づく助成事業を実施した方 ②上記に準ずる者として商工会議所・商工会の支援を受けて作成した事業計画を進める方 保証料1/2補給			0.35~1.70%	保証協会の定めによる	商工会議所 商工会 取扱金融機関 ふくい産業支援センター (新事業展開等支援分②、④)
		経営活性化支援分	次の①、②のいずれかに該当する中小企業者 ①商工会議所・商工会の関与のもと、新分野進出や新商品の開発等の経営革新に準ずる事業計画を進め、企業自らの経営努力によるレベルアップを図る方 ②ふくいオープンイノベーション推進機構の支援により、国の補助事業を活用し、ものづくりや革新的な新商品開発等を行う方			0.35~1.70%		
		新事業展開等支援分	次の①~⑥のいずれかに該当する方 ①中小企業等経営強化法(経営革新計画、経営力向上計画)、農商工等連携促進法または地域資源活用促進法に基づき、知事または国の承認・認定を受けた事業計画を進める中小企業者 ②ふくい産業支援センターの「ふくいの逸品創造ファンド」に基づく助成事業を実施した方(有限責任事業組合(LLP)を含む) ③県の「将来のふくいを牽引する技術開発支援事業」に基づく補助事業を実施した方 ④ふくい産業支援センターの「新分野展開スタートアップ支援」に基づく助成事業を実施した中小企業者 ⑤嶺南地域企業が嶺南にある各商工会議所・商工会、若狭湾エネルギー研究センター、ふくい産業支援センター嶺南サテライトオフィス、県工業技術センターの支援を受けて作成した新事業展開や技術開発等に関する事業計画を進める中小企業者 ⑥県の「ふくい手しごと」に認定された方 保証料1/2補給	1億5,000万円 (うち運転資金8,000万円) ※新事業展開等支援分①(農商工等連携促進法の認定、地域資源活用促進法の認定に限る。)、②、④、⑥の場合は、8,000万円とする	設備資金 15年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	【10年以内】 1.00%以下 【10年超】 1.40%以下		
		県外・海外販路開拓支援分	県内に本社(本店)があり、県外または海外への県産品の販路開拓のため、商工会議所・商工会の支援を受けて作成した事業計画を進める中小企業者(県内事業所の閉鎖や事業規模の縮小あるいは従業員のリストラを伴わない場合に限る。) 保証料1/2補給			0.35~1.70%		
		IOT・AI等導入支援分	次の①、②のいずれかに該当する中小企業者 ①県の「IoT・AI・ロボット等導入促進事業」に基づく補助事業を実施した方 ②ふくい産業支援センターの支援を受けて作成した事業計画について、IoTやAIの導入により、5年計画で「付加価値額」の年率3%および「経常利益」の年率1%の向上が見込まれる方 保証料1/2補給			0.68% または 0.98%		
事業用資産や株式買取資金、相続税納税資金等が必要なおき	事業承継支援資金	次の①~③のいずれかに該当する方 ①経営承継円滑化法第12条第1項の規定による認定を受けた方 ②認定支援機関等の支援により策定した事業承継計画を進める方で、貸付後3年以内に代表者を交代する見込みのある方、または、代表者交代後1年未満の方 ③後継者不在等により存続見通しがつかない県内中小企業(事業歴1年以上)から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部または一部を承継する方 保証料1/2補給(①、②に限る)	1億5,000万円 ※親族内承継の場合は、8,000万円とする	15年以内(1年以内) ※親族内承継の場合は、10年以内(1年以内)		0.35~1.70%	・保証人不要 ・担保については保証協会の定めによる	商工会議所 商工会 取扱金融機関
	事業承継支援資金(経営者保証解除支援分)	次の①または②に該当し、かつ、③に該当する中小企業者 ①融資申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの ③次のi~ivの全ての要件を満たす法人 i. 資産超過であること ii. EBITDA有利子負債倍率(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)が1.0倍以内であること iii. 法人・個人の分離がなされていること iv. 返済緩和している借入金がないこと 保証料1/2補給	1億5,000万円	10年以内(1年以内)	1.00%以下	経営者保証COの確認を受けた場合は、0.20%~1.15%		
BCPの実行資金等が必要なおき	BCP対策支援資金	次の①~③のいずれかに該当する中小企業者 ①平成18年2月に中小企業庁が公表した「中小企業BCP策定運用指針」に基づきBCPを作成した方 ②中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画を有する方 ③上記②に該当する方のうち、突発的な災害等により被害を受けた方 保証料1/2補給(②、③に限る) 5年間利子1/2補給(③に限る)	1億5,000万円 (うち運転資金8,000万円)	設備資金 15年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	【10年以内】 1.00%以下 【10年超】 1.40%以下 (責任共有制度対象)	0.35~1.70% 0.68%	保証協会の定めによる	
					【10年以内】 0.90%以下 【10年超】 1.30%以下 (責任共有制度対象外)	0.80%		
県内への工場等の新設や増設等を行うとき	企業立地促進資金	県内に立地する企業であって、地元雇用の期待できる方	5億円 (知事が特別に認めた場合は10億円)	設備資金 15年以内 (うち据置期間2年以内を含む)	1.20%以下	—	取扱金融機関の定めによる	県企業誘致課

※融資利率は、令和2年4月1日現在(金利は変更する場合があります。)各資金における融資利率は、表で定める利率以下とします。
 ※保証協会の保証を付さない場合の融資条件については、各資金要綱または本パンフレット「融資利率・保証料率一覧」をご覧ください。
 ※保証協会の保証を付す場合、利息に加え別途保証料がかかります。保証料率の詳細については、本パンフレット「融資利率・保証料率一覧」をご覧ください。
 ※上記の融資制度は、中小企業信用保険法で定められた中小企業者、小規模企業者の方を対象としています。

2020年度 福井県産業労働部 助成制度

● IoT・AI・ロボット等導入促進事業補助金

生産性向上を図るため、IoT・AI・ロボット等を導入する中小企業等を支援します。

< 補助内容 >

(1) IoT普及枠

- ・比較的安価に導入できるIoT等を活用して、生産性を上げる企業を支援します。
- ・補助率1/2、限度額200万円
- ※2社以上の場合は補助率2/3

(2) AI等活用先進型モデル枠

- ・AIを活用した先進的な取り組みを行う企業を支援します。
- ・補助率1/2、限度額1,000万円

(3) ロボット導入枠

- ・ロボットを導入する企業を支援します。
- ・補助率1/2、限度額1,000万円

【問い合わせ先】 創業・経営課創業・ITグループ TEL 0776-20-0537

● 福井しあわせ健康産業創出支援事業補助金

医療・介護等の現場のニーズと企業のシーズの組み合わせによる試作品開発や医療機器等の販路開拓を支援します。

< 補助内容 >

◇ 現場ニーズの実証化補助

- ・医療・介護等の現場ニーズに基づく新商品・新サービスの実証を支援します。
- ・補助対象経費 新商品・新サービスの実証化にかかる経費
- ・補助率1/2、限度額50万円

◇ 学会・医療展示会への出展補助

- ・医療・介護等従事者および医療・介護等機器メーカーを対象とする販路開拓を支援します。
- ・補助対象経費 会場借上費、展示品運搬費、印刷製本費、旅費
- ・補助率1/2、限度額20万円

【問い合わせ先】 産業技術課新技術支援室 TEL 0776-20-0374

● 将来のふくいを牽引する技術開発支援事業補助金

県内中小企業または県内中小企業グループが、他の企業や大学・公設試等、金融機関と連携体を構成して行う技術開発および販路開拓を支援します。(募集時期：3/16～5/15)

【地域経済牽引型】

- ・申請者：県内中小企業または県内中小企業グループ
- ・補助対象事業：県内中小企業または県内中小企業グループが、他の企業や大学・公設試、金融機関等と連携体を構成して行う技術開発および販路開拓
※ ユーザーとなる大企業を連携体に加えることが要件
- ・補助対象経費：技術開発・試作品開発費、販路開拓費
- ・事業期間：2年以内
- ・補助限度額：3,000万円/件(1年目2,000万円、2年目1,000万円)
※ 2年間の事業の場合、1年目終了時に継続審査があります
- ・補助率：2/3以内
- ・その他：連携体には、以下の①②を必ず含むものとします。
 - ① 大学(国立高等専門学校を含む)、または国立研究開発法人産業技術総合研究所
 - ② 金融機関

【小規模技術開発支援型】

- ・申請者：県内中小企業または県内中小企業グループ
- ・補助対象事業：県内中小企業または県内中小企業グループが、他の企業や大学・公設試、金融機関等と連携体を構成して行う技術開発および販路開拓
- ・補助対象経費：技術開発・試作品開発費、販路開拓費
- ・事業期間：1年
- ・補助限度額：500万円/件
- ・補助率：2/3以内
- ・その他：連携体には、以下の①②を必ず含むものとします。
 - ① 大学(国立高等専門学校を含む)、または国立研究開発法人産業技術総合研究所
 - ② 金融機関

【問い合わせ先】 産業技術課新技術支援室 TEL 0776-20-0374

● 敦賀港利用拡大事業助成金

荷主および物流事業者に対し、利用実績に応じた助成を行います。

区分	対象事業者	助成要件	助成内容 (下記の助成対象貨物量(TEU)×5千円 (※6千円))	年間限度額
小口	荷主 物流事業者	年5TEUを超えて利用すること	新規：5TEUを超えた分 継続：50TEUを超えた分 過去の貨物量が50TEU以下の場合は、当年度の貨物量から最多貨物量を差し引いた分	100万円 (※120万円)
大口	荷主 物流事業者	年300TEUを超えて利用すること	新規・継続：100万円+300TEUを超えた分 (※120万円+300TEUを超えた分)	450万円 (※500万円)
特定大口	荷主 物流事業者	1,000TEUを超えて利用すること	新規・継続：500万円+1,000TEUを超えた分	1,000万円
混載	物流事業者	敦賀港CFSを利用した2社以上の混載貨物であること	新規：1TEU以上 継続：当年度の貨物量から最多貨物量を差し引いた分	50万円
両港連携	県内荷主	福井港ふ頭用地を利用すること	1TEU以上(上記に追加して助成)	300万円

[助成額及び年度額について]

小口・大口の区分で、敦賀港からの距離が50キロ以上の場合、上記(※)の内容が適用される。

【問い合わせ先】 企業誘致課敦賀港・福井港利活用グループ TEL 0776-20-0365

● 福井港貨物集荷促進事業助成金

取扱貨物の利用実績に応じ、最大30万円の助成が受けられます。

助成対象事業者

[新規企業]

過去2カ年度の間に、福井港において輸出入、移出入を行ったことがない企業

[継続企業]

過去2カ年度の間に、福井港において輸出入、移出入を行った実績がある企業

	年間貨物量	助成額
新規企業	100t以上、2,000t未満	10万円
	2,000t以上、3,000t未満	20万円
	3,000t以上	30万円

	増加貨物量(前年度比)	助成額
継続企業	1,000t以上、2,000t未満	10万円
	2,000t以上、3,000t未満	20万円
	3,000t以上	30万円

【問い合わせ先】 企業誘致課敦賀港・福井港利活用グループ TEL 0776-20-0365

● 県内成長企業生産拠点拡大促進補助金

本県での操業年数が10年を経過している県内企業が、先端技術産業や健康長寿産業への新規参入や雇用を伴う工場増設を行った場合に、その初期投資の経費を助成する制度があります。

(1) 新規参入促進補助

従業員が100人以上で、新たに先端技術産業や健康長寿産業に参入することにより、雇用の維持を図る県内企業に対して土地取得・建物建設費などの費用に対し助成

- ・補助率・交付限度額：10%、3億円（立地市町の交付額が上限）

(2) 設備投資促進補助

先端技術産業や健康長寿産業を行う県内企業の雇用の増加を伴う工場増設に対して土地取得・建物建設費、社宅建設費、住居賃借料などの費用に対し助成

- ・補助率：10～50%
- ・交付限度額（※立地市町の交付額が上限）

新規雇用者数	交付限度額
5人以上10人未満	1億円※
10人以上20人未満	3億円※
20人以上30人未満	6億円※
30人以上	10億円※

- ・UIターン者新規雇用：1人あたり50万円（上限5千万円）

【問い合わせ先】 企業誘致課企業立地グループ

TEL 0776-20-0375

● クラウドファンディング活用促進事業補助金

購入型・投資型クラウドファンディングを活用して創業や新分野展開等に取り組む中小企業等を支援します。

- ・補助対象事業：①創業に関する事業
②新分野展開を行う事業
③新商品または新サービスの開発、販路開拓に関する事業
- ・補助率：1/2以内
- ・補助限度額：①購入型 20万円/件 ②投資型 50万円/件
- ・補助対象経費：クラウドファンディング仲介事業者に支払う手数料
（投資型の場合はファンド組成時に支払う初期手数料）

【問い合わせ先】 創業・経営課創業・ITグループ

TEL 0776-20-0537

福井市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率 H31.4.1現在	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
小規模企業者サポート資金	<ul style="list-style-type: none"> ■小規模企業者(従業員数が20人以下(商業サービス業では5人以下。ただし、宿泊・娯楽業は20人以下)の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 	2,000万円 (ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内)	0.9%(保証付)	全額	運転:5年以内 設備:7年以内 併用:7年以内 (据置6ヶ月以内)	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の条件による	【お問合せ】 福井市商工労働部 商工振興課 (電話0776-20-5325)
社会貢献サポート資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に1年以上事業所がある法人または個人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■以下の①、④のいずれかに該当する方 <p>【子育て支援に取り組む企業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福井市から子育てファミリー応援企業として認定されている企業 <p>【環境保全に取り組む企業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. ISO14001を認証取得している企業 3. エコアクション21を認証取得している企業 4. グリーン経営を認証取得している企業 	3,500万円	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 1. 1.0%(保証付) 1. 5.0%(保証なし) ■10年以内 1. 4.0%(保証付) 1. 8.0%(保証なし) 	1/2	運転:5年以内 設備:10年以内 併用:10年以内 (据置6ヶ月以内)			【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福邦銀行 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 三井住友銀行 福井県信用農業協同組合連合会
経営安定借換資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■借換えを行うことにより、月返済額が減少する方 ■次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> 1. 最近3ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較し、3%以上減少していること 2. 最近3ヶ月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期と比較し、3%以上減少していること(ただし、3ヶ月比較が困難な場合は、直前期とその前期による決算期で比較し、3%以上減少していること) 	4,000万円 ※月返済額が減少すれば、限度額の範囲内で追加融資可	<ul style="list-style-type: none"> ■7年以内 1. 6.0%以下(保証付) ■10年以内 2. 1.0%以下(保証付) 	1/4	借換:10年以内 (据置1年以内)			【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井東商工会 福井西商工会
効率アップ設備促進資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方、または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■設備を導入することで、生産性の向上や経費の削減が見込まれる方 	2,500万円	<ul style="list-style-type: none"> 1. 0.0%(保証付) 1. 3.0%(保証なし) 	全額	設備:10年以内 (据置1年以内)			
ものづくり開発支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に本社のある法人または事業所のある個人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■製造業、ソフトウェア業を営んでいる方 ■新製品・新技術の研究・開発、販路開拓などの自社として新しい取り組みを行う方 	3,000万円 ※ただし、総事業費の8割を融資限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 0.9%(保証付) 1. 2.0%(保証なし) ■10年以内 1. 0.0%(保証付) 1. 3.0%(保証なし) 	全額	運転:5年以内 設備:10年以内 併用:10年以内 (据置1年以内)			

福井市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率 H27.4.1現在	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
企業立地促進資金	<ul style="list-style-type: none"> ■事業歴が1年以上ある中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方、または市内に1年以上事業所がある法人の方（ただし、市外からの移転の場合は除く） ■市内で1年以上事業を営んでいる方（ただし、市外からの移転の場合は除く） ■次の①、②のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①製造業、成長産業または物流関連産業を営み、市内に工場または事業所の設置を行おうとしている方 ②福井市企業立地促進条例施行規則に定める助成金の企業立地指定を受けた方 ■工場または事業所の設置により生産性の向上や効率化が見込まれる方 ■建設資金のほか、工場、事業所の設置に伴う機械購入費、土地購入費等にも利用可能 ※ただし、土地、機械、倉庫等の購入費のみの利用は不可 	(新設の場合) 5億円以内 (新設以外の場合) 2億円以内 ※ただし、総事業費の8割を融資限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ■10年以内 1. 10%(保証付) 1. 60%(保証なし) ■10年を超え15年以内 1. 40%(保証付) 1. 90%(保証なし) 	1/2	設備:7年以上15年以内 (据置1年以内)			【お問合せ】 福井市商工労働部 商工振興課 (電話0776-20-5325) 【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福邦銀行 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 三井住友銀行 福井県信用農業協同組合連合会
観光施設整備資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■次の①～⑦のいずれかの観光施設において、新設、増改築、建替え、設備設置等の設備投資を行う方 <ul style="list-style-type: none"> ①観光用の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿 等) ②温泉保養施設(温泉、公衆浴場 等) ③交通関連施設(観光バス、遊覧船、レンタサイクル 等) ④休憩食事施設(ドライブイン、観光客向け飲食店 等) ⑤お土産販売施設(観光土産品店 等) ⑥野外活動施設(釣魚施設、キャンプ場、遊園施設 等) ⑦体験・見学施設(製作体験、工場見学 等) <p><特別枠></p> <ul style="list-style-type: none"> ■上記の要件のほか、次のいずれかのエリアで設備投資を行う方 一乗谷、中心市街地、足羽山、越前海岸 	3,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ■10年以内 1. 00%(保証付) 1. 30%(保証なし) 	全額	設備:10年以内 (据置1年以内)	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の条件による	【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井東商工会 福井西商工会
創業支援資金 (若者・女性等)	<ul style="list-style-type: none"> ■市内で事業を営もうとする方または市内で事業を開始して1年に満たない方 ■市内に住所および事業所のある個人の方または市内に事業所がある法人の方 ■次の①～④のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①若者(35歳未満)または女性の方 ②2年以内に福井市内に転入した方 ③中心市街地でリノベーションをする方 ④「福井市創業支援等事業計画」に基づく認定特定創業支援等事業による支援を受けた方 	2,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ■7年以内 0. 9%(保証付) 	全額	運転:5年以内 設備:7年以内 併用:7年以内 (据置1年以内)			

越前市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業等伴走型資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の場合：越前市内で1年以上継続して事業を営んでいる方 ■小規模企業者の場合：越前市内で事業を営む方(事業承継される予定の者を含む。)又は3か月以内に事業開始予定の方 ■福井県信用保証協会が定める保証対象業種であること ■市税を完納していること ■市内の事業所における資金に充てるものであること ■許可等を要する業種の場合、既に許可等を受けていること <p>※小規模企業者：中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業にあっては5人)以下の会社又は個人事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 2,000万円 ■設備、併用 3,000万円 (併用の場合、うち運転1,000万円以内) 	2%	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 融資を受けている事業者 ■補給金額 (一般補給の場合) 運転：2年間1% 設備：3年間1.3% (優遇補給の場合) 運転：3年間1.5% 設備：5年間1.5% <p>※優遇補給・・・融資を受ける方のうち、市が指定する特定の対象に該当する方は、一般補給と比べ交付年数及び補給率を優遇して補給します。※詳しくはお問い合わせください。 (例)越前市 持続的発展生産設備増設等事業補助金 指定企業、女性創業者、など</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> 運転：5年以内 設備、併用：10年以内 (据置期間6ヶ月以内) 	元金均等 割賦償還	取捨金融機関の 定めによる。	<ul style="list-style-type: none"> 【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047) 【融資相談】 取捨金融機関 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫 北國銀行
小規模企業者支援 特別資金	<ul style="list-style-type: none"> ■常時使用する従業員が20人(商業、サービス業は5人)以下の小規模企業者で、越前市内で一年以上事業を営んでいるもの ■福井県信用保証協会が定める保証対象業種であること ■市税を完納していること ■市内の事業所における資金に充てるものであること ■許可等を要する業種の場合、既に許可等を受けていること 	2,000万円以内 (既存の保証協会の保証付き融資残高を含む)	福井県中小企業育成資金(小口)の利率に準じる	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 融資を受けている事業者 ■補給金額 融資を受けた日から1年以内に支払った利子の全額を補給(運転・設備ともに) 	—	7年以内 (据置期間 6ヶ月以内)	元金均等 割賦償還	福井県信用保証協会の定めによる	<ul style="list-style-type: none"> 【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047) 【融資相談】 武生商工会議所 越前市商工会
【利子補給】 小規模事業者経営改善資金(マル経資金)の利子補給制度	<ul style="list-style-type: none"> ■小規模事業者経営改善資金(マル経資金)融資を受けている小規模事業者 ■市税を完納していること 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ■補給金額 運転資金の融資を受けた日から1年以内に支払った利子の一部、又は設備資金の融資を受けた日から2年以内に支払った利子の一部を補給 	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047) 【融資相談】 武生商工会議所 越前市商工会
【利子補給】 女性、若者/シニア起業家資金(日本政策金融公庫)の利子補給制度	<ul style="list-style-type: none"> ■女性等創業支援資金利子補給制度 ■左記の対象融資をご利用いただいた方で、市内で創業している(市内で創業を予定しているものを含む)女性、または創業(予定)時において、55歳以上の男性 ■市税を完納していること 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ■補給金額 融資を受けた日から2年以内に支払った利子の全額を補給(運転資金・設備資金ともに/累計20万円まで) 	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047) 【融資相談】 日本政策金融公庫 武生支店
【利子補給】 中小企業経営力強化資金(日本政策金融公庫)の利子補給制度	—	—	—	—	—	—	—	—	—

坂井市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業者等 振興資金 (一般資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■1年以上継続して事業を行っている中小企業者 ■個人の場合は、坂井市内に住所を有していること。 ■法人の場合は、坂井市内に事業所を有していること。 ■信用保証協会の保証対象業種であること。 ■市税を完納していること。 ■過去に不渡り停止処分を受けていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 1,000万円 ■設備 3,000万円 	1.3% 1.0%(保証付) 最新の利率は、坂井市ホームページにて。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 運転：7年以内 据置12ヶ月を含む 設備：7年以内 据置6ヶ月を含む 	月賦による元金均等償還	取捨金融機関の 定めによる	<ul style="list-style-type: none"> 【お問合せ】 坂井市 産業環境部 観光産業課 (電話 0776-50-3153) 【申込】 取捨金融機関 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫
中小企業者等 振興資金 (開業資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■新たに事業を開始しようとする方 ■創業後1年未満の中小企業者 ■個人の開業の場合は、坂井市内に住所を有していること。 ■法人の開業の場合は、坂井市内に事業所を有しようとしていること。 ■信用保証協会の保証対象業種であること。 ■市税を完納していること。 ■過去に不渡り停止処分を受けていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転・設備 併用 1,500万円 	0.9%(無担保) 1.0%(有担保) 原則保証付 最新の利率は、坂井市ホームページにて。	平成29年3月31日までに利用された方には1%の利子相当額を当初の3年間補給	平成29年4月1日より信用保証協会の保証を受けた方に、保証料率0.6%相当分を補給	7年以内 据置1年を含む	—	—	—

鯖江市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
開業支援資金	<ol style="list-style-type: none"> 市内で2ヶ月以内に開業しようとする個人または法人で、開業に向けた具体的計画を有する者。または市内で開業して1年未満の個人または法人。 福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営もうとしている者、または営んでいる者 償還能力を有すること。 市税を完納していること。 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること、または既に当該許可等について申請中であり、これを受けることが確実と認められること。 開業しようとする個人または法人は、融資申請額と同額以上の自己資金を有していること。 	運転・設備資金 1,000万円 ※同一年度内の融資限度額 1,000万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 1.0% ■5年超7年以内 1.5% 	—	—	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (うち据置1年以内)	均等月賦償還	取扱金融機関の定めによる	【お問合せ】 鯖江市 産業環境部 商工政策課 ものづくり振興グループ (電話0778-53-2229) 【融資相談:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫
中小企業振興資金	<ol style="list-style-type: none"> 市内に住所を有し、市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であること。 福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営む者であること。 償還能力を有すること。 市税を完納していること。 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること、または既に当該許可等について申請中であり、これを受けることが確実と認められること。 	運転資金 2,000万円以内 設備資金 3,000万円以内 ※同一年度内の融資限度額 5,000万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 1.0% ■5年超7年以内 1.5% ■7年超10年以内 1.9% 	融資実行日から1年間に限り、融資額のうち500万円を限度に貸出利率の1%相当額の利子を補給します。(100円未満切捨て)	県信用保証協会を利用し、保証料全額を一括納入された場合、保証料の1/2相当額(円未満切捨て)を補給します。 ※融資申込時に福井県信用保証協会へ委任状(原本)を提出すること。 要件を満たす中小企業者が、鯖江市中小企業振興資金を利用された場合、信用保証料が全額補給される場合があります。	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (うち据置1年以内)			
小規模企業者特別資金	<ol style="list-style-type: none"> 市内に住所を有し、市内で1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者であること。 中小企業信用保険法第2条第3項で定める小規模企業者であること。 福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営む者であること。 償還能力を有すること。 市税を完納していること。 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること、または既に当該許可等について申請中であり、これを受けることが確実と認められること。 	運転・設備資金 2,000万円 ※信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で、2,000万円の範囲内	福井県中小企業育成資金(小口)の利率に準じる	融資実行日から3年間に限り、融資額のうち500万円を限度に貸出利率の1%相当額の利子を補給します。(100円未満切捨て)	県信用保証協会を利用し、保証料全額を一括納入した場合、保証料全額を補給します。 ※融資申込時に信用保証料補給金要件認定書を福井県信用保証協会へ委任状(原本)とともに提出すること。 (注)最近3ヶ月の営業利益が前年同期に比して5%以上減少、または直近決算時の営業利益が前年決算期に比して5%以上減少していること。	7年以内 (うち据置6ヵ月以内)			
組合事業開発振興資金	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律および商店街振興組合法に基づく市内の組合 【対象資金】 市内中小企業者が事業協同組合または協同組合等を組織して事業を行うために必要な資金	2億円 ※ただし、当該組合等の事業に係る経費の80%以内	1.8%	—	—	10年以内 (うち据置2年以内)			【融資相談:取扱金融機関】 ①市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫 福井支店 ②商工組合中央金庫

鯖江市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
企業立地促進資金	<ol style="list-style-type: none"> 市内に主たる事業所を有していること、または市内で新たに事業を開始することが確実な中小企業者。 市内に1年以上所在地を有していること。ただし、市外からの移転の場合はこの限りではない。 製造業、ソフトウェア業、試験研究所、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、情報通信技術利用業またはインターネット附随サービス業を営む中小企業者であること。 償還能力を有すること。 市税を完納していること。 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること、または既に当該許可等について申請中であり、これを受けることが確実と認められること。 <p><対象経費></p> <ol style="list-style-type: none"> 工場等の建設および機械設備の取得に係る経費 ※ただし、投下固定資産総額が5,000万円以上のものに限る。 工場等を建設するための用地の取得および造成に係る経費 ※ただし、当該用地取得後6月以内に建設工事に着手する見込みのあるものに限る。 	1億円以内 ※ただし、工場等の建設等に要する経費、または用地の取得および造成に要する経費の80%以内	1.5%	—	—	10年以内 (据置1年以内含む)	均等月賦 償還	取扱金融機関の定めによる	<p>【お問合せ】</p> <p>鯖江市 産業環境部 商工政策課 商工振興グループ (電話0778-53-2229)</p> <p>【融資相談:取扱金融機関】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫 武生信用金庫 商工組合中央金庫 福井支店

敦賀市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業経営安定資金	<p>以下のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 市内で事業を営んでいる方 市内にて新たに事業を営もうとする方 注)②に該当する方、または事業開始から1年に満たない方が設備資金を利用する場合は、融資申込額の1/3以上の自己資金が必要 <ul style="list-style-type: none"> 市税を完納している方 許認可が必要な業種については、許認可を受けていること、又は認可の取得が確実であること 返済能力のある中小企業者の方 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 1,500万円 ■設備 2,000万円 ■併用 2,000万円 <p>※設備資金および併用での申込で、小売業が店舗の新増改築を行う場合は2,500万円</p>	福井県中小企業育成資金(一般)を借り入れる際に適用される固定利率 ※育成資金の利率が改定された場合はその改定内容を適用	有(中小企業経営安定資金等利子補給金) ※H28年3月末までに融資実行したものに限り	保証期間 3年以内は50%補給 3年を超え7年以内は30%補給	運転:5年以内 (据置6ヶ月以内含む) 設備:7年以内 (据置1年以内含む) 併用:7年以内 (据置1年以内含む)	元金均等返済	金融機関及び保証協会の定めによる	<p>【お問合せ】</p> <p>敦賀市産業経済部 商工貿易振興課 (電話 0770-22-8122)</p> <p>【申込:取扱金融機関】</p> <p>市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福邦銀行 敦賀信用金庫</p>
小規模事業者特別資金	<ul style="list-style-type: none"> ■市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人 ■市内にて1年以上事業を営んでいる方 ■市税を完納している方 ■許認可が必要な業種については、許認可を受けていること、又は認可の取得が確実であること ■返済能力のある小規模事業者の方 	1,250万円 ※ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で1250万円	福井県中小企業育成資金(小口)を借り入れる際に適用される固定利率 ※小口育成資金の利率が改定された場合はその改定内容を適用	有(中小企業経営安定資金等利子補給金) ※H28年3月末までに融資実行したものに限り	全額	運転:7年以内 (据置6ヶ月以内含む) 設備:7年以内 (据置6ヶ月以内含む) 併用:7年以内 (据置6ヶ月以内含む)	元金均等返済	金融機関及び保証協会の定めによる	

大野市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
商工業振興資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■運転(短期) 1,000万円 ■運転(長期) 2,000万円 ■設備 2,000万円 ■併用 2,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 県中小企業育成資金(一般)の利率と同率 ■5年を超える 上記+0.2% 	—	<ul style="list-style-type: none"> ■運転(長期) 1/3補給 ■設備 1/2補給 	運転(短期):1年以内 運転(長期):7年以内 設備:7年以内 据置1年以内を含む	—	<ul style="list-style-type: none"> ■短期 金融機関指定 ■長期 保証協会 	【お問合せ】 大野市産経建設部 商工観光振興課 商工労働G 電話(0779)66-1111(内1804) 【申込先】 大野商工会議所 中小企業相談所 電話(0779)66-1230 【取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 越前信用金庫 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行
経営安定資金	資金繰り改善資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者のうち、最近3ヶ月の売上高が前年同時期の3ヶ月の売上高と比較して10%以上減少している、又は、最近3ヶ月の売上総利益率が前年同時期の3ヶ月の売上総利益率と比較して5%以上減少している中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 県中小企業育成資金(一般)の利率と同率 ■5年を超える 上記+0.2% 	—	—	7年以内 据置1年以内を含む	—	保証協会	
	借換え資金	借入れ(福井県信用保証協会の保証付きに限る。また、市制度融資以外の借入れについては、融資を受けようとする金融機関以外のものは不可とする。)があり、借換えを予定している中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 県中小企業育成資金(一般)の利率+0.4% ■5年を超える 上記+0.2% 	—	1/3補給				
元気企業支援資金	市内において新たに独立開業しようとする者または開業から1年以内の中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 500万円 ■設備 1,000万円 ■併用 1,000万円 	県開業支援資金(有担保)の利率と同率	全額	—	運転:7年以内 設備:10年以内 据置1年以内を含む	—	金融機関指定	
経営向上支援資金	経営革新・改善、異業種進出資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる者で、経営革新計画又は事業改善計画・異業種進出計画(大野商工会議所の認定が必要)を策定した中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 県中小企業育成資金(一般)の利率と同率 	5年間	—	運転:7年以内 設備:10年以内 据置1年以内を含む	—	原則保証協会	
	労働環境改善・環境設備整備資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる者で、労働環境改善計画・環境設備整備改善計画(大野商工会議所の認定が必要)を策定した中小企業者		全額	—				

中小企業者…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第3号に規定する中小企業等協同組合及び同項第8号に規定する商店街振興組合
 令和2年4月1日現在の融資利率 県中小企業育成資金(一般)…1.3%、保証付きの場合1.0% 県開業支援資金(有担保)…1.0%

小浜市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業融資制度	「お店を改装したい」「仕入れに少しまとまったお金がほしい」 など事業運営のための資金が必要ときご利用ください。 <ul style="list-style-type: none"> ■市内で事業を6か月以上営んでいること ■各種市税を完納していること ■償還能力があること 	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ■保証あり 1.50% ■保証なし 1.90% 	—	県信用保証協会を利用し、保証料全額を一括納入した場合、保証料の1/3を補給	運転:5年以内 設備:7年以内	月賦均等償還(ただし1年以内に償還するときは一括償還可)	—	【お問合せ】 小浜市 産業部商工観光課 電話(0770)53-9705(直通) 【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 小浜信用金庫

あわら市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業振興資金 (一般資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ■中小企業者であること。 ■償還について十分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 1,000万円 ■設備 1,000万円 ■併用 1,000万円 	1.30% (保証付 1.00%) ※利率変動あり	<ul style="list-style-type: none"> ■補給対象金額 融資額 ■補給金額 支払利子の1/2相当額または年利1%相当額のいずれか少ない額 ■補給期間 融資期間 	—	運転:7年以内 設備:7年以内 設備及び開業資金における設備のみ据置6ヶ月以内を含む	金融機関の定めによる	取扱金融機関の定めによる	【問合せ・申込先】 市内金融機関 【問合せ】 あわら市 経済産業部商工労働課 (電話) 0776-73-8030 (HP) http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p002521.html
中小企業振興資金 (開業資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■市内に住所を有し、市内における創業計画があること、または市内において事業を開始して1年を経過していないこと。 ■中小企業者であること。 ■償還について十分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 1,000万円 ■設備 1,000万円 ■併用 1,000万円 	1.00% (保証付 0.70%) ※利率変動あり	<ul style="list-style-type: none"> ■補給対象金額 融資額、ただし上限500万円 ■補給金額 支払利子の全額または年利1.2%相当額のいずれか少ない額 ■補給期間 融資実行日から5年以内 ■期間 令和7年3月31日までに申請したものに限り 	—	運転:5年以内 設備:7年以内 設備及び開業資金における設備のみ据置6ヶ月以内を含む	金融機関の定めによる	取扱金融機関の定めによる	
【㈱日本政策金融公庫】 小規模事業者経営改善資金 (マル経資金)	(利子補給対象者) <ul style="list-style-type: none"> ■商工会の経営指導を受けている小規模事業者であること。 ■㈱日本政策金融公庫において小規模事業者経営改善資金(マル経資金)の融資を受けていること。 ■市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ■償還について十分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。 ■過去にマル経資金で利子補給を受けていた者は、その交付対象期間終了後から2年を経過していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 2,000万円 ■設備 2,000万円 	1.21% ※利率変動あり	年利1%相当額 ただし他の利子補給を利用することで1%未満になる場合はその利率に相当する額	—	運転:7年以内(据置期間1年以内) 設備:10年以内(据置期間2年以内)	㈱日本政策金融公庫の定めによる	—	【問合せ・申込先】 あわら市商工会 (電話) 0776-73-0248 (HP) http://www.shoko-awaracity.or.jp/ 【問合せ(利子補給)】 あわら市 経済産業部商工労働課 (電話) 0776-73-8030 (HP) http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p004729.html
【㈱日本政策金融公庫】 創業関連資金	(利子補給対象者) <ul style="list-style-type: none"> ■㈱日本政策金融公庫において創業に関する資金の融資を受けていること。 ■市内に住所を有し、市内における創業計画があること、または市内において事業を開始して1年を経過していないこと。 ■中小企業者であること。 ■償還について十分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。 	㈱日本政策金融公庫の定めによる	㈱日本政策金融公庫の定めによる	<ul style="list-style-type: none"> ■補給対象金額 融資額、ただし上限500万円 ■補給金額 支払利子の全額または年利1.2%相当額のいずれか少ない額 ■補給期間 融資実行日から5年以内 ■期間 令和7年3月31日までに申請したものに限り 	—	㈱日本政策金融公庫の定めによる	㈱日本政策金融公庫の定めによる	㈱日本政策金融公庫の定めによる	【問合せ・申込先】 ㈱日本政策金融公庫福井支店 国民生活事業 (電話) 0776-33-1755 (HP) https://www.jfc.go.jp/n/finance/sougyou/index.html 【問合せ(利子補給)】 あわら市 経済産業部商工労働課 (電話) 0776-73-8030 (HP) http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p007730.html

勝山市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業振興対策資金	中小企業者の自主的な経営の合理化及び近代化を促進し、経営の安定及び振興を図ります。 ■対象者 商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 1. 市内において引き続き6か月以上同一事業を営んでいること。 2. 市税を完納していること。(市税完納証明書添付) 3. 融資金の償還について十分な能力を有している人	■設備資金 3,000万円以内	■5年以内 1.20% ■10年以内 1.50% H27.4.1から適用 *変更することがあります。	有り	—	設備資金 10年以内 (据置1年以内)	割賦 償還		【お問合せ】 勝山市 商工観光・ふるさと創生課 電話(0779)88-8105 【取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 越前信用金庫
		■運転資金 1,000万円以内	■5年以内 1.20% ■7年以内 1.50% H27.4.1から適用 *変更することがあります。			運転資金 7年以内 (据置1年以内)			
		■併用 3,000万円以内 ※運転資金は1,000万円以内	■5年以内 1.20% ■10年以内 1.50% H27.4.1から適用 *変更することがあります。			併用 10年以内 (据置1年以内)			
小規模企業振興対策資金	国が定める小規模零細企業保証制度に準じて、小規模企業者に事業資金を融資することにより、経営の安定及び振興に寄与することを目的とします。 ■対象者 商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 ①従業員数20人以下(商業またはサービス業の方は5人以下) ②市内において引き続き6か月以上同一事業を営んでいること。 ③市税を完納していること。(市税完納証明書添付) ④融資金の償還について十分な能力を有している人	■運転資金 1,000万円以内 ■設備資金 1,000万円以内 ■併用 1,000万円以内 ただし、県信用保証協会の保証残高が2,000万円の範囲内とする。	■7年以内 1.20% H23.4.25から適用 *変更することがあります。 原則県保証協会の保証を付す。	有り	—	運転:7年以内 設備:7年以内 併用:7年以内 (据置6か月以内)	割賦 償還	取扱金融機関の 定めによる	
新規開業資金	小規模事業を新たに営もうとする人に必要な資金を融資し、新規事業者の育成を図ります。 ■対象者 新たに市内で小規模事業を営む下記の条件を満たす人 1. 自己資金のみでの新規開業が困難な人 2. 市税を完納していること。(市税完納証明書添付) 3. 融資金の償還について十分な能力を有している人	■運転資金 1,000万円以内	■5年以内 1.10% ■7年以内 1.40% H27.4.1から適用 *変更することがあります。	—	—	運転 7年以内 (据置1年以内)	割賦 償還		
		■設備資金 1,500万円以内 ■併用 2,000万円以内(うち 運転資金は1,000万円以内)	■5年以内 1.10% ■10年以内 1.40% H27.4.1から適用 *変更することがあります。	—	設備、併用 10年以内 (据置1年以内)				
公害防止施設等整備資金	中小企業等が行う公害防止施設の設置又は改善等に必要な資金を融資し、公害防止施設等の整備促進を図ります。 ■対象者 市内に工場等を有し、下記の条件を満たす人 1. 自己資金のみでは公害防止施設の整備をすることが困難な人 2. 市税を完納していること。(市税完納証明書添付) 3. 融資金の償還について十分な能力を有している人	■設備 1,000万円 以内	■5年以内 1.90% ■7年以内 2.10% H23.4.25から適用 *変更することがあります。	—	—	7年以内 (据置1年以内)	金融機関 の定めによる		

永平寺町【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業資金 (一般資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■法人にあっては、本町内に事務所を有し、かつ引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業。 ■個人事業者にあっては、本町内に1年以上住所と事務所等を有し、かつ引き続き1年以上同一事業を営んでいる者。 ■各種町税を完納していること。 	1,500万円	1.0% (保証付) 変動あり	利子補給あり (借入期間中5年を限度に貸付利率の2分の1、上限0.5%の利息分を補給)	保証料 の1/2 を補給	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 5年以内 ・設備資金 7年以内 ・併用 7年以内 	月賦元金均等償還	無担保 保証人については保証協会の定めによる	【お問合せ】 永平寺町商工観光課 (電話 0776-61-3921) 【取扱金融機関】 福井銀行 町内各支店 福井銀行 福井医大支店 福井銀行 松岡支店 福井信用金庫 松岡支店 越前信用金庫 北郷支店
中小企業資金 (開業資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■本町内に住所を有する法人もしくは個人 ■本町内で事業を開始する具体的な計画があること、又は町内で事業を開始して1年未満であること。 ■各種町税を完納していること。 	自己資金と同額を限度とし、500万円以内	0.9% (保証付) 変動あり						

若狭町【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率 H24.4.1現在	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
若狭町中小企業 経営安定資金	町内において引き続き1年以上同一事業を営む個人または法人で、商工会の会員となっている町税完納の中小企業者	1,000万円	融資期間5年 まで年利1.8%、 5年超年利2.0%	—	取扱金融機関の定めるところによる	7年以内		取扱金融機関の定めるところによる	【申込先】 わかさ東商工会 (電話 0770-45-0222)
勤労者生活安定資金	町内に住所を有する勤労者で町税の滞納がない者	150万円	融資期間3年 まで年利1.3%、 3年超5年以内 年利1.6% (別途保証料 0.8%が必要)	—	—	3～5年以内	取扱金融機関の定めるところによる	無担保	【申込先】 北陸労働金庫敦賀支店 (電話 0770-22-1345)

高浜町【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業振興資金	町内に主たる住所を有し、同一事業を1年以上経営している中小企業の方	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 1.80% ■5年超7年以内 2.00% 	年度中に償還した返済金額の全額を補給	全額補給	7年以内 (据置1年含む)	月賦均等償還	保証協会の定めによる	【お問合せ】 高浜町産業振興課 (電話0770-72-7705)

おおい町【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業振興資金	町内の中小企業者が行う経営の合理化および近代化のために必要な資金について、その一部を融資し、中小企業の振興発展に努めるものです。 ■商工会の会員であること。 ■町内に主たる住所を有すること。 ■町内で同一事業を1年以上継続して営んでいること ■事業所及び代表者が融資金の償還能力を有する町税完納者であること ■融資にあたり、町、商工会、金融機関等に情報提供することに同意すること。	1,000万円	■5年以内 保証あり1.6% 保証なし1.8% ■7年以内 保証あり2.0% 保証なし2.2%	令和2年度中に開始する融資について全額補給	全額	7年以内 (元金据置期間1年以内)	元金均等月賦償還	—	【お問合せ】 おおい町商工観光課 (電話 0770-77-4056) おおい町商工会 (電話0770-77-0135)

南越前町【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業経営安定資金	■商工会に加入し、町内において引続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者 ■町税等の完納者で融資金の償還能力を有する中小企業者	〈一般分〉 50万円以上500万円以内 〈新型コロナウイルス対策分〉 100万円以内	〈一般分〉 ■5年以内 2.6% ■7年以内 2.8% 〈新型コロナウイルス対策分〉 ■4年以内(1年据置) 2.3%	利子補給あり 〈一般分〉 (設備資金 80%以内、 運転資金 50%以内) 〈新型コロナウイルス対策分〉 (新型コロナウイルスのみ、 約定利息の10.0%)	—	〈一般分〉 1年以上 7年以内 〈新型コロナウイルス対策分〉 4年以内(1年据置)	元金均等月賦償還	取扱金融機関の定めによる	【お問合せ】 南越前町観光まちづくり課 (電話0778-47-8002) 【融資相談:取扱金融機関】 福井銀行 南条支店 (電話0778-47-3050)

美浜町【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
美浜町中小企業経営安定資金	■本町内に事業所を有し、資本金または出資の額が5,000万円以下並びに常時使用する従業者の数が50人以下の法人もしくは個人であって商工業またはサービス業を営むもの ■本町内において引き続き原則として1年以上同一事業を営んでおり、融資の償還能力を有しているもの ■すべての租税負担等を完納している中小企業者	1,500万円	融資期間5年まで 年1.8% 融資期間5年超 年2.0%	年1.5%	—	7年以内	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の条件による	【お問合せ】 美浜町産業振興課 (電話0770-32-6706) 【お申込み:取扱金融機関】 町内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 敦賀信用金庫 【融資相談】 わかさ東商工会 美浜支所
美浜町創業支援	■町内で事業を営んでいない事業所で、融資後6月以内に町内で新たな事業を開始する具体的計画を有するもの ■町内で事業を営んでいない事業所で、融資と6月以内に町内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する者 ■町内で事業を営んでいない事業所で、町内で新たに事業を開始、もしくは新たに会社を設立し5年を経過していないもの ■町内の事業所においては、町税等を完納しているもの	300万円	年1.3%	年1.0%	—	5年以内	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の条件による	【お問合せ】 美浜町産業振興課 (電話0770-32-6706) 【お申込み:取扱金融機関】 町内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 敦賀信用金庫 【融資相談】 わかさ東商工会 美浜支所

福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
新製品開発支援補助金	<p>■補助対象事業 (1)生産性や機能性の向上を目的とした新たな技術の開発 (2)付加価値の向上のため、技術を活用した新たな製品の開発 ※ソフト、情報通信技術、デザインのみ変更された製品を除く</p> <p>■補助率 補助対象経費の1/2以内</p> <p>■補助限度額 100万円</p> <p>■補助対象経費 原材料費、機械装置リース費、工具・器具費、外注加工費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、共同研究費、広告宣伝費</p> <p>■補助対象者の決定方法 専門家による審査会(プレゼンテーション形式)</p>	<p>■補助対象者 福井市内中小企業者を代表とする嶺北市町内中小企業者との連携体 ※代表となる中小企業者が、福井市内に本店を有し事業を営んでいること</p> <p>■補助対象要件 ・国、県、市その他公的機関などの同種の補助金を受けていないこと ・市町税を滞納していないこと</p>	<p>【お問合せ】 福井市 商工労働部 商工振興課 (電話 0776-20-5325)</p> <p>【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/syoukou/index.html</p>
新事業創出支援補助金	<p>■補助対象事業 新製品、新技術又は新サービスの開発で、地域産業への波及効果が見込まれる事業</p> <p>■補助率 補助対象経費の1/2以内</p> <p>■補助限度額 500万円(最長2年間で1,000万円)</p> <p>■事業期間 最長2年間</p> <p>■補助対象経費 原材料費、機械装置費(リースを含む)、工具・器具費、外注加工費、委託費、産業財産権等導入費、共同研究費、技術指導費、市場調査費、会場借料費、会場装飾費、梱包運搬費、旅費、広告宣伝費</p> <p>■補助対象者の決定方法 専門家による審査会(プレゼンテーション形式)</p>	<p>■補助対象者 福井市内中小企業者を代表とする嶺北市町内中小企業者との連携体 ※代表となる中小企業者が、福井市内に本店を有し事業を営んでいること</p> <p>■補助対象要件 ・国、県、市その他公的機関などの同種の補助金を受けていないこと ・市町税を滞納していないこと</p>	

福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先																																																																																								
企業立地助成金	<ul style="list-style-type: none"> ●用途地域 ●市長が特に認める地域 	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象業種等</th> <th rowspan="2">地域</th> <th rowspan="2">立地形態</th> <th colspan="2">交付要件</th> <th rowspan="2">助成率</th> <th rowspan="2">一事業当たり 交付限度額</th> </tr> <tr> <th>投下固定資産取得額</th> <th>新規雇用者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7"> 製造業 ◎基幹産業 繊維産業 化学産業 中核企業 </td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="4">新設</td> <td>30億円以上</td> <td>50人以上</td> <td rowspan="7"> 投下固定資産相当額^(※1)の 10% ◎基幹産業が規則で 定める地域内^(※2)に 立地した場合は20% </td> <td>8億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40人以上</td> <td>7億円</td> </tr> <tr> <td>10億円以上</td> <td>30人以上</td> <td>6億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20人以上</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>3億円以上</td> <td>10人以上</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5人以上</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>移設</td> <td>1億円以上</td> <td>3人以上</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>増設</td> <td>1億円以上</td> <td>3人以上</td> <td>投下固定資産相当額^(※1)の 10%</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7"> 成長産業 ●自動車関連産業 ●航空宇宙関連産業 ●ICT関連産業 ●健康医療関連産業 ●エレクトロニクス関連産業 ●ロボット関連産業 ●農商工関連産業 </td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="4">新設</td> <td>30億円以上</td> <td>50人以上</td> <td rowspan="7"> 投下固定資産相当額^(※1)の 10% ◎規則で定める地域内^(※2) に立地した場合は20% </td> <td>8億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40人以上</td> <td>7億円</td> </tr> <tr> <td>10億円以上</td> <td>30人以上</td> <td>6億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20人以上</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>3億円以上</td> <td>10人以上</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5人以上</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>移設</td> <td>5,000万円以上</td> <td>3人以上</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>増設</td> <td>5,000万円以上</td> <td>3人以上</td> <td>投下固定資産相当額^(※1)の 10%</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">物流関連産業</td> <td rowspan="3"></td> <td>新設</td> <td>3億円以上</td> <td>5人以上</td> <td>投下固定資産相当額^(※1)の 10%</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>移設</td> <td>1億円以上</td> <td>3人以上</td> <td>◎規則で定める地域内^(※2) に立地した場合は20%</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>増設</td> <td>1億円以上</td> <td>3人以上</td> <td>投下固定資産相当額^(※1)の 10%</td> <td>1億円</td> </tr> </tbody> </table>	対象業種等	地域	立地形態	交付要件		助成率	一事業当たり 交付限度額	投下固定資産取得額	新規雇用者等	製造業 ◎基幹産業 繊維産業 化学産業 中核企業		新設	30億円以上	50人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の 10% ◎基幹産業が規則で 定める地域内 ^(※2) に 立地した場合は20%	8億円		40人以上	7億円	10億円以上	30人以上	6億円		20人以上	5億円	3億円以上	10人以上	3億円		5人以上	2億円	移設	1億円以上	3人以上	2億円	増設	1億円以上	3人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の 10%	2億円	成長産業 ●自動車関連産業 ●航空宇宙関連産業 ●ICT関連産業 ●健康医療関連産業 ●エレクトロニクス関連産業 ●ロボット関連産業 ●農商工関連産業		新設	30億円以上	50人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の 10% ◎規則で定める地域内 ^(※2) に立地した場合は20%	8億円		40人以上	7億円	10億円以上	30人以上	6億円		20人以上	5億円	3億円以上	10人以上	3億円		5人以上	2億円	移設	5,000万円以上	3人以上	1億円	増設	5,000万円以上	3人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の 10%	2億円	物流関連産業		新設	3億円以上	5人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の 10%	2億円	移設	1億円以上	3人以上	◎規則で定める地域内 ^(※2) に立地した場合は20%	1億円	増設	1億円以上	3人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の 10%	1億円	<p>【お問合せ】 福井市 商工労働部 商工振興課 企業立地推進室 (電話 0776-20-5143)</p> <p>【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/kigyuu/index.html</p>
		対象業種等				地域	立地形態			交付要件					助成率	一事業当たり 交付限度額																																																																											
			投下固定資産取得額	新規雇用者等																																																																																							
		製造業 ◎基幹産業 繊維産業 化学産業 中核企業		新設	30億円以上	50人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の 10% ◎基幹産業が規則で 定める地域内 ^(※2) に 立地した場合は20%	8億円																																																																																			
						40人以上		7億円																																																																																			
					10億円以上	30人以上		6億円																																																																																			
						20人以上		5億円																																																																																			
				3億円以上	10人以上	3億円																																																																																					
					5人以上	2億円																																																																																					
				移設	1億円以上	3人以上		2億円																																																																																			
		増設	1億円以上	3人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の 10%	2億円																																																																																					
		成長産業 ●自動車関連産業 ●航空宇宙関連産業 ●ICT関連産業 ●健康医療関連産業 ●エレクトロニクス関連産業 ●ロボット関連産業 ●農商工関連産業		新設	30億円以上	50人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の 10% ◎規則で定める地域内 ^(※2) に立地した場合は20%	8億円																																																																																			
						40人以上		7億円																																																																																			
					10億円以上	30人以上		6億円																																																																																			
						20人以上		5億円																																																																																			
				3億円以上	10人以上	3億円																																																																																					
					5人以上	2億円																																																																																					
				移設	5,000万円以上	3人以上		1億円																																																																																			
		増設	5,000万円以上	3人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の 10%	2億円																																																																																					
		物流関連産業		新設	3億円以上	5人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の 10%	2億円																																																																																			
移設	1億円以上			3人以上	◎規則で定める地域内 ^(※2) に立地した場合は20%	1億円																																																																																					
増設	1億円以上			3人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の 10%	1億円																																																																																					
<p>※1) 土地取得額、家屋課税台帳に記載された固定資産評価額、償却資産課税台帳に記載された課税標準額の合計。</p> <p>※2) 地域未来投資促進法に基づく「福井県嶺北地域における基本計画」で定める重点促進地域等。</p> <p>福井北JCT・IC周辺、福井IC周辺、テクノポート福井周辺、二日市工業専用地域周辺、問屋団地周辺、下河北工場適地周辺</p> <p>福井中央工業団地周辺、三留工業団地周辺、飯谷工場適地周辺、波寄工場適地)</p> <p>★市内に工場等を有しない基幹産業・成長産業・物流関連産業の企業が立地する場合は、地域を問わず20%</p>																																																																																											

福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先																												
研究開発施設立地助成金及び本社機能施設立地助成金	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象施設</th> <th rowspan="2">地域</th> <th rowspan="2">立地形態</th> <th colspan="2">交付要件</th> <th rowspan="2">助成率</th> <th rowspan="2">一事業当たり 交付限度額</th> </tr> <tr> <th>投下固定資産取得額</th> <th>新規雇用者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研究開発施設</td> <td rowspan="2">●用途地域 ●市長が特に認める地域</td> <td>新設</td> <td>1億円以上</td> <td>—</td> <td>投下固定資産相当額(※1)の20%</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>移設 増設</td> <td>1億円以上</td> <td>—</td> <td>投下固定資産相当額(※1)の10%</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>本社機能施設</td> <td></td> <td>新設 移設 増設</td> <td>5,000万円以上</td> <td>3人以上</td> <td>投下固定資産相当額(※1)の10%</td> <td>2億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1) 土地取得額、家屋課税台帳に記載された固定資産評価額、償却資産課税台帳に記載された課税標準額の合計。</p>	対象施設	地域	立地形態	交付要件		助成率	一事業当たり 交付限度額	投下固定資産取得額	新規雇用者等	研究開発施設	●用途地域 ●市長が特に認める地域	新設	1億円以上	—	投下固定資産相当額(※1)の20%	2億円	移設 増設	1億円以上	—	投下固定資産相当額(※1)の10%	1億円	本社機能施設		新設 移設 増設	5,000万円以上	3人以上	投下固定資産相当額(※1)の10%	2億円		<p>【お問合せ】 福井市 商工労働部 商工振興課 企業立地推進室 (電話 0776-20-5143)</p> <p>【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/kigyuu/index.html</p>
対象施設	地域				立地形態	交付要件			助成率	一事業当たり 交付限度額																					
		投下固定資産取得額	新規雇用者等																												
研究開発施設	●用途地域 ●市長が特に認める地域	新設	1億円以上	—	投下固定資産相当額(※1)の20%	2億円																									
		移設 増設	1億円以上	—	投下固定資産相当額(※1)の10%	1億円																									
本社機能施設		新設 移設 増設	5,000万円以上	3人以上	投下固定資産相当額(※1)の10%	2億円																									
研究員雇用奨励助成金	<p>■研究員の雇用に対する助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者1人につき 80万円 ・転属者1人につき 40万円 <p>(1事業当たり交付限度額 1億円)</p>	<p>■対象企業</p> <p>研究開発施設を設置する企業</p>																													
空き工場等活用助成金	<p>■取得 取得に要した費用等の10% (交付限度額:1,000万円)</p> <p>■賃借 賃借料の2分の1(最大36月分) (限度額:20万円/月)</p>	<p>■対象者 製造業等の事業を営む企業</p> <p>■立地形態 新設・移設</p> <p>■その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に福井市に登録されている空き工場を利用して事業を行うこと ・事業に必要な許可等を取得(見込みを含む)していること ・市税を滞納していないこと 																													

福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
育児応援企業養成奨励金	<p><育児短時間勤務制度等利用促進奨励金> ■奨励金額:5万円(利用期間1か月以上～3か月未満) 10万円(利用期間3か月以上)</p> <p><育児休業代替要員確保支援奨励金> ■奨励金額:休業期間中における代替要員の賞金総額 × 1/2 交付限度額:5万円</p>	<p>■対象事業主 【共通】 ・福井市内に事業所又は営業所を有し、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること ・市税を滞納していないこと</p> <p>【育児短時間勤務制度等利用促進奨励金】 ・育児短時間勤務制度等の利用を希望した、市内で勤務する就学前の子を持つ労働者に、1か月以上の期間で制度を利用させたこと ・初めて労働者に育児短時間勤務制度を利用させた事業主であること</p> <p>【育児休業代替要員確保支援奨励金】 ・育児休業を取得した市内で勤務する労働者に対する代替要員を1か月以上確保したこと ・初めて代替要員を確保したこと ・代替要員の確保の時期が事業主が妊娠の事実について知りえた日以降であること ※「初めて」とは男性労働者又は女性労働者それぞれについて、事業主が初めて制度を利用させた場合</p>	<p>【お問合せ】 福井市 商工労働部 しごと支援課 (電話 0776-20-5321)</p> <p>【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/shigoto/index.html</p>
目指せ介護離職ゼロ推進奨励金	<p><介護休業・介護短時間勤務制度等利用促進奨励金> ■奨励金額:5万円(利用期間2週間以上～1か月未満) 10万円(利用期間1か月以上)</p> <p><介護休業代替要員確保支援奨励金> ■奨励金額:休業期間中における代替要員の賞金総額 × 1/2 交付限度額:5万円</p>	<p>■対象事業主 【共通】 ・福井市内に事業所又は営業所を有し、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること ・市税を滞納していないこと</p> <p>【介護休業・介護短時間勤務制度等利用促進奨励金】 ・介護休業又は介護短時間勤務制度等を、市内で勤務する要介護の家族を持つ労働者に2週間以上の期間で制度を利用させたこと ・初めて労働者に介護休業又は介護短時間勤務制度を利用させた事業主であること</p> <p>【介護休業代替要員確保支援奨励金】 ・介護休業を取得した市内で勤務する労働者に対する代替要員を確保したこと ・初めて代替要員を確保したこと ・代替要員の確保の時期が介護休業の開始日から概ね2週間前の日以降であること ※「初めて」とは男性労働者又は女性労働者それぞれについて、事業主が初めて制度を利用させた場合</p>	
働き方改革取組等推進企業応援奨励金	<p>■奨励金交付 奨励金額:5万円/1事業</p>	<p>■対象事業主 ・福井市内に事業所又は営業所を有すること ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること ・市税を滞納していないこと</p> <p>■対象事業:長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保の実施</p>	

福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
雇用奨励金	<p>■奨励金交付 奨励金額：12か月間に支払った賃金 × 1/5 交付限度額：障がい者 204,000円、母子家庭の母等 144,000円 父子家庭の父 144,000円、東日本大震災被災者 144,000円 発達障がい者 204,000円</p> <p>※平成31年4月1日以降に、短時間労働者として国の特定求職者雇用開発助成金を開始した者については次の交付限度額となります。</p> <p>交付限度額：障がい者 136,000円、母子家庭の母等 96,000円 父子家庭の父 96,000円、東日本大震災被災者 96,000円 発達障がい者 136,000円</p>	<p>■対象事業者 ・ハローワークの紹介により雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、被災者雇用開発コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)の受給後も、一年以上雇用継続していること ・福井市内に事業所等を有すること ・市税を滞納していないこと</p> <p>■対象労働者 ・助成対象期間、申請時に福井市の住民であること ・雇用継続していること</p>	<p>【お問合せ】 福井市 商工労働部 しごと支援課 (電話 0776-20-5321)</p> <p>【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/shigoto/index.html</p>
中小企業退職金共済等加入促進奨励金	<p>■奨励金交付 奨励金額：「中小企業退職金共済」又は「特定退職金共済」に新規加入から連続した12箇月間における掛金納付額の10% 交付限度額：10万円(※被共済者1人あたり 6,000円が上限)</p>	<p>■対象事業者 ・「中小企業退職金共済」又は「特定退職金共済」に新規に加入し、契約締結した月から連続した12箇月間の共済掛金を納付したこと ・福井市内に事業所等を有すること ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること ・市税を滞納していないこと</p>	

越前市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業立地促進補助金	<p>越前市内で、要件を満たす工場、機械設備等の新設・増設を行う場合、補助金を交付します。</p> <p>■補助率 20% ■補助限度額(1回あたり) 3億円 ※市外からの新規立地の場合、5億円(初回のみ) ※総限度額 18億円</p>	<p>■対象経費 ……下記の合計額 ・土地取得費・造成費 ・建物建設費(生産施設に係る部分) ・機械設備等設置費</p> <p>■対象業種、交付要件 ・先端技術産業 投下固定資産額20億円以上、新規雇用者数10人以上 ・一般製造業等 投下固定資産額20億円以上、新規雇用者数30人以上 ・試験研究所 投下固定資産額1億円以上、新規雇用者数10人以上 ・情報サービス業 投下固定資産額3,000万円以上、新規雇用者数10人以上</p> <p>《加算措置》 ・雇用促進補助金：市内に住所を有する新規雇用者 10万円/人(上限2,000万円) ※企業立地補助金のうち、指定区分が「先端技術産業」「一般製造業」に該当する場合は、以下のとおり。 ・新規雇用者数のうち、市内在住者の占める割合が50%未満の場合：市内在住者1人当たり 5万円(上限1,000万円) (U/Iターン者、女性エンジニア、入社後に県内他市町から越前市内に住所を移動した者は更に10万円/人加算) ※加算分については、上限額に含めない</p> <p>・環境・福利施設等整備補助金 ①環境・福利施設等整備費：生産施設の床面積1㎡あたり1,500円、もしくは整備に要した費用のいずれか少ない方(上限1,500万円) ②女性雇用促進環境施設整備費：経費の1/2(上限500万円)</p>	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)</p>
地球環境に貢献するモノづくり事業補助金	<p>エコカー関連やLEDなど環境関連技術分野やリサイクル製品など環境に配慮した製品づくりのための設備投資に対して補助します。</p> <p>■補助率 20% ■補助限度額(1回あたり) 2,000万円 ※総限度額 6,000万円</p>	<p>■交付要件 投下固定資産額5,000万円以上、新規雇用者数3人以上</p> <p>■対象経費 ……下記の合計額 ・土地取得費・造成費 ・建物建設費(生産施設に係る部分) ・機械設備等設置費</p> <p>《加算措置》 上記「企業立地促進補助金」欄記載のとおり</p>	

越前市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
持続的発展生産設備増設等事業補助金	越前市内で、要件を満たす工場、機械設備の新設・増設及び更新を行う場合、補助金を交付します。 ■補助率 10% ■補助限度額(1回あたり) 最大2億円 ※市外からの新規立地の場合 一般製造業等(A) 3億円(初回のみ)、一般製造業等(B) 1.5億円(初回のみ) ※総限度額 一般製造業等(A)、(B):企業立地補助金と通算で18億円 一般製造業等・情報サービス業・試験研究所(C):6,000万円 一般製造業等・情報サービス業・試験研究所(D):3,000万円	■対象業種、交付要件 ・一般製造業等(A):投下固定資産額10億円以上、新規雇用者数10人以上 ・一般製造業等(B):投下固定資産額1億円以上、新規雇用者数5人以上 ・一般製造業等・情報サービス業・試験研究所(C 中小企業のみ):投下固定資産額5,000万円以上、新規雇用者数3人以上 ・一般製造業等・情報サービス業・試験研究所(D 小規模事業者のみ):投下固定資産額2,000万円以上 ■対象経費 ……下記の合計額 ・土地取得費・造成費 ・建物建設費(生産施設に係る部分) ・機械設備等設置費 《加算措置》 上記「企業立地促進補助金」欄記載のとおり	【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)
ホテル等立地補助金	第3期市中心市街地活性化基本計画で定める区域で、令和4年3月31日までに着工される旅館又はホテルの新設を行う場合、南越前周辺まちづくり計画で定める区域で、令和5年3月31日までに着工される旅館又はホテルの新設を行う場合、補助金を交付します。 ■補助率 20% ■補助限度額 最大2億円 ※交付を受けられる回数は、宿泊施設に付き1回に限る ※一回の敷地の中で複数の建物から構成される宿泊施設であっても、1の宿泊施設とする	■対象業種、交付要件 ・ホテル旅館業(A):投下固定資産額6億円以上、新規雇用者数10人以上、交付限度額2億円 ・ホテル旅館業(B):投下固定資産額3億円以上、新規雇用者数3人以上、交付限度額1億円 ■対象経費 ・建物建設費(建設工事費、電気設備工事費及び機械設備工事費に限る) 《加算措置》 上記「企業立地促進補助金」欄記載のとおり	
南越前周辺商業施設等立地補助金	南越前周辺まちづくり計画で定める区域で、令和5年3月31日までに着工される商業施設又は物流施設の新設を行う場合、補助金を交付します。 ■補助率 20% ■補助限度額 3億円 ※市外からの新規立地の場合、最大5億円(初回のみ) ※交付を受けられる回数は、1の施設に付き1回に限る ※一回の敷地の中で複数の建物から構成される施設であっても、1の施設とする	■対象業種、交付要件 南越前周辺まちづくり計画に合致する商業施設や物流施設を設置する業種 投下固定資産額10億円以上、新規雇用者数30人以上 ■対象経費 ・建物建設費(建設工事費、電気設備工事費及び機械設備工事費に限る) 《加算措置》 上記「企業立地促進補助金」欄記載のとおり	
空き工場等活用助成金	市内の空き工場等の既存ストックの有効活用と地域産業の活性化を図ると共に雇用機会の拡大を図るため、市内の空き工場等を再利用して事業を行う企業に対して助成金の交付を行います。 ■補助金の額 ・(賃借の場合)賃借費:補助率2分の1以内 最大3年間(上限200千円/月) ・(取得の場合)取得費:補助率20%(上限1,000万円)	■対象経費 (1)工場及び工場敷地の賃借費(敷金、礼金、保証金及び仲介手数料は対象外) (2)工場及び工場敷地の取得費 ■対象要件 (1)延床面積600㎡以上 (2)雇用者が3人以上増加すること	
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業	旧武生市地域において、次の給付要件を満たしたときに操業支援として、電気料金の概ね4割を8年間(最長)、給付金が交付されます。 ■申請時期:年2回(4月、10月)	■対象区域 旧武生市区域 ■対象要件 1. 電力契約の新設または増設があること 2. 雇用者数が3名以上増加すること ※詳しくは電源地域復興センター(TEL03-6372-7307)まで、お問い合わせください。	
今立工業団地立地企業支援補助金	今立工業団地立地企業に対して、支払電気料金を計算基礎とした操業支援補助金を交付します。 ■交付金額 ・支払った電気料金の2分の1以内 最大4年間(上限600千円/月)	■対象要件 1. 電力契約の新設又は増設があること。 2. 雇用者数が3人以上増加すること。	
原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税	旧武生市区域内で対象要件を満たす企業の設備投資に係る地方税が軽減されます。 ・固定資産税(3年間)初年度 0、第2年度 0.35/100、第3年度 0.7/100	■対象業種、対象要件 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 (製造業の場合)生産設備等に係る投資2,700万円以上 (製造業以外)生産設備等に係る投資2,700万円以上、かつ増加雇用者数15人以上 ■対象区域 旧武生市区域	

越前市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税</p>	<p>本社機能の移転又は拡充を行う企業の設備投資に係る地方税が軽減されます。</p> <p>(1) 拡充型 ・固定資産税(3年間) 1年目 0、2年目 0.46/100、3年目 0.93/100</p> <p>(2) 移転型 ・固定資産税(3年間) 1年目 0、2年目 0.35/100、3年目 0.7/100</p>	<p>■対象要件</p> <p>(1) 拡充型 福井県が指定する区域内に立地する企業が本社機能等を整備する場合 ・・・本社機能を有する事務所、研究所、研修所などに供する土地、建物、構築物、機械設備に係る投資3,800万円以上、かつ増加雇用者数5人以上(中小企業:1,900万円以上かつ増加雇用者数2人以上)</p> <p>(2) 移転型 東京23区から福井県が指定する区域内に本社機能等を移転整備する場合 ・・・本社機能を有する事務所、研究所、研修所などに供する土地、建物、構築物、機械設備に係る投資3,800万円以上、かつ増加雇用者数5人以上(中小企業:1,900万円以上かつ増加雇用者数2人以上) ※増加雇用者数については、過半数は東京23区内の事業所からの転勤者であること</p> <p>■対象区域 福井県地域再生計画で定める区域</p>	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)</p>
<p>越前市産業人材育成支援事業</p>	<p>越前市内の中小企業等や女性創業者が、従業員等の人材育成や創業・経営ノウハウの習得を目的とした、人材育成講座の受講、外部から指導員を招いた技術研修、AI・IoT等の導入により生産性向上に資する研修、外国人技能実習生技能検定受験又は女性創業者等グループが主催する事業について支援します。</p> <p>■補助金の額</p> <p>①人材育成講座の受講、外部から指導員を招いた技術研修、AI・IoT等の導入に関する研修、外国人技能実習生技能検定受験 補助対象事業費の1/2以内 (ただし1企業等年間10万円を上限とし、予算の範囲内で交付)</p> <p>②女性創業者等グループが主催する事業 補助対象経費の10/10以内</p>	<p>■補助金の交付対象者 越前市内に住所を有する中小企業及び個人事業者 女性創業者又はグループ(市内で創業または創業予定の女性)</p> <p>■補助金の交付対象</p> <p>①次に掲げる人材育成機関が開催する講座 ・(財)ふくい産業支援センター ・福井県立大学ビジネススクール(短期ビジネス講座に限る) ・(独)中小企業基盤整備機構 ・武生商工会議所及び越前市商工会 ・(独)国立高等専門学校機構 福井工業高等専門学校 ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部 福井職業能力開発センター・生産性向上人材育成支援センター</p> <p>②外部指導員を招聘する技術研修(AI・IoT等の導入に関する研修を含む)</p> <p>③次に掲げる機関が実施するAI・IoT等の導入に関する研修 ・①に掲げる機関 ・全国の大学 ・全国の商工会議所、商工会 ・ITコーディネーター(経済産業省推奨資格)が実施するもの ・AI・IoT等に精通した者が実施するもの</p> <p>④外国人技能実習生技能検定受験 ⑤女性創業者等グループ研修</p> <p>■補助金の交付対象経費</p> <p>①の場合、1講座1人当たり1万5千円以上の受講料及び主催者指定のテキスト代 ②の場合、外部指導員の招聘旅費及び技術指導費 ③の場合、1講座1人当たり1万5千円以上の受講料及び主催者指定のテキスト代、交通費(県外での受講の場合のみ) ④の場合、外国人技能実習生が受験する職業能力開発促進法に基づく技能検定受験手数料(3級に限る) ⑤の場合、講座の開催、自己研鑽会等の集会の開催、県外の創業者団体との交流</p>	
<p>越前市展示会等出展支援事業補助金</p> <p>* 募集期間有り(R2.12.28まで)</p>	<p>市内の中小企業等が、販路拡大のため、県外の展示会等に係る経費を補助します。 また、女性創業者又は女性創業者3名以上を含むグループが市内内外の展示会・販売会へチャレンジ出展する経費を補助します。</p> <p>■補助金の額</p> <p>①展示会等出展 ・補助率:対象経費の1/2以内 ・補助額上限: 出展1年度目:上限20万円 出展2年度目:上限30万円 出展3年度目:上限40万円 ※同1年度内に2つ以上又は国外の展示会等に出展する場合は、上限額に10万円加算 ※小規模企業者に該当する場合、出展6年度目まで補助期間延長(4~6年度目上限額:40万円) ※海外の展示会等出展分は、出展6年度目まで補助期間延長(4~6年度目上限額:50万円)</p> <p>②女性創業者チャレンジ出展 ・補助率:対象経費の2/3以内 ・補助額上限:個人申請 3万円、グループ申請 5万円 ・出展年度数上限:6年度目まで</p>	<p>■対象要件</p> <p>①展示会等出展 ・対象事業:県外(国外を含む)で開催され、1回の出展につき、小間料又は出展料と展示装飾費の合計が税抜20万円以上の展示会への出展 ※ただし、即売会・物産展等販売を主目的とするものを除く ・対象者:下記区分のA、イ、ウ ・対象経費:出展・小間料/展示装飾費/展示会等の会場配布用パンフレット等作成費/展示会等に係る案内状の購入又は作成及び発送費/通訳料/展示物等送料(海外出展のみ) ※小規模企業者は旅費・宿泊費(1名分)を経費に加えることができる ・申請回数:1回/年度</p> <p>②女性創業者チャレンジ出展 ・対象事業:越前市内内外で開催される、1回の出展につき、小間料又は出展料と展示装飾費の合計が税抜5,000円以上(グループ:税抜1万円以上)の展示会・販売会への出展 ・対象者:下記区分のウ ・対象経費:出展・小間料、展示装飾費、展示会等の会場配布用パンフレット等作成費/展示会等に係る案内状の購入又は作成及び発送費 ・申請回数:2回/年度</p> <p>■対象者区分</p> <p>(ア)越前市内に住所を有する中小企業者又は小規模企業者 (イ)市の伝統産業(和紙、打刃物、指物)に携わる中小企業団体 又は3者以上で構成する団体 (ウ)女性創業者(市内で創業または創業予定の女性)又は女性創業者3名以上を含むグループ</p>	

越前市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
越前市新事業チャレンジ支援補助金 ※一部審査会(募集期間)有り	市内の中小企業者等が新規性のある事業の創業及び新分野への進出等の新事業の創出を目指して行う活動及び特許などの知的財産権取得活動に対して、補助金を交付します。 ■補助金の額 対象経費の1/2以内で次に定める額を上限とし、予算の範囲内で交付します。 ※研究開発事業において、外部機関と連携して行う共同事業の場合、補助率は対象経費の2/3以内となります。 (1)一般部門 ※審査会あり 研究開発事業 :250万円、販売促進事業:100万円 (2)知的財産権取得部門 ※随時受付 特許・実用新案 10万円、意匠・商標 5万円	■対象要件 (1)一般部門 ・対象者: 市内に事業所を有し事業活動を行う常時使用する従業員が100人以下の中小企業者、中小企業団体、及び個人事業者又は市内で新事業を創出しようとする常時使用する従業員が100人以下の中小企業者、及び個人事業者(大学や研究機関、認定支援機関等から指導、助言を受けることを条件とする。) ・対象事業 A)研究開発事業 B)販売促進事業 ・対象経費 専門家指導受入費、委託費、原材料費、市場調査費、試験費、展示会等出展費、販売促進費、事務費など (2)知的財産権取得部門 ・対象者:市内に事業所を有し事業活動を行う中小企業者、中小企業団体、及び個人事業者、又は市内で新事業を創出しようとする中小企業者、及び個人事業者 ・対象事業、経費:特許、実用新案、意匠及び商標の知的財産権の取得(登録・出願)に取り組む事業及びそれに係る経費 ※経費によっては補助対象とならない場合がありますので、詳しくはお問合せください。	【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)
ビジネスマッチングサイト 「えちぜんモノづくりNET」	市内中小製造業者の持つ技術、商品が300社以上登録された「えちぜんモノづくりNET」を運営しています。また、同サイト内で製品技術募集情報を掲載しています。ビジネスマッチングにお役立てください。	市内中小製造業者を登録	【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047) 武生商工会議所 (電話 0778-23-2020) 越前市商工会 (電話 0778-43-0877)
越前市PR応援商品 登録制度	市が指定するロゴマークを使用し、越前市をPRする商品を登録する制度です。 ・登録した商品は、ウェブサイト「えちぜんモノづくりNET」で紹介します。 ・商品のパッケージ等にロゴマークを表示するための補助として、シール配布や製版・改版費用の一部を補助します(製版・改版費用の2/3)。 ・登録商品を展示会等に出展する場合、展示会等出展支援事業補助金の補助金額を5万円加算します。	①市内の事業者が市内で生産、製造している商品 ②市外の事業者が生産、製造する商品のうち越前市とゆかりあるいは歴史的つながりを有し、市内で生産される原材料を使用する商品。	【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)
重点エリア商業活性化補助金	市が指定する重点エリア内(※まちなかエリアの一部)で、店舗を新築又は改修する場合に経費の一部を補助します。	■対象経費 内外装、厨房、給排水・衛生設備など ※ただし、補助対象経費に占める外観改修費が4分の1以上あること。 ■主な補助要件(詳しくは問い合わせください) (1)原則として、飲食料点小売業等、飲食業又は宿泊業を営む店舗。 (2)県内外からの観光客をもてなす新たな取り組みを行うこと。 など ■補助率:対象経費の1/2以内(ただし、補助対象金額が200万円未満の場合は対象になりません。) ■限度額:200万円	【お問合せ】 越前市 産業環境部 にぎわいづくり課 (電話 0778-25-6802)
まちなか出店・改装促進支援事業助成金	市が指定するまちなかエリアで店舗等を開設、改装する場合に経費の一部を補助します。	■対象経費 内外装、厨房、給排水・衛生設備など ■主な補助要件(詳しくは問い合わせください) 週32時間以上、有人で営業、など ■補助額 75万円(ただし、補助対象金額が150万円未満の場合は対象になりません。)	【お問合せ】 まちづくり武生株式会社 (電話 0778-25-6802)
元気な事業者グループ支援事業補助金	市内事業者グループが地域資源を活用して消費拡大や地域商業の活性化を図るために行う事業を支援します。	■対象者 市内中小企業の小売事業者5者以上で構成する団体 ■対象事業、補助率、限度額等 ・基本型:地域資源を活用して消費拡大や地域商業の活性化を図るための事業(1/3以内) ・連携型:基本型に地域の団体、農業生産者、製造業者等の小売事業者以外の者が参画して事業に付加価値が加わる事業(1/2以内) ・社会課題対応型:基本型、連携型に社会課題への取組を行うコミュニティ機能が付加される事業(2/3以内) ■上限額 200万円 ■下限額 20万円	【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)

坂井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
坂井市企業キャリア支援事業	市内の企業において、非正規雇用労働者を正規雇用へに転換した場合や育児休業取得者を原職等に復帰させた事業所に対して支援します。 1 キャリアアップ支援事業 市内の企業が、非正規雇用労働者を正規労働者に転換した場合に事業所に支給する。 支給額 支給対象者一人当たり 10万円 加算額 支給対象者が40歳未満 10万円 支給対象者が母子・父子家庭の母・父の場合 5万円 2 子育て両立支援事業 市内の中小企業が、育児休業取得者の代替要員を確保し、市内に居住している当該休業取得者を原職等に復帰させた事業所に支給する。 支給額 支給対象者一人当たり 10万円	国の助成制度で認定された市内の事業所等で、対象となる労働者は市内に居住していること。また市税を完納している事業所等であること。 ただし、対象労働者の合計人数は年間1事業所5人までとする。	【お問合せ】 坂井市 産業環境部 観光産業課 (電話 0776-50-3153)
坂井市中小企業人材育成支援事業	市内の中小企業に勤務する従業員の方の資質向上のため、人材育成研修に係る費用に対して、市が費用の一部を助成します。 市内の中小企業者の従業員に対して、人材育成機関である国・県(公財)ふくい産業支援センター等市が認めた公的機関で開催する講座の受講料やテキスト代に係る経費(資格取得に係る経費は除く)、もしくは、市内の中小企業者が人材育成機関に委託した企業内研修に係る経費を対象とする。 補助率 補助対象経費の1/2以内 助成額 1人1万円以上の受講料や資料代で、1事業所年間10万円以内	本社及び事業所が市内にある中小企業で、市税を完納していること。なお、他の公的機関から同種の補助金を受けていないこと。	
坂井市中小企業振興支援事業	市内の中小企業者が、販路開拓やものづくりの推進に取り組む事業で、市が認めた経費に対して費用の一部を助成します。 1 知的財産権等取得活動事業 特許、実用新案、意匠、商標登録の産業財産権を取得した場合に要する経費(出願料、特許料・登録料、弁理士等への出願委託料など) 2 産学官連携促進支援事業 大学や公的研究機関との共同研究で連携した事業に要する経費(委託費、施設使用料など) 3 展示会出展事業 国内外で行う展示会出展に要する経費(出展料、旅費、装飾などの委託料、期間中の光熱水費など) 4 販路開拓支援事業 県外で自社製品を販路開拓する際に要する経費(展示会出展に関するものを除く)(市場調査費、販路開拓に係る委託費、広告宣伝費など) 5 新商品開発事業 新商品開発に関する外注委託費、宣伝広告費に要する経費 補助率 補助対象経費の1/2以内 * 国・県等より同種の補助金を受けた場合で、市の補助との併用が認められているものは、補助対象経費の1/6以内とする 助成額 年間1補助事業者につき、20万円以内とするが、国外の展示会出展は30万円以内。 ただし、中小企業者が連携して実施する場合、20万円に連携した事業所数を乗じた額以内とするが、上限を50万円とする。国外の展示会出展は75万円以内。	本社及び事業所が市内にある中小企業または中小企業者で構成するグループまたは市が認めた事業所及び団体等で、市税を完納している事業者であること。	
坂井市空家活用ビジネス支援事業	既存施設の有効活用を図るため、空家及び空店舗を活用して事業を実施する場合に、市が認めた補助対象経費の一部を助成いたします。 補助対象経費 市内の一戸建ての空家や空店舗を活用した事業に要する経費 ・補助対象経費の工事費は、市が認めた店舗・事業所の増改築工事費で、市内の建設業者が施工した工事であること ・家賃については、開業月から開業後の6か月間の月額家賃 ■補助率 補助対象経費の1/2以内(千円未満切捨て) ■助成限度額 工事費については、市が認めた店舗・事業所の増改築工事費で、50万円以内 家賃については、開業月から開業後の6か月間の月額家賃で、20万円以内	助成対象者 ・市内に本社または事業所を有する中小企業者及び中小企業者で構成するグループ等で、市の認定を受けた団体 ・市税の滞納がないこと ・事業内容については、福井県信用保証協会の保証対象業種であること ・空家を活用して6か月以上営業を継続していること ・坂井市商工会新規創業支援事業の補助金を併用して受けていないこと ・事業開始前に事業計画書を提出していること	

坂井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
坂井市商店街等振興事業	<p>1 商店街環境整備事業 アーケード、カラー舗装、花壇、噴水、駐車場、駐輪場、コミュニティ施設及びファーストの改装等 補助率 補助対象経費の1/2以内(事業費20万円以上) 助成額 100万円以内</p> <p>2 商店街活性化事業 共同宣伝、売り出し事業、ポイントカード導入事業、空き店舗を活用した事業、ホームページ開設事業、研修会開催、各種調査事業 補助率 補助対象経費の1/3以内 助成額 50万円以内</p>	商店街組合法に規定する商店街振興組合及び商店街において5店舗以上で組織する市が認めた任意団体及び丸岡町TMOが実施する事業であること。	【お問合せ】 坂井市 産業環境部 観光産業課 (電話 0776-50-3153)
坂井市企業UJターン者人材確保支援事業	<p>市内企業のUJターン求職者の雇用促進を目的とし、市が都市部等で行うUJターン求職者向け就職説明会等に係る市内事業者説明担当者2名分の旅費に対して支援します。</p> <p>■補助率 補助対象経費の1/2以内(円未満切捨て)</p> <p>■助成限度額 1事業者につき年間7万円</p>	市内に事業所を有する企業(個人にあつては、住所及び事業所を有すること)で、市税を完納していること。なお、他の公的機関から同種の補助金等を受けていないこと。	
空き工場、店舗等情報提供サービス	空き工場、店舗等の有効活用を図るため、空き工場、店舗等情報提供サービスを行っています	【参考】 https://www.city.fukui-sakai.lg.jp	
企業立地奨励金	活力ある産業環境の実現のため、坂井市に新たに進出する企業、または市内で事業施設の規模拡大を行う企業に対して支援制度を用意しています。	【参考】 https://www.city.fukui-sakai.lg.jp	

敦賀市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
信用保証料補給	<p>■補給率 信用保証を申込み際に、保証期間3年以内の場合は保証料の50%を、3年を超え7年以内の場合は30%を補給する。</p>	<p>■対象者 敦賀市中小企業経営安定資金を信用保証協会の保証付きで利用し、融資実行時に保証料の全額を一括納入した中小企業者</p>	【お問合わせ】 敦賀市産業経済部 商工貿易振興課 電話0770-22-8122
小規模事業者特別資金保証制度	<p>■補給率 全期間分の保証料について100%(全額補給)</p>	<p>■対象者 敦賀市小規模事業者特別資金を信用保証協会の保証付きで利用し、融資実行をすでに受けた中小企業者</p>	
まちなか創業等促進支援事業補助金	<p>重点地域で創業等を行う場合の建築・設備工事費及び備品購入費等の経費の一部を支援する。</p> <p>■補助率 1/3 ■上限額 50万円</p>	<p>■対象者 重点地域での新規創業や第二創業に伴い、創業計画等の妥当性について、支援機関の審査を経て、事業を実施する商業・サービス業者で、市税を完納している方。</p>	
中小企業支援事業(敦賀チャレンジ企業応援補助金)	<p>人手不足解消や収益確保のために、生産性向上・省力化・販路開拓等に取り組む中小企業に対して、支援を行う。</p> <p>■設備投資等支援 ・「生産性向上」、「省力化」、「販路開拓」又は新規事業に取り組むための設備投資に対する支援 ・補助率及び補助上限額 1/2、1,000千円</p> <p>■敦賀名物等商品開発支援 ・敦賀の文化や特色などを活かした「敦賀名物」づくりに係る開発や、パッケージの開発等に対する支援 ・補助率及び補助上限額 2/3、500千円</p> <p>※いずれの事業も審査会による審査があります。</p>	<p>■対象者 ①敦賀市内に本社事務所を有する中小企業者又は組合等(組合等・・・中小企業団体、商店街振興組合、生産組合など市民で構成されるグループ) ②中小企業者及びその代表者が敦賀市税を完納していること ③市内において1年以上継続して事業を営んでいること</p>	【お問合わせ】 敦賀商工会議所 電話0770-22-2611

敦賀市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先																																																										
企業立地促進補助金(Ⅰ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">補助要件</th> <th rowspan="2">補助対象項目</th> <th rowspan="2">補助率</th> <th rowspan="2">限度額 (1回あたり)</th> <th rowspan="2">総交付 限度額</th> <th rowspan="2">交付申請 期限</th> </tr> <tr> <th>投下固定 資産額</th> <th>新規雇用者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">製造業</td> <td>10億円以上</td> <td>20人以上</td> <td rowspan="9">①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費</td> <td rowspan="9">20%</td> <td>3億円</td> <td rowspan="3">9億円</td> <td rowspan="9">1年以内 (操業開 始後)</td> </tr> <tr> <td>3億円以上</td> <td>15人以上</td> <td>1億5千万円</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>10人以上</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">物流関連産業</td> <td>10億円以上</td> <td>20人以上</td> <td rowspan="9">①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費</td> <td rowspan="9">20%</td> <td>2億4千万円</td> <td rowspan="3">7億2千万円</td> <td rowspan="9">1年以内 (操業開 始後)</td> </tr> <tr> <td>3億円以上</td> <td>15人以上</td> <td>1億2千万円</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>10人以上</td> <td>8千万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報サービス業</td> <td>5千万円以上</td> <td>10人以上</td> <td rowspan="9">①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費</td> <td rowspan="9">20%</td> <td>1億2千万円</td> <td rowspan="2">3億6千万円</td> <td rowspan="9">1年以内 (操業開 始後)</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上</td> <td>5人以上</td> <td>8千万円</td> </tr> <tr> <td>試験研究所</td> <td>5千万円以上</td> <td>5人以上</td> <td>1億2千万円</td> <td>3億6千万円</td> </tr> <tr> <td>植物工場</td> <td>1億円以上</td> <td>10人以上</td> <td>1億2千万円</td> <td>3億6千万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助要件		補助対象項目	補助率	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限	投下固定 資産額	新規雇用者	製造業	10億円以上	20人以上	①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費	20%	3億円	9億円	1年以内 (操業開 始後)	3億円以上	15人以上	1億5千万円	1億円以上	10人以上	1億円	物流関連産業	10億円以上	20人以上	①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費	20%	2億4千万円	7億2千万円	1年以内 (操業開 始後)	3億円以上	15人以上	1億2千万円	1億円以上	10人以上	8千万円	情報サービス業	5千万円以上	10人以上	①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費	20%	1億2千万円	3億6千万円	1年以内 (操業開 始後)	3千万円以上	5人以上	8千万円	試験研究所	5千万円以上	5人以上	1億2千万円	3億6千万円	植物工場	1億円以上	10人以上	1億2千万円	3億6千万円	<p>【お問い合わせ】 敦賀市産業経済部 商工貿易振興課 電話0770-22-8122</p>
区分	補助要件		補助対象項目	補助率						限度額 (1回あたり)	総交付 限度額		交付申請 期限																																																
	投下固定 資産額	新規雇用者																																																											
製造業	10億円以上	20人以上	①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費	20%	3億円	9億円	1年以内 (操業開 始後)																																																						
	3億円以上	15人以上			1億5千万円																																																								
	1億円以上	10人以上			1億円																																																								
物流関連産業	10億円以上	20人以上			①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費	20%		2億4千万円	7億2千万円	1年以内 (操業開 始後)																																																			
	3億円以上	15人以上						1億2千万円																																																					
	1億円以上	10人以上						8千万円																																																					
情報サービス業	5千万円以上	10人以上						①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費	20%		1億2千万円	3億6千万円	1年以内 (操業開 始後)																																																
	3千万円以上	5人以上									8千万円																																																		
試験研究所	5千万円以上	5人以上									1億2千万円	3億6千万円																																																	
植物工場	1億円以上	10人以上	1億2千万円	3億6千万円																																																									
特定地域企業立地促進補助金(Ⅱ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">補助要件</th> <th rowspan="3">補助対象項目</th> <th rowspan="3">補助率</th> <th rowspan="3">限度額 (1回あたり)</th> <th rowspan="3">総交付 限度額</th> <th rowspan="3">交付申請 期限</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">投下固定 資産額</th> <th colspan="2">新規雇用者</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>増設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">製造業及び製造業の 付随業務^{注2} (敦賀市産業回地) 製造業、物流関連産業 (敦賀市第2産業回地)</td> <td>20億円以上</td> <td>30人以上</td> <td>25人以上</td> <td rowspan="3">①土地取得費 ②建物建設費 ③機械設備等 取得費 ④緑化費</td> <td rowspan="3">20%</td> <td>4億円</td> <td rowspan="3">12億円</td> <td rowspan="3">1年以内 (操業開 始後)</td> </tr> <tr> <td>10億円以上</td> <td>20人以上</td> <td>15人以上</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>3億円以上</td> <td>15人以上</td> <td>10人以上</td> <td>1億5千万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助要件				補助対象項目				補助率	限度額 (1回あたり)		総交付 限度額	交付申請 期限	投下固定 資産額	新規雇用者		新設	増設	製造業及び製造業の 付随業務 ^{注2} (敦賀市産業回地) 製造業、物流関連産業 (敦賀市第2産業回地)	20億円以上	30人以上	25人以上	①土地取得費 ②建物建設費 ③機械設備等 取得費 ④緑化費	20%	4億円	12億円	1年以内 (操業開 始後)	10億円以上	20人以上	15人以上	3億円	3億円以上	15人以上	10人以上	1億5千万円																								
区分	補助要件			補助対象項目													補助率	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限																																									
	投下固定 資産額		新規雇用者																																																										
		新設	増設																																																										
製造業及び製造業の 付随業務 ^{注2} (敦賀市産業回地) 製造業、物流関連産業 (敦賀市第2産業回地)	20億円以上	30人以上	25人以上	①土地取得費 ②建物建設費 ③機械設備等 取得費 ④緑化費	20%	4億円	12億円			1年以内 (操業開 始後)																																																			
	10億円以上	20人以上	15人以上			3億円																																																							
	3億円以上	15人以上	10人以上			1億5千万円																																																							
雇用補助金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助要件</th> <th>補助対象項目</th> <th>補助額</th> <th>限度額 (1回あたり)</th> <th>総交付 限度額</th> <th>交付申請 期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場</td> <td>企業立地促進補助金(Ⅰ) 又は特定地域企業立地促 進補助金(Ⅱ)の交付指定 を受けていること</td> <td>事業所の建設に伴う 雇用拡大に対する経費</td> <td>正規雇用者 30万円/人 市外からの 転入者 45万円/人</td> <td>4千5百万円</td> <td>4千5百万円</td> <td>1年以内 (操業開 始後)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助要件	補助対象項目	補助額	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限	製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場	企業立地促進補助金(Ⅰ) 又は特定地域企業立地促 進補助金(Ⅱ)の交付指定 を受けていること	事業所の建設に伴う 雇用拡大に対する経費	正規雇用者 30万円/人 市外からの 転入者 45万円/人	4千5百万円	4千5百万円	1年以内 (操業開 始後)																																														
区分	補助要件	補助対象項目	補助額	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限																																																							
製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場	企業立地促進補助金(Ⅰ) 又は特定地域企業立地促 進補助金(Ⅱ)の交付指定 を受けていること	事業所の建設に伴う 雇用拡大に対する経費	正規雇用者 30万円/人 市外からの 転入者 45万円/人	4千5百万円	4千5百万円	1年以内 (操業開 始後)																																																							

敦賀市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先														
空き施設活用補助金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助要件</th> <th>補助対象項目</th> <th>補助率</th> <th>限度額 (1回あたり)</th> <th>総交付 限度額</th> <th>交付申請 期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場</td> <td>企業立地促進補助金(I)の 交付指定を受けていること 延床面積 600㎡以上(情報 サービス業は 200㎡以上)</td> <td>土地建物に係る賃借経費</td> <td>賃借料 3年分 ×1/2</td> <td>3千万円</td> <td>3千万円</td> <td>3年以内 (操業開 始後)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助要件	補助対象項目	補助率	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限	製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場	企業立地促進補助金(I)の 交付指定を受けていること 延床面積 600㎡以上(情報 サービス業は 200㎡以上)	土地建物に係る賃借経費	賃借料 3年分 ×1/2	3千万円	3千万円	3年以内 (操業開 始後)		<p>【お問い合わせ】 敦賀市産業経済部 商工貿易振興課 電話0770-22-8122</p>
区分	補助要件	補助対象項目	補助率	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限											
製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場	企業立地促進補助金(I)の 交付指定を受けていること 延床面積 600㎡以上(情報 サービス業は 200㎡以上)	土地建物に係る賃借経費	賃借料 3年分 ×1/2	3千万円	3千万円	3年以内 (操業開 始後)											
固定資産税の不均一課税	<p>・令和3年3月31日までに取得された固定資産で、次の要件に該当する場合は課税の特例（不均一課税）が受けられます。</p> <p>・不均一課税をする期間は、当該固定資産税を新たに課することとなった年度以降3か年度です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業の種類</th> <th>対象事業ごとの要件</th> <th>対象となる資産</th> <th>不均一課税の税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業 道路貨物運送業、こん包業 または卸売業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却資産の取得価額合計が 2,700万円超 さらに道路貨物運送業、 こん包業または卸売業は 雇用者が15名超 </td> <td>指定区域内に新設または増設し た資産</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 初年度 0% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7% ※第4年度以降は通常の税率 (1.4%) </td> </tr> </tbody> </table>	対象事業の種類	対象事業ごとの要件	対象となる資産	不均一課税の税率	製造業 道路貨物運送業、こん包業 または卸売業	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却資産の取得価額合計が 2,700万円超 さらに道路貨物運送業、 こん包業または卸売業は 雇用者が15名超 	指定区域内に新設または増設し た資産	<ul style="list-style-type: none"> 初年度 0% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7% ※第4年度以降は通常の税率 (1.4%) 								
対象事業の種類	対象事業ごとの要件	対象となる資産	不均一課税の税率														
製造業 道路貨物運送業、こん包業 または卸売業	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却資産の取得価額合計が 2,700万円超 さらに道路貨物運送業、 こん包業または卸売業は 雇用者が15名超 	指定区域内に新設または増設し た資産	<ul style="list-style-type: none"> 初年度 0% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7% ※第4年度以降は通常の税率 (1.4%) 														
敦賀市IT・新分野事業支援補助金	<p>ITやその他の日本標準産業に産類できない新分野事業にチャレンジする企業が敦賀へ立地する際の投下固定資産に対する補助</p> <p>■補助率 2/3 ■補助上限額 5,000千円</p>	<p>■対象および要件 以下のすべてに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報サービス業または日本標準産業分類に定義できない新分野事業を行う事業者 新規雇用が3名以上 操業開始後5年間以上当該地において事業を継続して行う事業者 															
先端設備導入計画	<p>生産性向上特別措置法に基づき、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援。</p> <p>■認定を受けた場合のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入した償却資産の減免(敦賀市の場合、3年間0円になります) 国の実施する補助金の優先採択・補助率アップ等 	<p>■条件</p> <p>生産性向上特別措置法に基づき、年平均1%以上の生産性の向上する設備投資を実施し、労働生産性を年平均3%以上高めるための計画を作成した場合</p>															
中小企業インバウンド等推進事業	<p>県外および外国人の観光客をはじめとする消費を促すために、キャッシュレス決済環境の整備、インバウンド対策に対応する取組を支援する。</p> <p>■補助率 1/2 ■補助事業費 700千円</p>	<p>■対象者</p> <p>商業・サービス業を営む中小企業者</p>															

鯖江市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
海外市場販路開拓支援事業補助金	市内で製造された製品で、海外で開催される見本市への出展または海外に小売店を開設する経費の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業50万円以内	<p>■対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等</p> <p>※過去も含め同一展示会への出展支援は1回を限度とする。</p> <p>■対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等</p> <p>※過去も含め同種展示会への出展支援は3回を限度とする。</p> <p>■対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等</p> <p>■対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等</p> <p>■対象者 製造業または機械器具卸売業を営む市内中小企業</p> <p>■対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等</p> <p>■対象者 市内の眼鏡製造者または企画商社のうち、自社製品を含む産地製品(日本製品)を消費者に直接販売するために市内に新たに店舗を開設する者</p>	<p>【お問合せ】 鯖江市 産業環境部 商工政策課 ものづくり振興グループ (電話 0778-53-2231) (電話 0778-53-2229)</p>
異分野見本市等出展支援事業補助金	自社の要素技術を活用して異分野見本市に出展する市内企業に対し、出展にかかる経費の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業50万円以内		
地域産業販路拡大支援事業補助金	前年度・前々年度に国、福井県、鯖江市の新製品・新技術開発補助事業に採択され、その開発された新製品等により販路拡大に取り組む事業にかかる経費の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業50万円以内		
デザインによるブランド育成支援事業補助金	前年度・前々年度に国、福井県、鯖江市のデザイン支援事業を受けた後、デザインによるブランド育成事業を行う経費の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業20万円以内		
市場調査支援事業	新産業創出、新技術開発導入を前提とした展示会視察、調査会社等による市場調査経費の一部を助成。過去に訪れたことがない展示会や市場調査に限る。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業5万円以内		
産学官連携促進支援事業補助金	大学、短期大学、高等等との共同研究事業にかかる経費の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業30万円以内		
眼鏡産直ショップ開設促進事業補助金	市内の眼鏡製造者または企画商社自らが、自社製品を含む産地製品(日本製品)を消費者に直接販売するために市内に新たに店舗を開設する際に要する経費および販売促進経費の一部を助成します。ただし次の要件に該当する必要があります。 ①日本製品のみを販売する店舗 ②産地のイメージアップに繋がる事業要素を織り込んでいる店舗 ■補助金額および補助率 (初年度)300万円以内【店舗開設経費の1/5】 (翌年度)200万円以内【販売促進経費の1/2】 (翌々年度)100万円以内【販売促進経費の1/2】		

鯖江市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
起業家 (IT等) 市内定着促進事業補助金	市内で起業する個人または法人に対して、事業着手にあたっての事務所賃借料の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 補助期間を24ヶ月とし、月額5万円を限度とする。 ただし、補助期間が通算12ヶ月を超える場合は、月額2万5千円を上限とする。	■対象者 市内で製造業、機械器具卸売業または情報サービス業のいずれかを企業する市内中小企業であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの ①ふくい産業支援センターインキュベーションルームを利用した者 ②特定産業支援事業受講認定者(創業塾受講者)	【お問合せ】 鯖江市 産業環境部 商工政策課 (電話 0778-53-2231) (電話 0778-53-2229)
創業スタートアップ支援事業補助金	市内で起業、創業するにあたり、初期投資(設備投資)に係る経費を支援 ■補助率 2/3以内 ■補助金額 補助金額は200千円と金融機関借入額のいずれか低い額を限度とする。	■対象者 市内で創業または第二創業する市内中小企業であり、かつ特定創業支援事業受講認定者(創業塾受講者)	
チャレンジ企業応援補助金	新製品・新技術の開発や新事業創出・業種転換、特許・実用新案権の取得、意匠・商標登録に対して、これらにかかる経費の一部を助成します。 ①新製品・新技術開発事業 ②新事業創出・業種転換事業 ■補助率 : 2/3以内 ■補助金額 : 1件につき2年間で300万円以内(1年200万円上限) ③AI・IoT等導入事業 ■補助率 : 2/3以内 ■補助金額 : 1件につき2年間で400万円以内(1年200万円上限) ④知的財産権取得事業 ■補助率 : 1/2以内 ■補助金額 : 年度内1社特許・実用新案権の取得10万円、意匠・商標登録5万円	■対象者 ①②市内での製造加工を前提とした事業で、市内中小企業または2者以上の市内中小企業で構成するグループ ③市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等 ④製造業、機械器具卸売業または情報サービス業のいずれかを営む、市内に本社または生産活動の拠点となる事業所を有する者もしくは要件に該当する者で構成されるグループ	
成長分野新技術開発支援補助金	「メディカル」、「ウェアラブル端末」等の成長分野に関する新製品・新技術開発に対し、経費の一部を助成 ■補助率 2/3以内 ■補助限度額 500万円	■対象者 製造業、機械器具卸売業または情報サービス業のいずれかを営む、市内に本社または生産活動の拠点となる事業所を有する者または要件に該当する者で構成されるグループ	
産地リーダー企業販路開拓支援事業補助金	国内外で開催される国際見本市等への出展にかかる経費の一部を助成 ■補助率 2/3以内 ■補助限度額 250万円	■対象者 「メディカル」や「ウェアラブル端末」等の成長分野で、かつ地域への波及効果が見込まれる事業に取り組む市内に本社を有する企業。	
産地リーダー企業産学官連携推進支援事業補助金	産学官連携による先駆的な技術開発や基礎研究にかかる経費の一部を助成 ■補助率 2/3以内 ■補助限度額 250万円		

鯖江市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業立地促進助成金	鯖江市における事業者の育成と企業の立地促進を図るため、事業者が特定地域内に工場等を建設した場合に助成金を交付します。 ※なお、この助成金の適用を受けるためには、用地取得(着工)前に「適用申請」が必要です。事業着手前に、商工政策課にご相談ください。	企業立地促進助成金は用地取得、工場等建設促進、環境整備、雇用促進奨励、借地借家助成金、空き家工場活用の6種 それぞれの補助率、対象者などはホームページ参照 【参考】 https://www.city.sabae.fukui.jp/kanko_sangyo/kigyoshien/kigyoyuchi/seido/sokushinjos/eikin.html	【お問合せ】 鯖江市 産業環境部 商工政策課 ものづくり振興グループ (電話 0778-53-2231) (電話 0778-53-2229) にぎわい推進室 観光・学生連携推進グループ (電話 0778-53-2230)
起業・創業促進支援事業奨励金	市内で起業・創業された企業に対し奨励金を給付します。 ■補助金額 1企業10万円	■対象者 新たに市内で起業・創業した製造業およびソフトウェア業を行う企業(法人に限る)	
地域産業人材育成支援事業補助金	国、県、ふくい産業支援センター等公的機関が実施する産業人材育成講座の受講にかかる経費の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業10万円以内	■対象者 市内の企業および事業者等(従業員が受講の場合) 起業を志す鯖江市民	
小規模製造業設備投資補助金	市内で製造業を営む小規模企業を対象に、経営改善や競争力強化に必要な設備投資にかかる経費の一部を助成します。 ※この補助金の適用を受けるためには、事業着手前に商工政策課にご相談ください。 ■補助率 1/10以内かつ、金融機関からの借入金の1/10以内 ■補助限度額 50万円	■対象者 ・市内に本社があり、市内に事業所を有する小規模事業者(個人企業を含む)で、創業から12か月を経過していること。 ・当該補助対象設備導入に伴い、市制度融資取扱い金融機関、日本政策金融公庫またはマル経融資による借入を行う者であること。	
女性活躍推進事業補助金	女性が働き続けやすい環境を整備するための経費の一部を助成します。 ■補助率 3/4以内 ■補助限度額 50万円	■対象者 市内中小企業または2者以上の市内中小企業で構成するグループ	
めがねのまちさばえ応援商品開発支援事業補助金	めがねのまちさばえを応援し広くPRする新たな商品の開発や商品のパッケージデザイン費用のうち、委託の費用の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助限度額 年度内1企業20万円	■対象者 市内に本社(個人の場合は住民票)を有し、市内で1年以上営む小規模企業者 ・パッケージデザインには公式ロゴを入れることを必須とする。	

大野市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
大野市元気チャレンジ企業支援事業	<p>■補助金額・補助率 調査研究事業、商品開発事業、販路拡大事業…補助対象経費の1/2以内、上限100万円 女性起業家・経営者の場合：補助対象経費の2/3以内、上限130万円</p> <p>設備等整備事業…補助対象経費の1/2以内、上限300万円 女性起業家・経営者の場合：補助対象経費の2/3以内、上限400万円</p>	<p>ベンチャー性の高い事業、地域資源等を活かした新たな名産品、土産品、農商工連携商品等の開発を行う事業に対し助成。女性起業家・経営者の場合補助率を引き上げて補助。</p> <p>■補助対象事業 市内で行う調査研究事業、商品開発事業、販路開拓事業、又は設備等整備事業のうち元気チャレンジ企業支援事業審査委員会で認定された事業</p> <p>■事業の実施期間 調査研究事業、商品開発事業、販路開拓事業…おおむね2年以内、設備等整備事業…おおむね1年以内</p>	<p>【お問合せ】 大野市 産経建設部 商工観光振興課 (電話0779-66-1111) (内線1803.1804.1805)</p>
大野市店舗形成事業	<p>■補助金額・補助率 ○店舗改装等経費補助金 店舗の新築・改装、備品購入費等の経費の1/3以内、上限100万円 女性起業家・経営者の場合：補助対象経費の1/2以内、上限100万円</p>	<p>都市機能誘導区域内の空き地・空き店舗への新規出店者及び既存店舗の後継者を支援</p> <p>■補助対象事業 下記の事業に該当し大野商工会議所空地空家対策特別委員会が認めたもの 新規出店…小売店、一般飲食店その他市長が認めた事業を新たに営もうとする者又は都市機能誘導区域外において既に小売店等を営む者で、都市機能誘導区域内の空き地又は空き家に小売店等を出店しようとするもの。ただし、女性起業家・経営者の場合はエリアを問わない事業継承…エリア内に位置する既存店舗を引き継いだ者又は引き継ごうとする者で、既存事業の継承又は新たなにぎわい創出につながる事業を展開するもの</p> <p>■補助対象エリア 大野市立地適正化計画で設定されている都市機能誘導区域(女性起業家・経営者の場合市内全域)</p>	
育児休業等取得促進事業補助	<p>■補助金額・補助率 ○育児休業等取得促進事業 育児休業期間又は介護休業期間中の代替要員に要した賃金または派遣労働者の人件費の1/2以内。 ただし、1人につき各月6万円を限度 ○男性の育休取得促進事業 1事業所につき年間10万円</p>	<p>■補助対象者 ○従業員(大野市民に限る)に育児休業又は介護休業を取得させ、代替要員の雇用又は派遣労働者を受け入れを開始し、かつ当該育児休業または介護休業期間終了後、当該従業員を職場復帰させた中小企業等の事業主</p> <p>○この出生から3歳までの間に男性従業員に年間12日以上育児休暇等を取得させた事業主</p>	
中小企業退職金共済制度加入促進補助	<p>■補助金額・補助率 1年間の掛け金の20%</p>	<p>■補助対象者 前年度1年間の期間に従業員を中小企業退職金共済に加入させ、1年間掛け金を完納した事業主</p>	
企業立地関係の補助金等	<p>■企業立地助成金 ■工場等用地取得助成金 ■空き工場等活用助成金 ■雇用促進奨励金</p> <p>※1回当たり交付限度額1企業当たり4億3千万円 1企業当たり総交付限度額6億円 *1企業とは、同一工業団地における一企業グループ(連結決算対象企業)をいいます。</p>	<p>■対象業種 ・製造業 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・運輸に付帯するサービス業 ・卸売業 ・学術・開発研究機関 ・情報通信業 ・コールセンター業</p> <p>■対象地域 ・市内全域</p> <p>■交付要件 ・助成金について、各々交付要件がありますので、事前にお問い合わせ下さい。</p>	<p>【お問合せ】 大野市 産経建設部 企業立地推進室 (電話0779-66-1111) (内線1802)</p>

小浜市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>企業振興助成金</p>	<p>工場等の建設に係る投下固定資産額の25%を助成</p> <p>■製造業 製造業 新設・増設 交付限度額 3億円 先端技術産業 新設・増設 交付限度額 1億円 先端技術産業以外の製造業 新設A・増設A・移設A 交付限度額 1億円 新設B・増設B・移設B 交付限度額 1億円 新設C・増設C・移設C 交付限度額 3千万円</p> <p>■先端的農商工連携施設 新設・増設・移設 交付限度額 5千万円 増設・移設 交付限度額 3千万円</p> <p>■情報サービス業 新設・増設・移設 交付限度額 3千万円</p> <p>■試験研究所 新設・増設・移設 交付限度額 3千万円</p>	<p>《対象業種》 製造業(先端技術産業・先端技術産業以外の製造業)・先端的農商工連携施設・情報サービス業・試験研究所</p> <p>《要件》 ■製造業 製造業 新設・増設:投下固定資産30億円以上、新規雇用50人以上 先端技術産業 新設・増設:投下固定資産10億円以上、新規雇用20人以上 先端技術産業以外の製造業 新設A・増設A・移設A:投下固定資産10億円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用30人以上 新設B・増設B・移設B:投下固定資産3億円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用10人以上 新設C:投下固定資産3千万円以上、新規雇用5人以上 敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上 増設C・移設C:投下固定資産3千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上 敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上</p> <p>■先端的農商工連携施設 新設・増設・移設:投下固定資産3億円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用10人以上 増設・移設:投下固定資産3千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上 ※増設・移設の場合、敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上</p> <p>■情報サービス業 新設:投下固定資産2千万円以上、新規雇用5人以上 増設・移設:投下固定資産2千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上</p> <p>■試験研究所 新設:投下固定資産3千万円以上、新規雇用5人以上 増設・移設:投下固定資産3千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上</p>	<p>【お問合せ】 小浜市 産業部商工観光課 電話 0770-53-9705(直通)</p>
<p>電源地域の企業優遇制度</p>	<p>企業立地支援給付金(電力料金に対する給付金制度) 募集は年2回(上期は4月頃、下期は10月頃) 電気料金の約4割が助成(交付期間は8年間) ※申請の際、小浜市の推薦が必要になります。</p>	<p>■業種:製造業および自治体で支援制度を整備している業種 ■企業立地:事業所の新設・増設により契約電力が増加していること ■雇用:雇用保険の一般被保険者が3名以上増えていること ■電気料金:電気料金の支払いを終えていること ※特例給付金(増加雇用人数に応じて加算額が算定されるもの)を受ける場合のみの要件 新たな投資額があること(新設・・・1千万円以上、増設額・・・5百万円以上)</p>	
<p>中小企業信用保証料補給</p>	<p>福井県経営安定資金の融資を受けた場合、信用保証料の1/3を補給(ただし、上限10万円)</p>	<p>《対象者》 以下のいずれにも該当すること。 ■次の要件で県の「経営安定資金」融資を受けた方 * 県経営安定資金の「融資対象1～7」に該当する方のうち、セーフティネット保証(5号)に該当する中小企業者として市長の認定を受けた方 ■市税を完納している方 ■信用保証料を全額一括納入している方</p>	

小浜市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
創業チャレンジ事業補助金	市内で新たに創業する方に対し、創業のスタートアップ時に必要な経費の一部を支援する。 ■補助対象経費 建物取得費、店舗改装料、店舗賃借料、販路開拓費、広告宣伝費 ■補助率 各経費の1/2 ■補助限度額 最大40万円	《対象者》 ■ 現在事業を営んでいない方で、小浜市内において当該年度中に個人開業または法人等の設立を行う方 ■ 小浜市内の中小企業経営者で、当該年度当初の6月前から当該年度末の間に先代から事業承継を行い、当該年度内に既存事業以外の新事業を開始する方 ■ 現在事業を営んでいる方で、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、当該年度中に新たに法人を設立する方 ■ 現在小浜市外で事業を営んでいる方で、当該年度中内に小浜市内において事業所(本店)を移転される方 《主な要件》 ■ 週4日以上営業を行い、かつ3年以上継続して事業を営む意思があること ■ 創業に際し、金融機関から融資を受けていること 等	【お問合せ】 小浜市 産業部商工観光課 電話(0770)53-9705(直通)
空き店舗等活用企業誘致モデル事業	小浜市外の情報サービス業を営む中小企業者の、市内の空き店舗等を活用した新規事業所開設に対し、以下の経費の10分の10を補助 ■ 改装費(基幹的な部分に係る経費)⇒交付限度額300万円 ■ 賃借料(賃借期間が1年以上で期間の全部を賃借の対象とするもの)⇒交付限度額 (操業開始時の雇用者数)10名未満:300万円 10名以上:500万円	《対象者》 ■ 情報サービス業を営む中小企業者 ■ 市外企業が市長の積極的な誘致を受け、空き店舗等を活用して、市内に新たに事業所を開設すること (事業期間:1年。従業員数に減少がなく、1名以上地元採用があった場合、最長3年まで延長可)	
空き工場等活用支援事業補助金	空き工場等を活用して事業展開する方に対し、投下固定資産額の50%を支援 種別A:全雇用者数39人以内、上限額1,500万円 種別B:全雇用者数40人~79人、上限額2,000万円 種別C:全雇用者数80人以上、上限額3,000万円	《対象業種》 製造業、先端的農工商連携施設、情報サービス業、試験研究所 《主な要件》 投下固定資産2,000万円以上、延べ床面積500㎡以上、新規雇用者5人以上	
インターンシップ促進事業補助金	インターンシップを行う企業に対して、実施にかかる経費の一部を助成 ■ 補助対象経費 実習生の宿泊費 ■ 補助率 1/2 ※1泊あたり限度額3,000円 ■ 補助限度額 1事業所あたり5万円	《対象事業者》 市内に事業所を有する企業 《補助要件》 ①実習生1人につき、2日以上のインターンシップを実施すること ②インターンシップ実施期間中、市内で宿泊すること ③市税および国民健康保険税を完納している事業所であること	
特定エリア空き店舗対策事業補助金	中心市街地のうち、市が指定するエリアにおいて、飲食店および土産物店を開始する者に対して、初期費用を補助 ■ 補助対象経費 店舗改装費 ■ 補助率 1/2 ■ 補助限度額 飲食店:100万円 土産物店:50万円	・以下の(1)~(3)のいずれにも該当すること (1)観光客や地域住民が集い、交流の促進につながる空間づくりを行うこと (2)地域資源(地元産品)を活用した商品・サービスを提供する店舗であること (3)インバウンド対策として、多言語標記を行うこと ・金融機関からの融資を受けること 等	

あわら市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業立地助成制度	魅力ある産業立地環境を整え、市内の産業の振興および雇用の機会の拡大を図ることを目的とした助成制度を用意しています。	【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p001037.html	【問合せ・申込先】 あわら市 経済産業部商工労働課 (電話) 0776-73-8030
勤労者定住促進事業補助金	市外から転入した社員に借家等を貸し付けて雇用する市内企業を助成します。 ■助成額 10,000円/月/1世帯 ■助成限度期間 36月以内	■補助対象となる企業 ・市内で操業している企業(営利を目的とする事業を継続的に営む法人又は個人をいう。)であること。 ・市内で借家等を賃借し、社員に有償又は無償で貸し付けていること。 ・市税等を滞納していないこと。 ■補助対象となる社員(交付算定対象者) ・他の市町村から転入し、本市の住民基本台帳に登録されていること。又は、外国人登録原票に永住者若しくは特別永住者の在留資格を持って登録されていること。 ・転入の日において企業に雇用されていること。又は、転入の日から1月以内に企業に雇用されていること。 ・雇用保険法に規定する被保険者として届出されていること。 ・市税等を滞納していないこと。 【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life13/jigyosha/p001367.html	
企業立地に係る固定資産税の課税の特例	地域の強み(産業集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等)を活かした先進的な事業について、特定地域以外の地域で工場等の新・増設を行い、一定の要件を満たす企業に対して、新たに課す固定資産税を課税初年度から起算して3年間免除します	■対象要件 承認地域経済牽引事業のうち主務大臣の確認を受けたもの ■取得価額要件 農林漁業及びその関連業種 5,000万円 それ以外の業種 1億円	
就職困難者等雇用補助金	障害者雇用補助 市内に住所を有する障害者を雇用した場合、市内企業に助成します。 ■助成額 雇用1人につき50,000円	障害者雇用補助 ■対象要件 ・市内で操業している企業。 ・市税等を滞納していないこと。 ・障害者を6月以上常用雇用として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金第1期の支給が決定した事業主であること。 ・当該者が市内で勤務していること。 【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life13/jigyosha/p003680.html	
求人・求職者マッチング促進事業補助金 (インターンシップ応援補助金)	インターンシップ(就業体験)の機会を創出する市内企業や県外からのインターンシップ参加者の交通費の一部を補助します。 1.インターンシップ受け入れ企業への助成(受入補助金) ■助成額 1.企業につき1日1万円、上限年間3万円。 2.インターンシップ参加者への助成(参加補助金) ■助成額 インターンシップに要した交通費の片道に相当する額。上限2万円。 参加者の県外居住地の最寄りのJR駅からJR芦原温泉駅までの乗車券及び自由席特急券相当の額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)。	1.インターンシップ受け入れ企業への助成 ■対象 高校生以上のインターンシップを受け入れた市内企業 2.インターンシップ参加者への助成 ■対象 市内企業のインターンシップに参加する県外からの参加者 【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life13/syukatu/p006588.html	【問合せ・申込先】 あわら市 経済産業部商工労働課 (電話) 0776-73-8030

あわら市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
スモール・ビジネス支援事業補助金 (創業支援補助金)	市内で創業する人に対して、創業に要する経費の一部を助成します。 ■助成額 【空き家や空き店舗を利用する場合】補助対象経費の1/2以内(上限150万円) 【その他】補助対象経費の1/2以内(上限100万円)	■対象経費 人件費、外装工事・内装工事費、備品購入費、リース費、広告宣伝費、法人設立に係る経費等 ■募集時期 ※審査会有り 【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0401/p006589.html	【問合せ・申込先】 あわら市商工会 (電話) 0776-73-0248 (HP) http://www.shoko-awaracity.or.jp/ 【問合せ】 あわら市 経済産業部商工労働課 (電話) 0776-73-8030 あわら市商工会を經由して市へ申込みいただきます。 創業や空き店舗での出店を考えている人は、まずは、あわら市商工会へご相談ください。
商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金	北陸新幹線芦原温泉駅開業に向け、JR芦原温泉駅前や芦原温泉街の商業エリアの活性化を図るため、店舗兼住宅の空き店舗や空き家等を、店舗として活用しやすくするための改修費の一部を補助します。 ■補助対象経費 店舗改修費、備品費 ■助成額 補助率 2分の1 補助限度額 500万円	■補助対象となる建築物 次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 商業エリアに存する空き家等であること。 (2) 建築物に係る工事等に、現に着手している建築物でないこと。 (3) 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと。 (4) この補助金のほかに、国又は地方公共団体から補助金の対象工事と同一の部位に対して同種類の補助を受けていない建築物であること。 ■補助対象事業 補助対象建築物の店舗改修を行う事業とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 開業する店舗が、飲食品小売業等、飲食業、宿泊業又は市の良好な商業環境の形成に資すると市長が認める事業を営もうとするものであること。 (2) 新たに営む事業に許認可等が必要である場合は、必要な許認可等を取得している、又は開業までに取得できる見込みがあること。 (3) 新たに営む事業が3年以上継続して営業し、概ね月20日以上かつ1日5時間以上の営業をすることが見込まれること。 (4) 新たに営む事業について専門家又はあわら市商工会の指導助言を受けること。 (5) 開業する店舗が、あわら市商工会に加入し地域活性化のため積極的にまちづくり活動に参加するものであること。 ■補助対象者 次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 補助対象建築物において、開業しようとする者(以下、「開業予定者」という。) (2) 補助対象建築物の所有者で、当該建築物を借り受ける開業予定者が決定しているもの。ただし、開業予定者が、所有者と同じ世帯に属する者若しくは生計を一にする者若しくは所有者の3親等以内の親族又はこれと同等と認められる者である場合を除く。 (3) 補助対象建築物の所有者から当該建築物を借り受け、賃貸しようとする者で、当該建築物を借り受ける開業予定者が決定しているもの。ただし、開業予定者が、所有者と同じ世帯に属する者若しくは生計を一にする者若しくは所有者の3親等以内の親族又はこれと同等と認められる者である場合を除く。	【問合せ】 あわら市 経済産業部商工労働課 (電話) 0776-73-8030 (HP) http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0401/p010615.html
食品加工施設等整備支援事業補助金	北陸新幹線芦原温泉駅開業に向け、地域の食材等を活かした新商品開発を行い、あわら市の特産品としてブランド化を進める人に、その費用の一部を補助します。	【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0401/p011136.html	【問合せ・申込先】 あわら市 経済産業部商工労働課 (電話) 0776-73-8030

勝山市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
中小企業振興対策資金等利子補給金	市が行う融資制度全般および小規模事業者経営改善資金(マル経融資)のいずれかの融資を受けた事業者に対し、その利子補給金を交付します。 ■助成額 融資利率の1/2相当額(各年度10万円を限度とする) 補給期間は当初の3年以内 補給金は毎年3月に申請受付	市内の中小企業者 ■1企業1件の融資を対象 ■市税を完納していること ■契約に基づき元金および金利の返済を行っていること ■利率の変動によらず0.1%相当額以上は、必ず自己負担すること	【お問合せ】 勝山市 商工観光・ふるさと創生課 (電話 0779-88-8105)
中小企業人材育成助成金	人材育成を図る中小企業者に各種人材育成講座受講料及びテキスト代の一部を助成交付することにより、市内中小企業者の体質強化を図ります。 ■助成額 受講料及びテキスト代の1/2(5万円限度)※1事業所あたり年10万円まで	■対象者 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に事業所(本社・支社・営業所等)を構えている者 ※資本金額1億円以上の中小企業者及び国及び県等の助成制度利用者は除く ■対象講座 1. 次の機関が実施する人材育成講座であること (1) (公財)ふくい産業支援センター (2) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (3) その他市長が適当と認める機関 2. スキルアップに必要な職業訓練となる講座であること ※ただし、新入社員研修及び資格取得講座は除く。 3. 講座の対象者が、中小企業者の役員若しくは従業員であること	
まちなか賑わい創出事業補助金	市内の商業団体自らが、集客促進の意欲を持って行う観光誘客、市民の消費拡大を目的とした店舗の売上向上、又は集客促進の事業を支援することによりまちなかの賑わいを創出し、地域経済の活性化を図ります。 ■補助金額 活性化事業 補助率 1/2 限度額 50万円 ■交付回数 1団体につき年1回に限る。翌年も継続する事業については最大3年間を限度(1団体につき1回のみ)	■対象者 商店街振興組合、または次の要件を全て備えた市長が認める商業団体 (1) 市内の5店舗以上が会員となっている団体であること (2) 構成員の4分の3以上が市内に住所を有していること (3) 申請時に提出された事業計画の期間において継続的に活動していること ■対象事業 活性化事業 商業団体等が新規に行うイベント又は集客チラシ、商店街マップ、包装紙の作成等の事業であって、各店舗の売上向上及び集客促進つなげると市長が認める10万円以上の活性化事業	
商業施設等出店促進事業補助金	市内の空地や空き家を活用して出店しようとする新規の事業主、又は新分野に進出しようとする事業主に対し、店舗の新築、増築、改修又は模様替えの工事費及び店舗開設後の土地、建物の賃借料に対し補助金を交付します。 ■補助金額 1. 店舗改修等工事費 補助率 店舗改修等工事費の1/2以内 限度額 100万円(勝山市以外に住所を有する者 50万円) 勝山市立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域、又は観光の産業化に資する商業施設の 出店については補助限度額の加算を行う (景観形成地区は、景観創出事業の対象経費を除いた工事費が対象) 2. 賃貸料 補助率 1/2以内 限度額 月額5万円 補助対象期間 店舗開設の日が属する月の翌月から36カ月間 ※1、2とも開業から3年以内に廃業した場合は全額または一部返還	■対象者 市内の空地又は空家を活用して、サービスの提供等を行う商業施設を新規に出店し営もうとする者、又は新分野に進出し出店しようとする者 ※事前に商工会議所の創業塾等を受講し勝山商工会議所の推薦を得ることが必要。 ※事業計画の策定が必要 ■対象事業 店舗開設に係る費用 1. 店舗改修等工事費 店舗部分の新築、増築、改修又は模様替えの工事費 ※勝山市歴史的まちなみ景観創出事業の補助対象となる外観整備を実施する場合は景観創出事業を併用するものとする。 2. 賃貸料 店舗部分の土地・建物の賃借料(年間支払額)	

勝山市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
おもてなし商品開発等支援事業	<p>新たなお土産物の開発または既存の特産品の付加価値を高め商品化することにより、地域の商工業の発展、観光の産業化、更には雇用の創出を図ります。</p> <p>■補助金額 1. 商品開発・販路開拓支援事業 補助率 補助対象経費の2/3以内 限度額 50万円</p> <p>2. 外部専門家等への経費 補助率 外部専門家等(中小企業診断士、デザイナー等)派遣にかかる経費の10/10以内 限度額 10万円</p>	<p>■対象者 市内の地場産品・特産物及び恐竜や平泉寺などの勝山の地域資源を活用し、商品の開発または既存の商品の付加価値を高めようと思意をもって取り組む者</p> <p>■対象事業 1. 商品開発・販路開拓支援事業 おもてなし商品の開発、販売事業及び情報発信事業</p> <p>2. 外部専門家派遣事業 商品開発・販路開拓支援事業を進めるにあたり、外部専門家等の指導を受ける事業</p>	<p>【お問合せ】 勝山市 商工観光・ふるさと創生課 (電話 0779-88-8105)</p>
勝山市企業振興助成金制度	<p>勝山市内で、要件を満たす工場を建設する場合、助成金を交付します。</p> <p>■補助率 (1) 土地、家屋(空き工場含む)の取得については、対象経費の20%以内 (2) 土地の造成費、償却資産の取得費及び空き工場等の改修費については対象経費の10%以内</p> <p>■補助限度額 1回あたり1億円(総限度額10億円)</p> <p>■加算措置 雇用促進助成金:工場建設等により、市内在住者を雇用し、純増した場合 50万円/人</p>	<p>■交付要件 投下固定資産3,000万円以上(雇用要件なし)</p> <p>■助成金対象経費 工場等の建設等または空き工場等の取得に伴う投下固定資産の合計額 (1) 土地の取得費 (2) 事業所等家屋の建設費または取得費 (3) 土地の造成費 (4) 償却資産の取得費及び設置費 (5) 空き工場等の取得(賃借費は対象外)及び家屋の改修に要した経費</p> <p>■対象事業者 ○市内既存企業 ○新創業企業 ○誘致企業</p> <p>■対象業種 「製造業」、「情報サービス業」、「学術・開発研究機関」、「旅館・ホテル」など。 ただし、別途要件がありますので、詳細はお問い合わせください。</p>	<p>【お問合せ】 勝山市 商工観光・ふるさと創生課 (電話 0779-88-8105)</p>
おもてなし宿泊施設活性化促進事業	<p>宿泊施設を改修しようとする事業主に対し、改修にかかる費用の一部を補助することにより宿泊施設を活性化させ、市内宿泊者数の増加を目指す。</p> <p>●施設改修等工事費補助 補助対象経費の2/3以内 限度額300万円 ※過去5年間に同様の改修補助を受けている事業者は除く</p>	<p>■補助対象者 市内の小規模宿泊事業者 ※おもてなし事業計画を策定し、施設改修のほかソフト事業についても実施していくことが必要</p>	
勝山市インキュベート施設事業	<p>これから市内で開業しようとする方に、活動の場として勝山市市民交流センター内にあるインキュベート施設を低料金で提供します。</p>	<p>■対象者 これから市内で情報関連産業や専門・技術サービス業等を創業する、若しくは創業後3年以内の中小企業者又は個人主 ※事業活動の本拠を当該施設に置くこと ※空室がある場合のみ募集しています。</p> <p>■所在地 勝山市片瀬町1丁目402 勝山市市民交流センター3階</p>	<p>【お問合せ】 勝山市 商工観光・ふるさと創生課 (電話 0779-88-8105)</p>

越前町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
創業支援対策事業利子補給事業	町内に新たに開業した者または現事業に加えて新たな分野の事業を行うため融資を受けたとき、それにより発生した利子の一部を補給する。 ■利子補給金・・・支払利子額の1/2 ■補給対象額 新規事業：利子補給対象限度額3,000万円 年利4%以内 新部門：利子補給対象限度額1,000万円 年利3%以内 ■利子補給期間 新規事業：3年 新部門：2年	《対象者》 次のいずれにも該当する方 ■資本金若しくは出資金3,000万円以下または従業員が100人以下の会社及び個人 ■越前町内の商工会員で、国、県および公庫等の制度資金または金融機関の融資を受けている者で、商工会の審査を得たもの ■町内に本社または本店を有する者 ■申請時において納期到来した町税等を完納している者 《補給対象融資》 ■店舗または工場を新設し、新たに事業を始めようとするための運転資金・設備資金 ■既に事業を行っている者が、新規部門の導入を行い、店舗または工場の増築または改築のための運転資金・設備資金 ■その他町長が適用と認める施設及び運転資金・設備資金	【お問合せ】 越前町役場 商工観光課 (電話 0778-34-8720)
商工業育成資金利子補給事業	町内の事業主が経営の安定又は改善および近代化のために受けた融資の利子に対し、その一部を補給する。 ■補給金・・・借入金額の0.3%以内 (一事業者の利子補給対象借入限度額 1,000万円)	《対象者》 次のいずれにも該当する方 ■越前町内で同一事業を1年以上経営している者 ■越前町内の商工会員、越前焼工業協同組合員及び準組合員である者 ■申請時において納期到来した町税を完納している者 ■越前町の健全な発展に貢献していると認められた者 《対象制度資金》 ■福井県制度資金 ■日本政策金融公庫貸付 ■福井県商工貯蓄共済制度資金 《対象となる期間》 毎年1月1日から12月31日までの期間に融資実行されたもの	
中小企業退職金共済制度加入促進補助金	町内に事業所を有する中小企業の育成とその雇用する従業員の福祉の増進を図るため、事業主が新たに加入した退職共済の掛金の一部を補助する。 ■補助額 退職共済掛金の12か月分の額の20%を補助する。補助が受けられるのは、新たに加入した月から1年間分のみ。	《対象者》 町内に事業所を有し、町税を完納している中小企業の方で、雇用する従業員を新たに加入させ、その掛金の支払実績が加入した月分から12ヶ月間あること	
起業・創業促進支援事業奨励金	産業の活性化を図るため町内で新たに起業・創業した起業家に対し、奨励金を交付する。 ■補助額 1件につき20万円。	《対象者》 下記の各号いずれかに該当する起業家。 ■町内に営業所を有し、申請時、越前町商工会員であり、起業の日から1年以上経営継続の見込みのある個人であって、税金の滞納がない起業家。 ■町内に営業所を有し、申請時、越前町商工会員であり、起業の日から1年以上経営継続の見込みのある法人であって、税金の滞納がない起業家。 ただし、下記にあたる起業家は対象としない。 ■風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する起業家。 ■法人においては、社名又は代表者変更となる起業家。 ■親に代わって、子及び親族が経営者となる起業家。 ■仮設テント、仮設店舗で事業を行う起業家。 ■その他町長が適切でない判断する事業を行う起業家。	
空き店舗活用事業補助金	町内の空き店舗の解消及び商業の活性化を推進するため、空き店舗を改装し、店舗として活用する新規出店者に対し、改修費、店舗運営費、販売促進費などを助成する。 ■補助額 ・店舗の改装及び設備・機器などの設置に係る経費 経費の2/3以内の額(上限50万円) ・店舗の運営に係る経費(家賃・賃借料・リース料・光熱水費・通信運搬費) (1年目)経費の2/3以内の額(上限月額5万円) (2年目)経費の1/2以内の額(上限月額3万円) ・販売促進に係る経費(宣伝広告費・イベント事業費・営業活動費) (1年目)経費の2/3以内の額(上限年間10万円) (2年目)経費の1/2以内の額(上限年間6万円)	《対象者》 ■商工会及び関係団体等が運営する店舗又は、新規出店者が行う補助対象業種に該当し、3年以上継続して営業を行うこと。 ■越前町商工会の会員であること。 ■町内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としていないこと。 ■店舗所有者と同一世帯もしくは生計を同じにしていない方または、2親等以内の親族でないこと。 ただし、下記にあたる場合は対象としない。 ■風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行おうとするもの ■フランチャイズ等のチェーン方式による営業を行おうとするもの ■税金を滞納しているもの ■その他町長が不適当と認める種類の営業を行っているもの	

永平寺町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
販路開拓支援事業補助金	<p>■補助金額 対象経費の3分の2以内、5万円限度</p> <p>■対象経費</p> <p>①会場借上費 ②展示装飾費 ③製品、資材等の梱包または運搬に要する経費 ④広報物製作費 ⑤ダイレクトメール等の作成または郵送に係る通信費 ⑥市場調査に係る委託料 ⑦海外での商談会等に係る通訳報酬費 ⑧外国語資料作製費および外国語翻訳に要する経費 外</p>	<p>・町内で製造、加工、開発された製品およびサービス等を、県外および海外において展示会、見本市などの催事に出展するための費用について補助を行う。</p> <p>補助金の申請を検討する場合は事前にご連絡ください。</p>	<p>【お問合せ】 永平寺町商工観光課 (電話 0776-61-3921)</p>
チャレンジ企業支援事業補助金	<p>■補助金額 対象経費の2分の1以内(創業して3年未満の場合は3分の2) 100万円を限度</p> <p>■対象経費</p> <p>①原材料費 ②講師の招聘に要する経費 ③職員研修費 ④委託料 ⑤設備購入、リース料 外</p>	<p>・地域資源を活かした新たな名産品、土産品、農工商連携品等の開発、または新たな技術やアイデアによる新製品の開発を行う事業者に対して補助を行う。</p> <p>・チャレンジ企業支援事業審査委員会において、認定された事業であること。</p> <p>補助金の申請を検討する場合は事前にご連絡ください。</p>	
企業立地促進助成金制度	<p>永平寺町内で事業施設を建設する場合、要件を満たせば奨励措置を講ずることができる。</p> <p>①用地取得助成金 取得費の20%以内で5,000万円を限度</p> <p>②施設設置助成金 操業開始後3年間に賦課された対象家屋及び構築物等への固定資産税相当額</p> <p>③機械設備等設置助成金 操業開始後3年間に賦課された機械設備等対象償却資産への固定資産税相当額</p> <p>④雇促進助成金 操業開始後2年以内の新規雇用者(町内在住)一人あたり30万円</p> <p>⑤環境施設整備助成金 上下水道施設整備に係る経費の30%以内で、5,000万円を限度(給排水設備等除く)</p>	<p>【業種】 製造業、物流業、情報サービス業、試験研究所、成長産業</p> <p>【①～⑤共通要件】</p> <p>・用地取得又は借地面積3,000㎡以上 ・用地取得後3年以内に操業開始・公害防止措置 ・操業開始時の町内居住新規雇用者3人以上</p> <p>【個別要件】</p> <p>①公害防止措置、10年間転売禁止、1回限り ②③投下固定資産額が50,000千円以上、町税完納 ④雇用期間6ヶ月以上 ⑤重点促進区域で事業実施、投下固定資産額が50,000千円以上、町税完納</p> <p>詳細な交付要件については、お問合わせ下さい。</p>	<p>【お問合せ】 永平寺町総合政策課 (電話 0776-61-3943)</p>

若狭町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件						問合せ・申込先
原子力発電地域施設等周辺地域企業立地支援給付金	<p>電力料金に対する給付金。募集は年2回(4月頃と10月頃に半期づつ募集)。 電気料金の約半額を補助。(＊初回の申込の場合、町の推薦が必要)</p>	<p>・電力契約の新設または増設が完了していること。 ・雇用者数(常用雇用者)が、3名以上増加している事。</p>						<p>【お問合せ】 若狭町政策推進課 (電話0770-45-9112)</p>
企業振興条例	<p>投下固定資産×25% 但し限度額は下記のとおり</p> <p>○製造業および運輸業 3千万円 (総交付限度額3千万円)</p> <p>○情報サービス業 3千万円 (総交付限度額3千万円)</p> <p>○試験研究所 3千万円 (総交付限度額3千万円)</p>	【場所】	【業種】	【区分】	【投下固定資産】	【新規雇用者数】	【対象経費】	
		工業地域、工場適地、農村工業導入地域、企業立地計画の集積区域その他町長が特に必要と認める地域	製造業および運輸業	-	3千万円以上 (移転の場合は純増加分) 敷地面積1,500㎡または建築床面積500㎡以上	新設: 5人以上 増設・移転: 3人以上	①土地の取得費 ②事業所建設費 ③償却資産取得費	
		情報サービス業	-	2千万円以上 (移転の場合は純増加分)				
		試験研究所	-	3千万円以上 (移転の場合は純増加分)				

おおい町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業振興対策事業 企業立地助成金	≪補助率≫ 25%以内 ≪交付限度額≫ 新設1:3億円 新設2:1億円 新設3・増設・移設:3千万円	《対象者》 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、先端的農商工連携施設、卸売・小売業、サービス業等を営む者。 (卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。) 《対象規模》 ■新設1:投下固定資産総額3億円以上、新規雇用者 指定事業者となった日から事業開始後6か月以内に15人以上 ■新設2:投下固定資産総額1億2千万円以上、新規雇用者 指定事業者となった日から事業開始後6か月以内に10人以上 ■新設3:投下固定資産総額3千万円以上、新規雇用者 指定事業者となった日から事業開始後6か月以内に5人以上 以上かつ、敷地面積1,000㎡以上または建築面積300㎡以上 ■増設: 投下固定資産総額1千万円以上、新規雇用者 指定事業者となった日から事業開始後6か月以内に3人以上 ■移設: 投下固定資産総額1千万円以上 1. 要件:土地については事業開始の日以前3年以内に取得していること 2. 対象:用地・建物の取得費、用地造成費、建物建設費、機械設備等設置費、緑化費	【お問合せ】 おおい町役場しごと創生室 (電話 0770-77-9030)
企業振興対策事業 借地助成金	≪補助率≫ 1/2(5年間) ≪交付限度額≫ 2千万円	《対象者》 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む者。(卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。) 《対象規模》 ■新設・増設・移設:企業立地助成金の交付要件に該当する企業で、敷地面積3,000㎡以上または建築面積1,000㎡以上 1.対象:工場等を建設するための用地の賃借料	
企業振興対策事業 雇用奨励助成金	≪補助率等≫ 50万円/1人 ≪交付限度額≫ 3千万円	《対象者》 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む者。(卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。) 《対象規模》 ■新設・増設・移設:企業立地助成金の交付要件に該当する企業 1.対象:おおい町に住民登録をしている新規雇用者	
企業振興対策事業 建設資金等利子補給金	≪補助率≫ 1/2(5年間) ≪交付限度額≫ 3千万円	《対象者》 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む者。(卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。) 《対象規模》 ■新設・増設・移設:企業立地助成金の交付要件に該当する企業 1.対象:企業立地助成金の助成対象経費に充てるための借入金利子	
起業促進支援事業補助金	≪補助率≫ 2/3 ≪補助上限額≫ 500万円	《対象者》 町内において新たに起業を行う者。 1.対象:建物等取得費、修繕費、解体費、広告宣伝費、委託費、その他の経費(税の性質を有するものを除く)	

高浜町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
起業促進支援事業補助金	《補助内容》 新たに起業・創業や第二創業を行う町内の方に対して、要する経費の一部を補助します。 《補助率》 対象経費の2/3 《限度額》 100万円	《対象者》 1.町内で起業・創業を行う中小企業者及び個人事業者の方 2.既に事業を営んでいる中小企業・個人事業者において、後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに事業転換や新事業・新分野に進出する第二創業を行う方 ※業種の制限なし(小売店・一般飲食店含む) 《対象経費》 人件費、申請書類作成等経費、店舗賃貸料、設備費、調査費、広報費、謝金、旅費 等	【お問合せ】 高浜町産業振興課 (電話0770-72-7705)
販路開拓支援事業補助金	≪補助率≫ 対象経費の2/3 ≪限度額≫ 10万円	《対象者》 町内の中小企業者及び個人事業主 《補助対象事業》 自社製品等の販路開拓のために、展示会等の催事場に出展し、対面販売・商談等を行う事業 《対象経費》 出展費、輸送費、広報物製作費、旅費、宿泊費 等	

美浜町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業立地助成金	美浜町内における産業の振興を促進するため、本町に工場等を立地する事業者に対して、投下固定資産額の1/4(25%)を助成する。	<p>■助成額 ・投下固定資産総額と新規雇用者数により補助要件を区分 補助要件を充足した場合、投下固定資産総額の25%を補助</p> <p>■対象経費 ・用地取得費、造成費、工場建設及び機械設備等の償却資産の取得費</p> <p>■対象業種 ・製造業、物流関連産業、情報サービス業、試験研究所、周年園芸施設、旅館業</p> <p>■補助率 1/4(25%)</p> <p>■補助要件 ・投下固定資産要件 2,000万円以上(全対象業種共通)</p> <p>・面積要件 敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上(製造業、物流関連産業のみ)</p> <p>・新規雇用者要件 ① 2,000万円以上1億円未満の場合3人以上 ② 1億円以上2億円未満の場合5人以上 ③ 2億円以上4億円未満の場合10人以上 ④ 4億円以上の場合 20人以上 ※ただし、新規雇用者の2分の1以上が美浜町内に住所を有すること</p> <p>■交付限度額 ・2億円 ※ただし、町が分譲中の産業団地に新設した場合のみ(分譲地以外は1億円)</p>	<p>【お問合せ】 美浜町産業振興課 電話 0770-32-6706</p> <p>美浜町土木建築課 電話 0770-32-6707</p>
雇用促進奨励金	美浜町内における産業の振興を促進するため、本町に工場等を立地する事業者に対して、雇用奨励金を助成する。	<p>■助成額 ・補助要件を充足した場合、新規雇用者1名あたり100万円を補助</p> <p>■対象経費 ①企業立地助成金の交付要件を満たしていること ②交付対象の新規雇用者は、町内に住所を有し、かつ、当該採用された日から12月以上継続して雇用していること ③雇用保険に加入していること ④交付期間は、操業開始後2年以内とする。</p> <p>■交付限度額 ・1企業あたり3,000万円</p>	
社宅整備助成金	本町に工場等を立地する事業者に対して、社宅の建設又は取得費の1/4(25%)を助成する。	<p>■助成額 ・補助要件を充足した場合、投下固定資産総額の25%を補助</p> <p>■対象経費 ・用地取得費、社宅建設又は取得費、構築物、機械、装置等の償却資産の取得経費</p> <p>■補助要件 ・投下固定資産要件 2,000万円以上</p> <p>・交付要件 ①企業立地助成金の指定を受けていること ②従業員の居住を目的とした社宅の建設又は取得したものであること ③交付期間は、操業開始後10年以内とする。</p> <p>■補助率 1/4(25%)</p> <p>■交付限度額 ・1企業あたり1億円</p>	

南越前町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業設備近代化資金利子補給事業	製造、建設、小売またはサービスを業とする者が設備の近代化に要する資金の融資を受けた場合に、当該支払利子の80%以内を補給する。 ■利子補給対象融資額 (1)店舗又は工場の新築及び増改築:1,000万円～5,000万円 (2)機械器具(建設機械を含む)の購入及び入替:500万円～3,000万円 ■利子補給期間 貸付の日から5年間	■対象者 ・商工会を経由し、政府系金融機関及び県の融資制度並びに福井県商工共済協同組合から融資を受けた者 ・町内に1年以上居住し、町税を完納している者	【お問合せ】 南越前町観光まちづくり課 (電話0778-47-8002)
小売商業設備近代化資金利子補給事業	小規模事業者(従業員5人以下の小売またはサービス業)が設備の近代化に要する資金の融資を受けた場合に、支払利子の80%以内を補給する。 ■利子補給対象融資額 (1)店舗の新築及び増改築:100万円～500万円 (2)機械器具の購入及び入替:100万円～500万円 ■利子補給期間 貸付の日から5年間	■対象者 ・商工会を経由し、政府系金融機関及び県の融資制度並びに福井県商工共済協同組合から融資を受けた者 ・町内に1年以上居住し、町税を完納している者	
中小企業経営安定資金利子補給事業	中小企業経営安定資金の融資を受けた者に対し、設備資金については支払利子の80%以内、運転資金については支払利子の50%以内を補給する。 ■利子補給期間 〈一般分〉 貸付の日から5年以内 〈新型コロナウイルス対策分〉 貸付けの日から4年以内	■対象者 中小企業経営安定資金の融資を受けた者で、返済が確実な者	
熱意ある創業者支援事業補助金	■対象経費 ・店舗の新築、改築または増築のうち、内装工事、外装工事、給排水工事、サイン工事、電気工事に要する経費 ・店舗運営に必要な不可欠な備品の購入 ■補助率・補助限度額 (1)女性または40歳未満:補助率 2/3以内、限度額150万円 (2)(1)以外:補助率 2/3以内、限度額100万円	■対象者 下記の要件全てに該当する者 ・町内に事業所等を設置し、又は設置しようとする者で創業1年未満の者 ・町税等の滞納がない者で、申請日において20歳以上の者 ・商工会に加入している者 ・開業後、原則として週5日以上営業を行い、かつ5年以上継続して事業を営む意思がある者 ・原則、商工会の主催する起業指導等を受けている者	
空き工場等活用助成金	■対象経費 町内の空き工場等の取得または賃借に要する経費 ■補助率・補助限度額 取得 :土地、家屋及び償却資産の売買契約額の30%、限度額5,000万円以内 賃貸 :賃借料の1/2以内(60月を限度)、限度額20万円/月	■対象者 ・対象業種 製造業、運輸業、卸売業、小売業、植物工場型農業、その他住民福祉向上又は商工業振興上必要と認める事業 ・延床面積 200㎡以上 ・新規雇用者5人以上かつ町内居住者1/2以上 ・操業開始後10年以上継続 ・取得又は賃借後1年以内の操業	
新商品開発支援事業補助金	■対象経費 ・新商品の試作品製作に要する経費 ・新商品開発にかかる調査・検討に要する経費 ■補助率・補助限度額 ・補助対象経費を合算した額の1/2以内とし、1商品につき限度額250,000円	■対象者 下記の要件を満たす、福井県内に事業所等を有する企業者、法人事業者及び個人事業者 ・納期到来分の市町村税等の滞納がない者 ・当該補助事業終了後、原則として6か月以内に、当該補助事業により製作された試作品を商品として販売する意思がある者	

池田町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
池田町企業支援事業補助金(創業支援型)	<p>■地域資源を活用した観光関連産業に該当する企業を応援します。 町内に本店を設立する法人が、町内の地域課題解決に寄与する事業を創業するとき、店舗等の新築や改造に要する経費等の一部を補助します。</p> <p>■補助額 補助金の額の合計は350万円以上700万円以内とし、補助率は70パーセント以内とします。</p> <p>■補助対象経費 設計費、建築費、改築費等</p>	<p>■対象事業 地域資源を活用した観光関連産業と認められた事業 ※ただし、ネットショップ、ネットストアーのみの事業は除きます。</p> <p>■対象者 以下の1～4すべてに該当する事業者の方が対象となります。 1.創業に伴う店舗等の新築(中古購入を含む。)または改造を使用すること 2.今後5年以上経営を継続する見込みがあること 3.町内に本店を持つ法人、又は町内に本店を持つ法人の設立を予定していること 4.常時従業員が10人以下の小規模事業者であること 5.住民税等の滞納がないこと</p>	<p>【お問合せ】 池田町役場 農村政策課 TEL:0778-44-8210</p> <p>(HP) http://www.town.ikedafukui.jp</p>
池田町企業支援事業補助金(経営高度化支援型)	<p>■地域資源を活用した観光関連産業に該当する企業を応援します。 町内に本店を持つ法人が、町内の地域課題解決に寄与する経営高度化計画を実行する際に、店舗等の新築や改築に要する経費等の一部を補助します。</p> <p>■補助額 補助金の額の合計は350万円以上700万円以内とし、補助率は70パーセント以内とします。</p> <p>■補助対象経費 設計費、建築費、改築費等</p>	<p>■対象事業 地域資源を活用した観光関連産業と認められた事業 本補助金を活用することによって、経営高度化(既存事業の質的又は量的な向上をいう。)を実現するとともに、売上の増加や雇用拡大が見込まれる事業 ※ネットショップ、ネットストアーのみの事業は除く。</p> <p>■対象者 以下の1～5すべてに該当する事業者の方が対象となります。 1.経営高度化に伴う店舗等の新築(中古購入を含む。)又は改造を行うこと 2.今後5年以上経営を継続する見込みがあること 3.町内に本店を持つ法人、又は町内に住民票を有する個人事業主で町内に本店を持つ法人の設立を予定していること 4.常時従業員が10人以下の小規模事業者であること 5.住民税等の滞納がないこと</p>	
地域資源活用商品開発支援事業	<p>■地域資源を活用した商品開発を応援します。 池田町内の事業者が、池田町の農林水産物などの地域資源を活用して商品開発を行ったとき、対象経費の7割を補助します。</p> <p>■補助額 対象経費の70%以内で、35万円を限度とします。</p> <p>■補助対象経費 資機材購入費、専門家の報酬費(旅費)、原材料料費等</p>	<p>■補助対象事業 ①新商品開発事業 (新商品、新サービスの開発から販路開拓までの事業化に向けた一連の取組み) ②ブランド化推進事業 (既存商品の付加価値を高める調査・研究・デザイン向上・販路拡大に向けた一連の取組み) ③ビジネスモデル構築事業 (地域資源を活用したコミュニティビジネスモデル等の創出に向けた調査・研究の取組み)</p> <p>■対象者 池田町に住居または活動拠点を置く個人、団体等町税等の滞納がないこと</p>	
ウエルカム・ニューフェイス事業	<p>■池田町後継者育成支援事業 町内事業者が後継者を育成・確保することにより、技術の継承やあたらな事業展開に挑戦することができるよう、新規に事業後継者を雇用した場合に、その雇用経費の一部を最大2年間助成します。</p> <p>■助成金額 1事業者あたり後継者1人に限り、24カ月間で160万円を上限(前払制度有)とします。 ただし、後継者が雇用主の親族の場合は、12カ月間で80万円を上限とします。</p> <p>■助成対象経費 事業継続のために新規に事業後継者を雇用した場合の人件費(給与手当、社会保険料等) ただし、後継者となれる人は以下の通りです。 ①交付申請後に新規に雇用された40歳未満(雇用時)の方 ②3年以上の雇用計画により採用された月給制の社員 ③社会保険、雇用保険等に加入していること</p>	<p>■対象者 次の1～5全てに該当する方 ①町内で事業活動を営んでいること ②町内に住所のある個人または本社がある法人であること ③青色申告をしていること ④町税等の滞納がないこと ⑤小規模事業者であること ※ただし、事業の主たる売り上げのうち、公共事業によるものの割合が過去3年間において5割以上を占める年がある事業者は交付対象者とはなりません。</p> <p>■助成金の返還について 助成金の交付を受けてから12カ月以上継続して雇用されない場合は、助成金の半額を交換しなればならないものとしています。</p>	<p>【お問合せ】 池田町役場 産業振興課 TEL:0778-44-8005</p> <p>(HP) http://www.town.ikedafukui.jp</p>
営業促進バックアップ事業	<p>■小規模事業者の営業活動を応援します。 池田町内の小規模事業者が新たな販路獲得のため、町外で催される物販会、商談会、展示会に参加するときの費用の一部を補助します。</p> <p>■補助額 対象経費の80%以内で、1回の限度額を10万円、年度の限度額30万円です。 限度額に達するまで何回でも利用できます。</p> <p>■補助対象経費 会場借料、参加負担金、旅費等</p>	<p>■補助対象事業 (1)町外で開催される物販・商談・展示会などに参加する事業 (2)町外で独自に商談会・展示会などを開催する事業</p> <p>■対象者 1～4全てに該当する事業主の方 ①町内で事業活動を営んでいること ②町内に住所のある個人または本社がある法人 ③町税等の滞納がないこと ④国・県等の同種の制度を活用していないこと</p>	
小規模事業者経営改善資金(マル経資金) 利子補給事業	<p>■経営の安定化を支援します。 マル経資金により資金を借り受けた町内の事業者に対して、実質借入が0.1パーセントとなるよう利子補給金を交付し、経営の安定化を支援します。</p> <p>■利子補給額 貸付利率のうち最初の3年間について、支払利子額から他の制度による利子補給額を減じた額に、事業者負担額0.1パーセントを減じた額。</p>	<p>■対象者 次の1～4全てに該当する方 1.町内で事業活動を営んでいること 2.町内に住所のある個人、又は本社が法人であること(常時従業員が10名以下の小規模事業者) 3.町税の滞納がないこと 4.池田町商工会の推薦により小規模事業者経営改善資金(マル経資金)の貸付を受けた小規模事業者ただし、事業の主たる売り上げの内、公共事業によるもの及びそれらに準じるものの割合が、過去3年間において5割以上を占める年がある事業者は交付対象になることができません。</p>	

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける
事業者の皆様へ

(支援制度のご案内)

福井県の支援制度

令和2年5月27日時点

● 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の設置

本県では、1月30日（木）から、産業政策課内に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。

売上の減少等、影響を受けている中小企業者向けの制度融資に関することや、また、利子補給制度等を創設している市町もありますので、各種融資制度等についてご不明な点はお相談ください。

< 補助対象者 >

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者

< 支援内容 >

- ・ 中小企業者の資金繰りなどの相談に対応します。

【問い合わせ先】

産業政策課金融グループ TEL 0776-20-0373

経営相談窓口の連絡先は産業政策課のホームページからもご確認いただけます。

（「福井県金融制度」で検索）

● 新型コロナウイルス対策・専門家派遣支援

新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受けている小規模事業者に対して、商工会・商工会議所から、経営等に関するアドバイスができる専門家を無料で派遣します。

< 補助対象者 >

- ・ 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている県内小規模事業者
（※売上減少率等の要件はありません。）

< 支援内容 >

- ・ 1事業者あたり専門家を3回まで無料で派遣。

【問い合わせ先】

お近くの商工会、商工会議所

福井県産業労働部創業・経営課 TEL 0776-20-0367

● 福井県新型コロナウイルス感染症対応資金

新型コロナウイルス感染症により売上等が減少した中小・小規模事業者の方は、民間金融機関から、3,000万円までの融資により資金繰りを支援します。

※当初3年間は、実質無利子で借入が可能です。

※ご利用にあたって、金融機関や福井県信用保証協会の審査があります。

<補助対象者>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等が前年同期比5%以上減少し、市町で認定（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証）を受けた中小・小規模事業者

<支援内容>

○借入限度額 3,000万円

○融 資 利 率 売上等▲5%以上の個人事業主 : 1.0%以下（当初3年間利子補給）
売上等▲5%以上の法人 : 1.0%以下（利子補給なし）
売上等▲15%以上の個人事業主 : 0.9%以下（当初3年間利子補給）
売上等▲15%以上の法人 : 0.9%以下（当初3年間利子補給）

○保 証 料 無料（ただし、売上等▲5%以上の法人のみ0.425%負担）

○使 途 運転資金・設備資金

○融 資 期 間 10年以内（据置5年以内を含む）

○そ の 他 下記の経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）などの借換にも利用でき、月々の返済が緩和される場合があります。

【問い合わせ先】

福井県産業政策課金融グループ TEL 0776-20-0373

制度の詳細は、産業政策課のホームページからご確認いただけます。

● 福井県経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）

福井県新型コロナウイルス感染症対応資金に加え、8,000万円までの融資により資金繰りを支援します。5月1日からは、融資期間を「10年」、据置期間を「2年」に延長します。

※一部市町では利子補給により、当初3年間（または1年間）は実質無利子で借入が可能です。

※ご利用にあたって、金融機関や福井県信用保証協会の審査があります。

<補助対象者>

- ・次のいずれにも該当する中小・小規模事業者

- ① 福井県新型コロナウイルス感染症対応資金を融資限度額まで利用し、さらに資金が必要な中小・小規模事業者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が20%以上減少し、市町長の認定を受けた中小・小規模事業者

<支援内容>

○借入限度額 8,000万円

○融 資 利 率 0.90%以下（一部市町では、利子補給があります。）

○保 証 料 本県が0.7%分を全額負担

○使 途 運転資金・設備資金

○融 資 期 間 10年以内（据置2年以内）

【問い合わせ先】

福井県産業政策課金融グループ TEL 0776-20-0373

経営相談窓口の連絡先は産業政策課のホームページからもご確認いただけます。

（「福井県金融制度」で検索）

● 小売・サービス業者による事業強化緊急支援補助金

新型コロナウイルス感染拡大により、売上減少などの影響を受けている小売・サービス業などを営む中小企業者等の取組みを支援します。

< 補助対象者 >

- ① 福井県内に主たる事業所を有する小売・サービス業等を営む中小企業者等で、直近1か月の売上が前年同月と比較して減少している等の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている者
- ② 複数の中小企業者等を含む者で構成し、構成員の過半数を①の者で構成する団体

< 支援内容 >

・ 補助対象事業

- 現在の厳しい売上の状況を乗り越えるために実施する事業
(例) 持帰り販売等のメニュー開発や予約システム構築、販売促進広告の制作 など
- 回復期を見据えた事業継続のために実施する事業
(例) キャッシュレス導入、新商品の開発 など

・ 補助率等

- 補助率：経費の3/4
- 補助上限：中小企業者等 30万円
 複数の中小企業者等で構成する団体 60万円
- 事業期間：令和2年4月23日(木)～10月30日(金)

< 受付期間 >

令和2年5月15日(金)～令和2年6月11日(木)まで

【問い合わせ先】

お近くの商工会、商工会議所

福井県産業労働部産業政策課 TEL 0776-20-0369

制度の詳細は産業政策課のホームページからご確認いただけます

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sansei/kouri-service.html>)

● 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金(国)、雇用維持緊急助成金(県)

会社や店舗などをお休みした場合でも、従業員の雇用を守る事業主の方に対して、従業員に支払った休業手当等を助成します。

< 補助対象者 >

休業中に従業員を解雇せずに、休業手当等を支払っている事業主

< 支援内容 >

助成率：中小企業

国 9/10

(休業手当支払率60%超部分については10/10)

県 1/10

(国・県合わせた上限額：9,256円/人・日)

(1事業所当たり100万円を上限)

※従業員を解雇していない場合の助成率

【問い合わせ先】

福井県労働政策課雇用対策グループ TEL 0776-20-0390

制度の詳細は労働政策課のホームページからご確認いただけます。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/index.html>)

福井労働局 TEL 0776-22-3363

● 雇用維持事業主応援金(県)

労働者の雇用維持を図った事業主に対して、事業の継続と事業者の支援のため、応援金を支給します。

<支給対象者>

国の雇用調整助成金等の対象となる事業者

<支援内容>

支給額 事業主1人 1万円×休業日数
事業主・役員(常勤)2人以上 2万円×休業日数
(1企業当たり50万円を上限)

【問い合わせ先】

福井県労働政策課雇用対策グループ TEL 0776-20-0390

制度の詳細は労働政策課のホームページからご確認いただけます。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/index.html>)



● 特別在職者訓練

会社や店舗などを休業している間、従業員のスキルアップのため、県の産業技術専門学院で教育訓練を受けさせる事業主の方を支援します。

<補助対象者>

- ・国の雇用調整助成金を活用し、従業員に教育訓練を実施する事業主

<支援内容>

- ・福井産業技術専門学院および敦賀産業技術専門学院において、教育訓練を無料で実施します。(受講料は無料。教材費や材料費は県が負担します)

※雇用調整助成金の特例措置の助成対象となる教育訓練です。

※インターネットを用いたオンライン講習も可能です。

【実施可能な内容】

機械保全、金属加工、電気工事、制御、自動車整備、CAD、接客、OAなど

※上記以外の分野でも実施できる場合がありますので、ご相談ください。

詳しくはホームページをご覧ください。(<http://www.nouryokukaihatu.ac.jp>)

【問い合わせ先】

県立福井産業技術専門学院 TEL 0776-52-2120

県立敦賀産業技術専門学院 TEL 0770-22-0143

福井県労働政策課産業人材グループ TEL 0776-20-0388



● テレワーク奨励金制度

新たにテレワーク制度を導入し従業員が利用した場合、もしくは、障がいがある、家族の介護等により通勤に制限がある方などを新規雇用し、テレワーク制度を利用した場合に、事業主の方へ奨励金を支給します。

< 補助対象者 >

- ・ 県内の事業所においてテレワーク制度に取り組んだ事業主の方

< 支援内容 >

①または②の取り組みを行った事業主に奨励金を支給（1企業1回のみ）

①利用促進コース：20万円 ※令和2年2月17日以降の取組が対象

〔取組内容〕

- ・ 新たにテレワーク制度を導入
- ・ 常時雇用する労働者が週平均1日以上テレワーク制度を利用して、1か月以上勤務

②新規雇用コース：40万円 ※非正規従業員の場合は20万円

〔取組内容〕

- ・ 通勤に制限がある方（例：障がいがある、要介護の家族がいるなど）を、常時雇用する労働者として新規雇用
- ・ 勤務を要する日の半分以上をテレワークのみで就業し、1か月以上勤務

【問い合わせ先】

福井県労働政策課労働環境グループ TEL 0776-20-0389

制度の詳細は労働政策課のホームページからご確認いただけます。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/>)



● 海外企業の信用調査

新型コロナウイルスの影響により、従来の海外取引先との取引継続が困難な場合、または、リスク軽減のために新規取引先を開拓しようとする場合、海外の新規取引先や商談相手先企業の信用調査を、県が無料で実施します。

< 支援対象者 >

- ・ 海外の企業と新たに取引を開始しようとする、あるいは商談を進めようとする県内企業

< 支援内容 >

海外の新規取引先や商談先企業の信用調査を無料で実施します。

これまでアジア中心だった調査対象地域を全世界に拡大しています。

※1企業あたりの回数（件数）に制限があります

【問い合わせ先】

県内企業の海外ビジネス相談窓口「ふくいグローバルビジネスプラザ」

TEL 0776-89-1140

● 中国越境EC新規参入支援

新型コロナウイルスの影響により、海外に渡航しての商談や営業が困難になっています。中国向け越境ECモールの特設ページ「福井館」に出店するための費用を支援しますので、日本から直接、中国の消費者に販売可能な越境ECをご活用ください。

<支援対象者>

- ・令和2年4月1日～9月30日までに、福井館に入館申込をした県内企業

<支援内容>

①商品ページ作成費半額助成

- ・全カテゴリ（ファッション除く） 1万円/SKU → 5千円/SKU（5SKUまで）
 - ・ファッション 3万円/SPU → 1.5万円/SPU（2SPUまで）
- ※「SKU」「SPU」はそれぞれ品数の単位です。

②新規口座開設費

- ・通常5万円→無料

③福井館入館料

- ・出品数1～5品目 5千円/月 → 最大6か月間無料
- ・出品数5品目超 1万円/月 → 最大6か月間無料

【問い合わせ先】

福井県国際経済課

海外展開グループ TEL 0776-20-0366

または

株式会社福井銀行

コンサルティンググループ 海外支援チーム TEL 0776-50-7519

詳細は国際経済課のホームページからご確認いただけます。

（「越境EC 福井館」で検索）

● 新規取引先開拓支援補助金

新型コロナウイルス感染症対策として、中国に替わる新たな調達先を開拓するための海外における事業活動を支援します。

<支援対象者>

- ・中小企業（製造業）

<支援内容>

補助対象：調達先企業・工場の確認や商談等のための旅費、現地宿泊費、現地での通訳料を補助

補助率：県1/2

【問い合わせ先】

福井県産業技術課 工業・繊維グループ TEL 0776-20-0370

福井県経営安定資金に対する県・各市の支援状況

	対象者	売上高等の減少要件	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率	
新型コロナウイルス対策分	セーフティネット保証第4号に該当する中小企業者	20%以上減少	8,000万	7年以内	全額県補給		0.90以下
セーフティネット保証支援分	セーフティネット保証第5号に該当する中小企業者	5%以上減少			1/3県補給	0.6	1.00以下
危機関連保証支援分	中小企業信用保険法第2条第6項に該当する中小企業者	15%以上減少				0.8	0.90以下
環境変動分	急激な為替変動、または、知事が別に定める異常気象や感染症など広域的に影響を及ぼす経営上の脅威により経営の安定に支障が生じている中小企業者	10%以上減少			0.35～1.70	1.00以下	

福井県経営安定資金利用に対する各市の支援状況

市町名	新型コロナウイルス対策分		セーフティネット保証支援分		備考
	期間	利子補給割合	期間	利子補給割合	
福井市	3年間	全額	-	-	
敦賀市	3年間	全額	3年間	全額	
小浜市	3年間	全額	1年間	全額	危機関連保証支援分は 1年間、全額
大野市	3年間	全額	1年間	1/2	大野市独自の融資制度「経営安定資金」の要件緩和を行っている
勝山市	3年間	全額	3年間	1/2	危機関連保証支援分と環境変動分は 3年間、1/2
鯖江市	3年間	全額	-	-	
あわら市	3年間	全額	-	-	あわら市独自で福井県の「福井県新型コロナウイルス感染症対応資金」にも利子補給を行っている
越前市	3年間	全額	3年間	全額	危機関連保証支援分も 3年間、全額 ※いずれも「福井県新型コロナウイルス感染症対応資金」を限度額まで借入れている場合
坂井市	3年間	全額	-	-	
越前町	3年間	全額	-	-	
永平寺町	1年間	全額	-	-	永平寺町の融資制度「中小企業資金融資制度(一般資金)」を制限緩和した
美浜町	10年間	全額	-	-	
若狭町	-	-	-	-	若狭町独自の支援策「若狭の未来を担う事業者応援金」を実施
高浜町	-	-	-	-	高浜町独自の支援策「高浜町新型コロナウイルス中小企業応援給付金」を実施
おおい町	-	-	-	-	おおい町の融資制度「中小企業振興資金融資制度」を拡充
南越前町	-	-	-	-	南越前町独自の支援策「南越前町中小企業経営安定資金融資」を実施
池田町	-	-	-	-	池田町独自の支援策「池田町商工事業応援金」を実施

※令和2年6月3日現在の情報です。詳細については各市にご確認ください。

福井市【追加制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
宿泊事業者支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により宿泊者数が大幅に減少していることから、事業収入の減少した市内宿泊事業者の事業継続を支援するため、事業全般に広く使える支援金を給付します。 ■補助上限 昨年1年間の売上からの減少分を上限に施設の収容人数に応じて1事業者につき、最大40万円	■対象者(以下のすべてに該当する施設) ①福井市内に本店又は主たる事務所を有する法人または個人事業主で、福井市内で、営業許可を受けて営業するホテル、旅館、簡易宿泊所、住宅宿泊事業法に係る住宅といった宿泊施設(地方公共団体等が所有する施設を除く)を継続して営んでいること ②令和2年1月以降、感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上減少している月があること ③いわゆるラブホテル等の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に該当する施設(これに類するものを含む)でないこと ④研修施設又は福利厚生施設であると認められる施設でないこと ⑤施設を営む者(申請者)が市税を滞納していないこと ⑥施設を営む者(申請者)が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係をもつ者でないこと ■申請期間 令和2年5月20日(水)から令和3年1月15日(金)まで	【お問合せ・申込先】 福井市おもてなし観光推進課 (電話)0776-20-5346
宿泊施設安全対策等奨励金	宿泊客が安心して施設を利用できるよう、宿泊施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組への支援として、奨励金を交付します。また、感染者の治療にあたる医療従事者を積極的に受け入れる宿泊施設に奨励金を交付し、その取組を支援することで、医療従事者やその家族の不安軽減につなげます。 ■補助対象事業 一号事業:「感染症拡大防止に向けた衛生管理等の安全対策」 二号事業:「感染症関連医療従事者の受入」 詳しくは福井市のHP(http://www.city.fukui.lg.jp/sisei/hojyo/kankou/covid-19.html) ■補助上限 一号事業:施設の収容人数に応じて1施設につき、最大50万円 二号事業:医療従事者を受け入れた1施設につき、一律10万円	■対象者(以下のすべてに該当する施設) ①申請時点において福井市内で、営業許可を受けて営業するホテル、旅館、簡易宿泊所、住宅宿泊事業法に係る住宅といった宿泊施設(地方公共団体等が所有する施設を除く) ②いわゆるラブホテル等の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に該当する施設(これに類するものを含む)でないこと ③研修施設又は福利厚生施設であると認められる施設でないこと ④施設を営む者(申請者)が市税を滞納していないこと ⑤施設を営む者(申請者)が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係をもつ者でないこと ■申請期間 令和2年5月20日(水)から令和3年1月15日(金)まで	【お問合せ・申込先】 福井市おもてなし観光推進課 (電話)0776-20-5346

あわら市【追加制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
あわら市テイクアウト応援事業補助金	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている飲食店または宿泊業を営む小規模事業者がテイクアウトや配達事業を行う場合、費用の一部を補助します。 ■補助対象経費 備品購入費、印刷製本費、委託費・外注費、広報費、器具備品・機械装置費 ■補助率および補助限度額 ①テイクアウト事業または配達事業を行う場合 10分の10(限度額4万円) ②テイクアウト事業および配達事業の両方を行う場合 10分の10(限度額8万円)	■補助対象者 次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1)あわら市内に主たる事業所を有する飲食店または宿泊業を営む小規模事業者 (2)テイクアウト事業または配達事業を行うために必要な食品営業許可を受けている者 (3)あわら市飲食店応援隊が運営する「テイクアウトあわら」にテイクアウト事業または配達事業の情報を掲載した、または今後掲載する予定の者 (4)令和元年度の市税を滞納していないこと。 ■取扱期間 令和2年4月21日(火)～令和2年6月30日(火)まで	【お問合せ・申込先】 あわら市飲食店応援隊事務局(商工労働課内) (電話)0776-73-8030
「福井県新型コロナウイルス感染症対応資金」利子補給	福井県(国)が支援する3年間の利子補給をさらに拡充し、4年目以降の2年間の利子についても、市が独自で補給する緊急金融支援を行います。	■対象者 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、セーフティネット保証4号、危機関連保証のいずれかの認定を受け、「福井県新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資を受けた市内中小企業者(セーフティネット保証5号認定は、あわら市の利子補給については対象外になります。) ・市内において事業を営んでいること ・市税等を完納していること ■取扱期間 令和2年5月1日(金)から令和2年12月31日(木)まで	【お問合せ・申込先】 あわら市商工労働課 (電話)0776-73-8030

越前市【追加制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
コロナに負けない事業所等応援事業補助金	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって受ける打撃を払拭し、事業継続にも繋がるような、市内の中小・小規模企業者や個人・団体の取組みを支援します。</p> <p>■補助率 10/10以内</p> <p>■補助上限 事業者数×10万円※最大100万円(ただし、複数申請はできません)</p> <p>■補助対象経費 事業に直接供する以下の経費 ・有形固定資産 ・ソフトウェア ・持ち帰り、配達等に必要な包材、容器 ・外注費 ・荷造運賃 ・広告宣伝費 ・消耗品費 ・その他市長が認めたもの</p>	<p>■対象者 市内の個人、団体及び中小企業者並びにこれらで構成するグループ(1者でも申請可能です)</p> <p>■申請期間 令和2年12月28日(月)まで</p>	<p>【お問合せ・申込先】 越前市産業政策課 (電話)0778-22-3047</p>
元気な事業者グループ支援事業補助金	<p>新型コロナによる打撃を払拭し、事業継続にも繋がるような、事業者グループの全国に向けた取組みを支援します。 (ただし、「コロナに負けない事業所等応援事業補助金」との重複申請はできません)</p> <p>■補助率 2/3以内</p> <p>※共同申請者1者あたり10万円加算を補助額に加算</p> <p>■補助上限 200万円</p> <p>■補助対象経費 以下の合計が100万円以上要する経費 ・事業経費(広告宣伝費、会場費等) ・委託費 ・商品開発費 ・講師等謝金・旅費 ・その他市長が認めたもの</p>	<p>■対象者 市内小売事業者5者以上で構成する団体(事業者グループ)</p> <p>■申請期間 令和2年12月28日(月)まで</p>	<p>【お問合せ・申込先】 越前市産業政策課 (電話)0778-22-3047</p>
中小企業生産性革命推進連携事業補助金	<p>市内事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えようとする前向きな投資を強力に支援するため、国の「中小企業生産性革命推進事業」と連動し、追加支援を行います。</p> <p>■補助率 国が認めた補助対象経費の1/6以内</p> <p>■補助上限 250万円</p> <p>■補助対象経費 国が補助対象経費として認めたもの</p>	<p>■対象者 「ものづくり補助金」、「小規模事業者持続化補助金」「IT導入補助金」の新型コロナウイルス感染症対応特別枠で交付決定を受けた市内中小企業者</p> <p>■申請期間 令和3年3月31日(水)まで</p>	<p>【お問合せ・申込先】 越前市産業政策課 (電話)0778-22-3047</p>
新事業チャレンジ支援事業補助金 (コロナに負けないチャレンジ枠)	<p>新商品や新たなサービスの開発など新規性のある取組みで、新型コロナの影響を払拭しようとする前向きな事業を強力に支援するため、「コロナに負けないチャレンジ枠」を新設しました。</p> <p>■補助率 3/4以内</p> <p>■補助上限 研究開発250万円、販路開拓100万円</p> <p>■補助対象経費 新型コロナの影響を払拭しようとする前向きな取組みで、新商品等の研究開発や販路開拓に要する経費 専門家指導受入費、委託費、原材料費、市場調査費、試験費、展示会等出展費、販売促進費、事務費など ※経費によっては補助対象とならない場合がありますので、詳しくはお問合せください。</p>	<p>■対象者 市内中小企業者等</p> <p>■申請期間 令和2年12月28日(月)まで</p>	<p>【お問合せ・申込先】 越前市産業政策課 (電話)0778-22-3047</p>

※申請前に一度、越前市産業政策課(0778-22-3047)までご相談ください(※いずれも今年度限りの事業になります)

鯖江市【追加制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
鯖江のがんばる事業者応援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響を受けている市内の中小企業、個人事業者を対象に応援給付金を支給します。 ■給付金の額 法人10万円、個人事業者5万円を一律支給	■対象者 ・令和2年4月27日現在、市内で事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思のある市内中小企業・個人事業者(※1)。 ※NPO法人、医療法人など会社以外の法人も対象となるが、要件アリ ・農業は、農業法人、認定農業者、任意の集落営農組合等、(市地域農業マスタープラン(人・農地プラン)に位置付けられた者等)に限る。 ■申請期間 令和2年5月1日(金)～7月31日(金)	【お問合せ・申込先】 鯖江市商工政策課 (電話)0778-53-2231
雇用調整助成金申請等手数料補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の届出書類の作成費用を支援します。 ■給付金の額 委託料の2分の1(従業員10人未満の事業者は全額)に相当する額(千円未満切り捨て) ■給付上限額 1事業所1回限り、10万円を上限とする。	■対象者 市内に主たる事業所を置き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業等で、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給に必要な書類の作成等を社会保険労務士に委託したもの ■申請期間 令和2年9月30日(水)	【お問合せ・申込先】 鯖江市商工政策課 (電話)0778-53-2231
地場産品販売応援事業補助金	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、販売機会の縮小を余儀なくされた市内中小企業に対し、商談会・展示会を自主的に開催したり、新規でECサイトを構築する経費の一部を助成することにより、市内産業のV字回復を促進することを目的とします。 ■補助金の額 上限300千円、対象経費の4分の3以内 ■補助対象経費 報償費、旅費(展示会出展にかかるもの、補助金総額の2割が上限)、需用費(消耗品費・印刷製本費・光熱水費)、役員費(通信運搬費・広告料・手数料・筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	■対象者 製造業、機械器具卸売業、その他のじゅう器卸売業を営み、かつ、市内で製造加工された地場産品を扱う、市内中小企業または二者以上の市内中小企業で構成するグループ	【お問合せ・申込先】 鯖江市商工政策課 (電話)0778-53-2232

永平寺町【追加制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業資金融資制度(一般資金)の制限緩和	1. 本町に事務所を有し、かつ、引き続き1年以上同一事業を営んでいる法人。または、本町に1年以上住所を有し、かつ、引き続き1年以上町内において同一事業を営んでいる個人事業者 2. 各種町税を完納していること ■使途 新型コロナウイルス感染症の影響による重複借り入れの場合に限り、運転資金のみ	1,500万円 ※既に融資を受けている分と併せて限度額を超えないこと。	1.0% (保証付) 変動あり	貸付利率の2分の1 上限0.5% 5年間を限度	保証料の2分の1に相当する額	5年以内 据置6か月	月賦元金均等償還	信用保証協会の保証を付けること	【お問合せ】 永平寺町商工観光課 (電話)0776-61-3921)

敦賀市【追加制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
中小企業者事業継続支援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが大幅に減少した市内中小企業者に対して事業継続のための給付金を支給します。 ■給付金の額 法人40万円、個人事業主20万円	■対象者(以下すべてに該当するもの) ・中小企業基本法第2条1項に規定するもの ・敦賀市に本社機能を有するもの ・令和2年1月1日～令和2年6月30日までの間で任意の継続する3か月間の売り上げ平均金額が前年同時期と比較して20%以上減少するもの ※事業開始時期が平成31年4月2日以降で③で指定する期間と比較できない場合は、令和元年12月31日までの売上平均額と比較することができる。 ■申請期間 令和2年5月11日(月)～7月31日(金)まで	【お問合せ・申込先】 敦賀商工会議所 (電話)0770-22-2611 敦賀市商工貿易振興課 (電話)0770-22-8122
小規模事業者テイクアウト・デリバリーサービス参入促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている飲食業または宿泊業を営む小規模事業者がテイクアウトまたはデリバリー事業に新たに参入する取組に対して支援します。 ■補助率 1/2 ■補助限度額 10万円 ■補助対象経費 ①テイクアウトまたはデリバリー事業に参入するための初期費用(印刷製本費、委託費・外注費、器具備品・機械装置費等) ②①に付帯して、新型コロナウイルス感染症収束後の来店につなげるためのクーポン券作製等の費用(印刷製本費、委託費)	■対象者(以下すべてに該当するもの) ①敦賀市内に主たる事業所を有する小規模事業者(常時雇用する従業員数が飲食業の場合は5人以下、宿泊業の場合は20人以下)。ただし、補助事業者の範囲に、企業組合、協業組合は含み、みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く。 ②テイクアウトまたはデリバリー事業を行うために必要な食品営業許可を受けており、かつテイクアウトまたはデリバリーに令和2年4月1日以降に参入した者。 ③福井県商工会連合会が実施する小規模事業者テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金の助成交付申請を行っている者。ただし、当該事業が終了した場合は、この限りではない。 ■補助期間 令和2年4月1日(木)～令和3年1月31日(日)	【お問合せ・申込先】 敦賀市商工貿易振興課 (電話)0770-22-8122

大野市【追加制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
雇用調整助成金申請等手数料補助制度	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等を助成する「雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金を含む)」の届出書類の作成費用を補助します。 ■補助額 委託料または作成料の2分の1に相当する額(千円未満切捨)。但し、1事業所1回限り、5万円を上限とする。 ■補助対象経費 社会保険労務士への申請の委託料または申請に必要な資料の作成料(令和2年4月1日以後に申請を行う雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金を含む)の支給にかかるものに限る。)とする。但し、消費税及び地方消費税は除く。	■対象者 市内に本社があり、市税等の滞納がない事業者(個人事業者含む。但し、農業従事者は、認定農業者に限る。)で、雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金を含む)の支給に必要な書類の作成などを市内外の社会保険労務士に委託し、その費用を支払ったもの ■補助期間 令和2年5月22日(金)～令和2年11月30日(月)	【お問合せ・申込先】 大野市商工観光振興課 (電話)0779-64-4816
中小企業等事業継続支援給付金制度	国の持続化給付金の支給対象とならない事業者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大等により、大きな影響を受けている事業者を対象に支援給付金を支給します。 ■給付額 ・中小法人等(医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人含む) 20万円 ・個人事業者等(フリーランス含む) 10万円 ※この給付金の交付を受けた後に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2年中の事業収入が前年同月比50%以上減少した月が発生するなどし、国の持続化給付金の支給対象となった場合は、この支援給付金を返還していただきます。	■対象者 国の持続化給付金の支給対象ではなく、市内に本社があり、市税等の滞納がない事業者で、次の要件のいずれかに該当するもの (1)令和2年1月から12月までの連続する3か月の平均事業収入額が、前年の同じ3か月の平均事業収入額に比して20%以上50%未満の減少となった事業者 (2)令和元年度以後に開業した者等(1)で示す平均事業収入額の比較が困難な事業者で、金融機関から融資を受け、令和2年1月から12月の間の連続する3か月の平均事業収入額が、融資資金計画等における同じ3か月の平均事業収入見込額に比して20%以上の減少となったもの ※その他の要件については、原則として、持続化給付金対象事業者要件に準ずる。 但し、農業従事者は、認定農業者に限るものとする。 ■補助期間 令和2年5月22日(金)～令和3年1月15日(金)	

小浜市【追加制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
小浜市持続化給付金	<p>新型コロナウイルス感染症により事業に打撃を受け、4月または5月の売上げが前年同月比で20%以上50%未満減少した中小企業および個人事業主に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするための給付金を支給します(同期間の売上が50%以上減少した場合は国の持続化給付金の対象になります)。</p> <p>■給付金の額 中小企業:40万円 個人事業主:20万円</p>	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、4月または5月の売上げが前年同月比で20%以上50%未満減少している小浜市内に所在する事業者(中小企業は小浜市に本社を置いている事業者) ※詳細は小浜市持続化給付金給付要領参照</p> <p>■申請期間 令和2年6月1日(月)～7月31日(金)</p>	<p>【お問合せ】 小浜市商工観光課 (電話)0770-64-6020 小浜商工会議所 (電話)0770-52-1040</p> <p>【申込先】 福井銀行、福邦銀行、小浜信用金庫(駅通り支店除く)、福井県農業協同組合(みそら支店除く)、小浜市漁業協同組合</p>

勝山市【追加制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
新型コロナウイルス感染症対策 店舗整備支援補助金	<p>店舗を訪れる市民や観光客、そして接客する従業員が安心できる体制を構築できるよう、次にあげるような新型コロナウイルス感染症の「飛沫感染防止対策」に要する経費を補助します。</p> <p>■補助金の額 補助対象経費の80%(補助金額の上限は12万円)</p>	<p>■補助対象者 勝山市内に店舗を有する中小事業者、個人</p> <p>■取扱期限 令和2年5月18日(月)～12月28日(月)まで</p>	<p>【お問合せ・申込先】 商工観光・ふるさと創生課 (電話) 0779-88-8105</p>

若狭町【追加制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
若狭の未来を担う事業者応援金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な業況、資金繰りの悪化など経営の安定に支障を生じたことにより、金融機関から融資を受けた中小企業者等に「若狭の未来を担う事業者応援金」を給付し、将来に渡り若狭町の活性化を担う中小企業等を応援します。</p> <p>■応援金の額 対象融資額の合算の3%、ただし上限30万円とします。(1事業所当たり)</p>	<p>■対象者(以下をすべて満たす方) ・個人の場合は事業実態のある事業所、法人の場合は登記上の住所地または事業実態のある事業所が若狭町内にある中小事業所等で、町税に滞納がなく、次に掲げる対象融資制度の貸付を受けたもの</p> <p>■対象融資制度</p> <ol style="list-style-type: none"> ①福井県新型コロナウイルス感染症対応資金(融資元/各民間金融機関(福井県融資制度)) ②新型コロナウイルス感染症特別貸付(融資元/日本政策金融公庫) ③新型コロナウイルス対策小規模事業者経営改善資金(融資元/日本政策金融公庫) ④生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付(融資元/日本政策金融公庫) ⑤新型コロナウイルス対策生活衛生改善貸付(融資元/日本政策金融公庫) ⑥危機対応融資(融資元/商工組合中央金庫) <p>※応援金の給付対象となる融資は、令和2年3月17日から同年12月31日までの間に実行されたものとする</p> <p>■申請期間 令和3年1月15日(金)まで</p>	<p>【お問合せ・申込先】 若狭町観光未来創造課 (電話)0770-45-9111</p>

おおい町【追加制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
おおい町テイクアウト・デリバリー応援事業	店舗内で人の集まりを回避しながら町民の皆さんの飲食物などの購入機会を確保し、また新型コロナウイルス感染症により特に影響を受けている飲食業をはじめとする町内事業者の皆さんの経営の維持と安定化を図ります。 ■補助金の額 販売実績日(※)1日につき、5,305円 ※販売実績日…補助事業の期間中に、実際に販売を行った日	■対象者 令和2年4月1日以降に「テイクアウト業務」または「デリバリー業務」を開始または拡充した町内事業者 ■申請期間 令和2年5月11日(月)～令和2年6月30日(火) ※申請書(所定様式)は、随時、内容を確認のうえ受付をします。 ■補助事業の期間 補助金交付決定日～令和2年11月30日(月)	【お問合せ・申込先】 おおい町商工観光課 (電話)0770-77-4056

美浜町【追加制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
美し美浜の観光を支えるがんばる美浜人応援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、町内の観光事業者を取り巻く環境が厳しさを増している中、美浜町では、観光事業者の新たな取り組みに対する支援として、補助金制度を創設いたしました。 ■補助金の額 ・補助対象経費の5分の4以内の額(1,000円未満切捨て) ・補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額 上記のうち最も低い額 ■補助上限 40万円 ■補助対象経費 ・今般の危機的状況を乗り越えるために実施する新たな事業 ・回復期を見据えた観光誘客のために実施する新たな事業のうち必要と認められる経費 ※令和2年4月1日以降に実施した事業が補助対象となります。	■対象者(以下すべてに該当するもの) 町内に事業所等の事業拠点を有する中小企業で観光客に直接サービスを提供する者、又は町内の観光事業者の半数以上が所属する観光関連の業界団体 ■申請期間 令和2年5月1日から ※予算の上限に達した場合は、受付を終了いたします。	【お問合せ・申込先】 美浜町観光戦略課 (電話)0778-22-3047

高浜町【追加制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
高浜町新型コロナウイルス中 小企業応援給付金	<p>新型コロナウイルス感染拡大に伴い、町内経済が深刻な事態に直面する中、特に厳しい経営環境にある事業者に対し、雇用の維持及び事業活動の継続に資することを目的とし、給付金の交付を行います。</p> <p>■補助金の額 ・令和2年3月から令和2年6月までに受けた融資実行額の10% ・前年の年間事業収入から、対象月の売上額に12か月分を乗じた額を減じた額のいずれか低い方</p> <p>■補助上限 100万円 ※算出された給付金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。</p>	<p>■対象者（以下すべてに該当するもの）</p> <p>(1) 令和2年3月以降に、次に掲げるいずれかの制度を活用し、運転資金の融資を受けた方 イ 経営安定関連保証（セーフティネット保証4号・5号）を利用した融資 ロ 危機関連保証を利用した融資 ハ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ニ 新型コロナウイルス感染症対策マル経融資 ホ 高浜町中小企業振興資金融資制度での新規融資に限り、既存の融資分の借換えは不可とします</p> <p>(2) 高浜町内に本社を置く、卸売業、小売業宿泊業もしくは飲食サービス業を営む方 (3) 令和2年3月から令和2年6月のうち、いずれかひと月の売上が、前年同月比で50%以上減少していること（業歴1年未満など前年同月と単純比較できない場合は、次のいずれかと比較して50%以上減少していること） (A) 過去3か月（最近1か月を含む）の売上高平均額 (B) 令和元年12月の売上高 (C) 令和元年10月～12月の売上高平均額</p> <p>■申請期間 令和2年6月30日（火）まで</p>	<p>【お問合せ・申込先】 越前市産業政策課 (電話)0778-22-3047</p>
高浜町内事業者持続化給付金	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う営業自粛等により、特に大きな影響（前年同月比で30%以上の売上減少）を受けている中小法人等及び個人事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、最大30万円を給付します。</p> <p>■給付金の額 1事業者あたり 最大30万円</p>	<p>■対象者（以下すべてに該当するもの）</p> <p>・2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思がある事業者の方 ・2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が30%以上（小数点以下切り捨て。以下同じ。）減少した月が存在すること ・法人等にあつては本店が、個人事業者にあつては住所が、高浜町内に存在すること ※上記以外の事業者の方も、高浜町内に事業所があり、かつ、特定業種（原則、日本産業分類の大分類又はM）に属する場合、特例があります。（5月11日に運用を改めました。詳細は下記担当課へお問合せください。）</p> <p>・法人等にあつては資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満であること、又は、それらが定められていない場合は常時使用する従業員の数が2,000人以下であること ・次の不給付要件のいずれかに該当しないこと ① 国、法人税法別表第1に規定する公共法人 ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかると「接客業務受託営業」を行う事業者 ③ 政治団体 ④ 宗教上の組織若しくは団体 ⑤ その他、本給付金の趣旨・目的から適切でないと町長が判断する者</p> <p>■申請期間 令和2年5月11日（月）から令和3年1月29日（金）まで</p>	<p>【お問合せ・申込先】 高浜町総合政策課 (電話)0770-72-7711</p>

池田町【追加制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
池田町商工事業応援金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、2か月ごとの売上が、前年及び前々年の同期の平均と比較して、30%以上減少している事業者の方に応援金を交付します。</p> <p>■応援金の額 （（前年同期2か月+前々年同期2か月の売上の平均）-（今年度当該2か月の売上））×50%（千円未満切り捨て）</p> <p>■限度額 法人：2か月あたり20万円 個人事業主：2か月あたり10万円</p>	<p>■対象者（以下をすべて満たす方）</p> <p>・令和2年4月1日に池田町内に本社または本店を有し、申請時点においても事業を実施していること（個人事業主の場合は、令和2年4月1日に池田町に住民登録があること） ・2か月ごとの売上が、前年及び前々年同期の平均と比較して、30%以上減少していること。（創業年が浅く前々年の売上が算出できない場合は、令和元年同期との比較とします。白色申告の方で、過去の毎月の売上がわからない場合は、年間の売上を平均して計算します） ・令和元年度までに町税及び町上下水道使用料、町有施設使用料の滞納がないこと。 ・過去2年の売上の半分以上が公共事業によるものではないこと。</p> <p>■申請期間 令和2年5月11日（月）～令和2年6月30日（火） ※申請書（所定様式）は、随時、内容を確認のうえ受付をします。</p> <p>■補助事業の期間 補助金交付決定日～令和2年11月30日（月）</p>	<p>【お問合せ・申込先】 池田町農村政策課 (電話)0778-44-8210</p> <p>池田町商工会 (電話)0778-44-6342</p>

福井県信用保証協会のご案内

信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証機関」として健全な企業経営の為の効果的な資金導入のお手伝いをいたします。信用保証を通して、中小企業者の育成と地域経済の振興・発展に寄与することを目的とする「信用保証協会法」に基づく機関です。

1. 信用保証のご案内

中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受ける際に、信用保証協会が皆さまの「公的な保証人」となることで資金調達力を高め、資金調達のお手伝いをいたします。

※ご利用には、所定の信用保証料が必要となります。

2. 信用保証の対象者

以下の①～③の全てに該当する方

- ① 中小企業者である方
- ② 個人の場合・・・住居または事業所のいずれかが福井県内にある方
法人の場合・・・福井県内に本店または事業所を有する方
- ③ 許認可が必要な業種の場合には、その許認可を受けている方

3. 信用保証利用の流れ

保証申込 (融資依頼)	保証（融資）の申込を受け付けます。金融機関または信用保証協会の窓口へご相談ください。
信用調査	信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画等を審査し、保証の諾否を決定します。
保証承諾	信用調査の結果、保証の諾否を金融機関にご案内します。信用保証を承諾する場合は、金融機関に信用保証書を発行します。
融資実行	信用保証書の交付を受けた金融機関が資金をご融資します。 この際、金利とは別に定められた「信用保証料」をご負担いただきます。
ご返済	返済条件に基づき、金融機関に借入金をご返済いただきます。

万一、何らかの事情により中小企業者の方が借入金を返済できなくなった場合

代位弁済	信用保証協会は、中小企業者の方に代わって、金融機関に借入金の残金を弁済します。
求償債務の弁済	代位弁済後、中小企業の方と相談しながら、信用保証協会へご返済いただきます。

お問い合わせ先

新型コロナウイルス関連情報も掲載しています！

福井県信用保証協会 (<https://www.cgc-fukui.or.jp/>)

TEL 0776-33-1800 (代表) FAX 0776-33-8310



協会保証制度

※一般保証枠（2億8,000万円）内での取扱いとなるもの

2020年4月

制度名	保証対象	保証限度	資金使途	保証期間	信用保証料率 (年%)	有担保 割引 (※1)	担保
普通保証	資本金3億円以下 (卸売業1億円以下、小売業・サービス業5,000万円以下)又は従業員300人以下(卸売業・サービス業100人以下、小売業50人以下) (政令特別業種はその定めによる)	個人・会社 2億円 組合等 4億円	運 転 設 備	7年以内	0.45～ 1.90	○	必要に応じ
無担保保証		8,000万円 (無担保無保証人保証含む)		15年以内			不要
根 保 証	手形貸付 手形割引・ 電子記録債権 割引	個人・会社 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	運 転	2年以内	0.45～ 1.90	○	必要に応じ
					0.39～ 1.62	○	
開業資金保証	県内において事業を営もうとする個人・会社若しくは事業を開始して1年未満のもの	1企業 1億円	運 転 設 備	7年以内 15年以内	0.45～ 1.90	○	必要
当座貸越(貸付専用型)根保証	予め一定の極度額・期間を定め、その範囲内で反復・継続して借入が受けられます。	1企業 100万円以上 2億8,000万円以内	運 転 設 備	1年 若しくは 2年	0.39～ 1.62	○	5,000万円超過時として必要
事業者カードローン当座貸越根保証	小口資金を一定の期間カードを用いて反復継続して利用できます。	1企業 100万円以上 2,000万円以内	運 転 設 備	1年 若しくは 2年	0.39～ 1.62	○	原則 不要
小口零細企業保証	従業員20人以下(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)5人以下)の小規模企業者	2,000万円 (保証融資残高を含めて 2,000万円以内)	事業資金	7年以内	0.50～2.20	○	原則 不要
					特別小口保険成立 0.70	○	不要
長期あんしん借換保証	保証付き既往借入金の長期借換	2億8,000万円	運 転	15年以内	0.45～1.90	○	必要に応じ
創業フォロー型当座貸越根保証(事業者カードローン)「ステップ」	業歴6か月以上5年未満の中 小企業者	300万円	事業資金	2年	0.39～1.62	○	原則 不要
新規・再利用推進保証「きずな」	保証申込時点において、当協会の保証残高が無い中小企業者	2,000万円	事業資金	10年以内	0.36～1.52	○	不要
税理士連携短期継続保証	税理士等が月次管理を行い、税理士等からの当該保証制度に係る推薦を受けていること	1企業1保証 5,000万円	運 転 設 備	1年以内 (最大5年まで継続可能)	0.45～1.90 (※)	○	原則 不要
中部圏11協会共同地方創生保証「昇龍道・おもてなし」	地域資源を活用した商品・サービスをもって、新たな需要の創出と消費拡大を図る観光関連事業者	5,000万円	事業資金	10年以内	0.35～1.80	○	必要に応じ
事業承継特別保証	保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定している事業承継計画を有する法人または令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人のうち、事業承継日から3年を経過していない法人であって、次の要件を全て満たすもの。 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと (保証人は徴求しない)	個人・会社 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	事業資金	10年以内	0.45～1.90	○	必要に応じ
					経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合 0.20～1.15	○	

※推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合、0.35～1.80

※特別保証枠の取扱いとなる主なもの

制度名	保証対象	保証限度	資金使途	保証期間	信用保証率 (年、%)	有担保 割引引 (※1)	担保
経営安定関連保証	国の再生手続開始申立等企業認定に基づく関連中小企業者及び国が指定する特定業種を営む中小企業者等	個人・会社 2億8,000万円 <small>(ただし、6号認定確定金融機関等期間の場合3億8,000万円)</small> 組合等 4億8,000万円	運 転 設 備	7年以内	経営安定関連特例成立 1号～4・6号 0.80 5号・7号 8号 0.68		必要に応じ
危機関連保証	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者	個人・会社 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円		10年以内	0.80		必要に応じ
流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人のみ	2億円 (保証割合80%)	事業資金	1年 <small>(ただし、個別保証の場合は、1年以内)</small>	借入極度額 (借入金額) に対し 0.68		必要 <small>(申込人の有する流動資産のみを担保とする)</small>
特定社債(私募債)保証	法人であって、次の要件のうち、(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者 (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率 2.0%以上 ②純資産倍率 2.0倍以上 ③使用総資本事業利益率 1.0%以上 ④インレスト・カバーレッジ・レシオ 2.0倍以上 (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率 2.0%以上 ②純資産倍率 1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率 1.0%以上 ④インレスト・カバーレッジ・レシオ 1.5倍以上 (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率 1.5%以上 ②純資産倍率 1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率 5%以上 ④インレスト・カバーレッジ・レシオ 1.0倍以上	4億5,000万円 ただし、経営安定関連保証・危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とする。 (保証割合80%)	運 転 設 備	2年以上 7年以内	0.45～1.90	○	2億円超は原則として必要
借換保証	(経営安定関連保証による借換) ① 保証申込時点において保証付き既往借入金の残高があること ② 適切な事業計画を有していること ③ 中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町長の認定書を有すること	個人・会社 2億8,000万円 <small>(ただし、6号認定確定金融機関等期間の場合3億8,000万円)</small> 組合等 4億8,000万円	返済資金 事業資金	10年以内	経営安定関連特例成立 1号～4・6号 0.80 5号・7号 8号 0.68		必要に応じ
	(一般保証による借換) 保証対象、保証限度額、資金使途、その他の保証条件に関しては、それぞれの種類の保証における保証条件によるものとします。						
	(条件変更改善型借換保証による借換え) ① 保証申込時点において保証付き既往借入金の残高があること ② ①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること ③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと ※上記にかかわらず、原則として、保証協会が借入額の全額の保証を行わない保証については、保証協会が全額負担する保証による借換は行わないこととします。	個人・会社 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	返済資金 事業資金	15年以内	0.45～1.90	○	
事業再生計画実施 関連保証 (経営改善サポート保証)	中小企業再生支援協議会等の支援により作成した経営改善・再生計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り)に基づき事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	個人・会社 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	事業資金	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	責任共有制度対象 0.68 責任共有制度対象外 0.80		必要に応じ
創業等関連保証	事業開始に係る具体的計画を有する創業者及び創業者である中小企業者	個人・会社 1,500万円 自己資金と同額が保証限度額 (※2)	運 転 設 備	10年以内	0.80		不要
創業関連保証 (再挑戦支援保証含む)		個人・会社 2,000万円 (※2)	運 転 設 備	10年以内	0.80		不要

一括支払契約保証を除く保証について、「会計参与」を設置していることを登記により確認できる書類の提出を受けた場合、0.1%の割引を行います。

(※1)担保提供(人的担保を除く)がある場合は0.1%の割引を行います。

(※2)創業等関連保証、創業関連保証、再挑戦支援保証を併用した場合の限度額は、3,500万円となります。

創業等関連保証、創業関連保証、再挑戦支援保証、一般分に係る無担保保証の合計額は8,000万円以下となります。

- ・特定社債保証の発行利率は発行所定の利率となります。
- ・融資利率は金融機関所定の利率となります。

お問い合わせ先一覧

令和2年6月現在

県の機関

部署名	郵便番号	住所	TEL
産業労働部 産業政策課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0369
産業労働部 創業・経営課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0537
産業労働部 企業誘致課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0365
産業労働部 産業技術課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0370
産業労働部 国際経済課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0366
産業労働部 労働政策課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0389
観光営業部 観光振興課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0380
福井県ビジネス支援センター ふくい南青山291 (県産品アンテナショップ)	107-0062	東京都港区南青山5-4-41	03-5778-0291
福井県工業技術センター	910-0102	福井県福井市川合鷺塚町61字北稲田10	0776-55-0664
福井県立福井産業技術専門学院	910-0829	福井県福井市林藤島町20-1-3	0776-52-2120
福井県立敦賀産業技術専門学院	914-0037	福井県敦賀市道口19-2-1	0770-22-0143

市町産業労働担当課

部署名	郵便番号	住所	TEL
福井市 商工振興課	910-8511	福井県福井市大手3-10-1	0776-20-5325
福井市 企業立地推進室	910-8511	福井県福井市大手3-10-1	0776-20-5143
福井市 しごと支援課	910-0858	福井県福井市手寄1-4-1	0776-20-5321
敦賀市 商工貿易振興課	914-8501	福井県敦賀市中央町2-1-1	0770-22-8122
小浜市 商工観光課	917-8585	福井県小浜市大手町6-3	0770-53-9705
大野市 商工観光振興課	912-8666	福井県大野市天神町1-1	0779-66-1111
勝山市 商工観光・ふるさと創生課	911-8501	福井県勝山市元町1-1-1	0779-88-8105
鯖江市 商工政策課	916-8666	福井県鯖江市西山町13-1	0778-53-2229
あわら市 商工労働課	919-0692	福井県あわら市市姫3-1-1	0776-73-8030
越前市 産業政策課	915-8530	福井県越前市府中1-13-7	0778-22-3047
坂井市 観光産業課	919-0592	福井県坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3153
永平寺町 商工観光課	910-1192	福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4	0776-61-3921

市町産業労働担当課

部 署 名	郵便番号	住 所	TEL
池田町 総務政策課	910-2512	福井県今立郡池田町稲荷35-4	0778-44-8004
南越前町 観光まちづくり課	919-0292	福井県南条郡南越前町東大道29-1	0778-47-8002
越前町 商工観光課	916-0192	福井県丹生郡越前町西田中13-5-1	0778-34-8720
美浜町 産業振興課	919-1192	福井県三方郡美浜町郷市25-25	0770-32-6706
高浜町 産業振興課	919-2292	福井県大飯郡高浜町宮崎86-23-2	0770-72-7705
おおい町 商工観光課	919-2111	福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1	0770-77-4056
おおい町 しごと創生室	919-2112	福井県大飯郡おおい町本郷136-1-2	0770-77-9030
若狭町 政策推進課	919-1393	福井県三方上中郡若狭町中央1-1	0770-45-9112

県内の支援機関

部 署 名	郵便番号	住 所	TEL
福井商工会議所 中小企業総合支援センター	918-8580	福井県福井市西木田2-8-1	0776-33-8283
敦賀商工会議所 中小企業相談所	914-0063	福井県敦賀市神楽町2-1-4	0770-22-2611
武生商工会議所 商工相談所	915-8522	福井県越前市塚町101	0778-23-2020
大野商工会議所 中小企業相談所	912-0083	福井県大野市明倫町3-37	0779-66-1230
勝山商工会議所 中小企業相談所	911-0804	福井県勝山市元町1-18-19	0779-88-0463
小浜商工会議所 中小企業相談所	917-8533	福井県小浜市大手町5-32	0770-52-1040
鯖江商工会議所 中小企業経営相談所	916-8588	福井県鯖江市本町3-2-12	0778-51-2800
福井県商工会連合会 経営支援課	910-0004	福井県福井市宝永4丁目9-14	0776-23-3658
あわら市商工会	919-0621	福井県あわら市市姫1-9-21	0776-73-0248
坂井市商工会	919-0521	福井県坂井市坂井町下新庄2-10-1	0776-66-3324
永平寺町商工会	910-1133	福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-15	0776-61-0456
福井東商工会	910-2165	福井県福井市東郷二ヶ町7-10-3	0776-41-0206
福井北商工会	910-0147	福井県福井市下森田町3-36	0776-56-1610
福井西商工会	910-3621	福井県福井市小羽町27-7	0776-98-5555
越前町商工会	916-0215	福井県丹生郡越前町織田42字信景54	0778-36-0800
越前市商工会	915-0242	福井県越前市粟田部町11-9	0778-43-0877
池田町商工会	910-2516	福井県今立郡池田町山田18-15-3	0778-44-6342
南越前町商工会	919-0224	福井県南条郡南越前町西大道19-42	0778-47-2174

県内の支援機関

部署名	郵便番号	住所	TEL
わかさ東商工会	919-1333	福井県三方上中郡若狭町中央1-5	0770-45-0222
おおい町商工会	919-2111	福井県大飯郡おおい町本郷119-6-6	0770-77-0135
高浜町商工会	919-2229	福井県大飯郡高浜町三明1-36-1	0770-72-0226
福井県中小企業団体中央会	910-0005	福井県福井市大手3-7-1 織協ビル内	0776-23-3042
(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 福井貿易情報センター	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-1661
(一社)福井県発明協会 知財総合支援窓口	910-0102	福井県福井市川合鷲塚町61字北稲田10	0776-55-2100
福井県職業能力開発協会	910-0005	福井県福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井職業訓練支援センター	915-0853	福井県越前市行松町25-10	0778-23-1010
福井県中小企業再生支援協議会	918-8580	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-8293
(公財)若狭湾エネルギー研究センター	914-0192	福井県敦賀市長谷64-52-1	0770-24-2300

信用保証協会・政府系金融機関

部署名	郵便番号	住所	TEL
福井県信用保証協会 保証一課	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-1800
日本政策金融公庫 福井支店 中小企業事業	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-0030
日本政策金融公庫 福井支店 国民生活事業	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-1755
日本政策金融公庫 武生支店 国民生活事業	915-0802	福井県越前市北府3-1-5	0778-23-1133
(株)商工組合中央金庫 福井支店	910-0005	福井県福井市大手3-14-9	0776-23-2090

大学等

部署名	郵便番号	住所	TEL
福井県立大学 地域経済研究所	910-1195	福井県吉田郡永平寺町松岡 兼定島4-1-1	0776-61-6000
福井大学 文京キャンパス 総務部 研究推進課産学官連携係	910-8507	福井県福井市文京3-9-1	0776-27-8881
福井工業大学 産学共同研究センター	910-8505	福井県福井市学園3-6-1	0776-29-7834
国立高等専門学校機構 福井工業高等専門学校	916-8507	福井県鯖江市下司町	0778-62-1111

今後とも、より一層皆様にとって使いやすいガイドブックの作成に努めて参ります
ので、本冊子についてお気づきの点などございましたら、下記までご連絡ください。

公益財団法人 ふくい産業支援センター 総務部

TEL:0776-67-7414(直通)

FAX:0776-67-7419

〒910-0296

福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

ソフトパークふくい 福井県産業情報センタービル4F



総務部／ふるさと産業育成部／販路・資金支援部

〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 (ソフトパークふくい 福井県産業情報センタービル内)
 TEL.0776-67-7400 (代表) FAX.0776-67-7429
 E-mail info@fisc.jp URL http://www.fisc.jp/

〈交通アクセス〉

- バス**
- 【福井方面からお越しの方】
 - ・京福バス 大学病院線新田塚線 (JR 福井駅西口バスターミナル乗り場 1 番)
 - ・京福バス 大学病院線中藤線 (JR 福井駅西口バスターミナル乗り場 1 番)
 - ・京福バス 大学病院線 (JR 福井駅西口バスターミナル乗り場 1 番)
 - 【丸岡方面からお越しの方】
 - ・京福バス 丸岡永平寺線 (丸岡バスターミナル乗り場 3 番)
 - 【松岡方面からお越しの方】
 - ・京福バス 丸岡永平寺線 (松岡駅バス乗り場)
- ※いずれも「県立大学」下車 徒歩約 10 分

- 乗用車**
- ・JR 福井駅より約 30 分
 - ・北陸自動車道「福井北 I.C」より約 5 分
 - ・北陸自動車道「丸岡 I.C」より約 20 分



人材育成部

〒918-8135 福井県福井市下六条町 16-15 (福井県中小企業産業大学校内)
 TEL.0776-41-3775 FAX.0776-41-3729 E-mail manabi@fisc.jp

〈交通アクセス〉

- バス**
- ・京福バス 羽水高校線 (JR 福井駅西口バスターミナル乗り場 5 番)
 - ・京福バス 西大味線 (JR 福井駅西口バスターミナル乗り場 5 番)
- ※いずれも「県産業会館・厚生病院」下車 徒歩約 2 分

- 乗用車**
- ・JR 福井駅より約 15 分
 - ・北陸自動車道「福井 I.C」より約 15 分



オープンイノベーション推進部

〒910-0102 福井県福井市川合鷺塚町 61 字北福田 10 (福井県工業技術センター内)
 TEL.0776-55-1555 FAX.0776-55-1554 E-mail fstr@fisc.jp

〈交通アクセス〉

- 電車**
- ・JR 北陸本線 春江駅より徒歩約 25 分
 - ・えちぜん鉄道 三国芦原線 鷺塚針原駅より徒歩約 15 分

- バス**
- ・京福バス 運転者教育センター線 (JR 福井駅西口バスターミナル乗り場 2 番) 「つくしの団地」下車 徒歩約 3 分

- 乗用車**
- ・JR 福井駅より約 20 分
 - ・北陸自動車道「福井北 I.C」より約 25 分
 - ・北陸自動車道「丸岡 I.C」より約 20 分

- 飛行機**
- ・小松空港から連絡バスで JR 福井駅まで約 60 分
 - ・JR 福井駅から路線バスをご利用下さい。



デザイン振興部

〒915-0096 福井県越前市瓜生町 5-1-1 (サンドーム福井内)
 TEL.0778-21-3154 FAX.0778-21-3155 E-mail dcf@fisc.jp

〈交通アクセス〉

- 電車**
- ・JR 北陸本線鯖江駅より徒歩約 15 分
 - ・福井鉄道サンドーム西駅 (上鯖江) から徒歩約 15 分

- 乗用車**
- ・北陸自動車道「鯖江 I.C」より約 5 分
 - ・北陸自動車道「武生 I.C」より約 7 分

- 飛行機**
- ・小松空港より 1 時間 20 分 (JR 小松駅まで連絡バス・その後 JR 利用)

